

平成 27 年度（2015 年度）

皇 學 館 大 学  
自己点検・評価報告書

皇 學 館 大 学

全学自己点検・評価委員会

# 目 次

<b>I 序 章</b> . . . . .	1
皇 學 館 大 学 学 長 清 水 潔	
<b>II 本 章</b>	
<b>第 1 章 理念・目的</b>	
1. 現状の説明 . . . . .	3
(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。 . . . . .	3
(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。 . . . . .	7
(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。 . . . . .	8
2. 点検・評価 . . . . .	10
3. 将来に向けた発展方策 . . . . .	12
4. 根拠資料 . . . . .	13
<b>第 2 章 教育研究組織</b>	
1. 現状の説明 . . . . .	15
(1) 大学の学部・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。 . . . . .	15
(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。 . . . . .	18
2. 点検・評価 . . . . .	19
3. 将来に向けた発展方策 . . . . .	19
4. 根拠資料 . . . . .	20
<b>第 3 章 教員・教員組織</b>	
1. 現状の説明 . . . . .	21
(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。 . . . . .	21
(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。 . . . . .	24
(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。 . . . . .	29
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。 . . . . .	31
2. 点検・評価 . . . . .	33
3. 将来に向けた発展方策 . . . . .	36
4. 根拠資料 . . . . .	38
<b>第 4 章 教育内容・方法・成果</b>	
<b>4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針</b>	
1. 現状の説明 . . . . .	40

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。 . . . . .	40
(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。 . . . . .	45
(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。 . . . . .	51
(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。 . . . . .	51
2. 点検・評価 . . . . .	52
3. 将来に向けた発展方策 . . . . .	53
4. 根拠資料 . . . . .	54

#### 4-2 教育課程・教育内容

1. 現状の説明 . . . . .	56
(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。 . . . . .	56
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。 . . . . .	61
(3) 教育課程の適切性について、授業科目を適切に開設し、定期的に検証を行っているか。 . . . . .	65
2. 点検・評価 . . . . .	66
3. 将来に向けた発展方策 . . . . .	67
4. 根拠資料 . . . . .	68

#### 4-3 教育方法

1. 現状の説明 . . . . .	69
(1) 教育方法および学習指導は適切か。 . . . . .	69
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。 . . . . .	71
(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。 . . . . .	72
(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。 . . . . .	73
2. 点検・評価 . . . . .	75
3. 将来に向けた発展方策 . . . . .	77
4. 根拠資料 . . . . .	78

#### 4-4 成果

1. 現状の説明 . . . . .	79
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。 . . . . .	79
(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。 . . . . .	80
2. 点検・評価 . . . . .	82
3. 将来に向けた発展方策 . . . . .	83

4. 根拠資料	84
---------	----

## 第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明	86
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。	86
(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。	89
(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	94
(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。	96
2. 点検・評価	97
3. 将来に向けた発展方策	99
4. 根拠資料	101

## 第6章 学生支援

1. 現状の説明	103
(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。	103
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。	104
(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。	106
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。	106
2. 点検・評価	108
3. 将来に向けた発展方策	109
4. 根拠資料	110

## 第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明	112
(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。	112
(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。	112
(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。	114
(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。	116
(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。	117
2. 点検・評価	118
3. 将来に向けた発展方策	120
4. 根拠資料	121

## 第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明	122
----------	-----

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。 . . . . .	122
(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。 . . . . .	123
2. 点検・評価 . . . . .	128
3. 将来に向けた発展方策 . . . . .	129
4. 根拠資料 . . . . .	129

## 第9章 管理運営・財務

### 9-1 管理運営

1. 現状の説明 . . . . .	131
(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。 . . . . .	131
(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。 . . . . .	133
(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。 . . . . .	135
(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。 . . . . .	136
2. 点検・評価 . . . . .	136
3. 将来に向けた発展方策 . . . . .	137
4. 根拠資料 . . . . .	137

### 9-2 財務

1. 現状の説明 . . . . .	139
(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。 . . . . .	139
(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。 . . . . .	141
2. 点検・評価 . . . . .	142
3. 将来に向けた発展方策 . . . . .	143
4. 根拠資料 . . . . .	143

## 第10章 内部質保証

1. 現状の説明 . . . . .	145
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。 . . . . .	145
(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。 . . . . .	146
(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。 . . . . .	148
2. 点検・評価 . . . . .	149
3. 将来に向けた発展方策 . . . . .	150
4. 根拠資料 . . . . .	150

Ⅲ終 章 . . . . .	152
----------------	-----

# I 序 章

## 序章

皇學館大学 学長 清水 潔

### 1. 本学の自己点検・評価の基本方針

本学の創設は、明治15年4月に神宮祭主久邇宮朝彦親王の令達により、林崎文庫内に皇學館が創設されたことに始まる。明治33年2月には賀陽宮邦憲王より「令旨」を賜り、建学の精神として奉戴してきた。後に、本学は、内務省所管の官立専門学校、文部省所管の官立大学となるも、昭和20年発令の神道指令により翌年廃学となった。その後、昭和37年4月に私立大学として文学部2学科の体制で再興された。再興後、学部・学科の増設、改組改編等を経て、現在、3学部6学科2研究科を擁する大学となっている。

本学の「目的」は「皇學館大学学則」第1条に次のように明記している。

第1条 皇學館大学(以下「本学」という。)は、わが国民の歴史と伝統とに基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命とする。

この第1条の目的を達成するために、「皇學館大学学則」第2条において「自己点検及び評価」について以下のように定めている。

第2条 本学は、教育研究の水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検項目及び実施体制については、学校法人皇學館自己点検・評価規程、学校法人皇學館全学自己点検・評価委員会規程、学校法人皇學館教育研究自己点検・評価委員会規程及び学校法人皇學館管理運営自己点検・評価委員会規程に定める。

なお、大学院についても、「皇學館大学大学院学則」第2条において「使命」を、第3条においてその使命を達成するために自己点検及び評価を行うことを明確に定めている。

本学の自己点検・評価の「範囲」「組織」は、「学校法人皇學館自己点検・評価規程」第2条・第3条において以下のように定めている。

第2条 本学の自己点検・評価を実施する範囲は、基本理念、教育研究及び管理運営の各分野とする。

第3条 本学の自己点検・評価を実施するため、次の委員会を置く。

- (1) 全学自己点検・評価委員会
- (2) 教育研究自己点検・評価委員会
- (3) 管理運営自己点検・評価委員会

2 前項各号の委員会の任務、構成、運営及び実施の項目等については、別に定める。

このように、全学自己点検・評価委員会、教育研究自己点検・評価委員会、管理運営自己点検・評価委員会を中心に本学の自己点検・評価は実施されている。各委員会の任務等については、「学校法人皇學館全学自己点検・評価委員会規程」「学校法人皇學館教育研究自己点検・評価委員会規程」「学校法人皇學館管理運営自己点検・評価委員会規程」において明確に規定している。

## 2. 前回の認証評価結果に対する対応

前回（平成21年度受審）の大学基準協会による認証評価については、平成19年から約2年をかけ、前掲の3委員会において、点検・評価を実施し、「平成20年度（2008年度）皇學館大学自己点検評価・報告書」を提出した。その結果、平成22年3月に「皇學館大学に対する大学評価（認証評価）結果」として、「評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。認定の期間は2017（平成29）年3月31日までとする」との評価結果を得た。その際の報告書、評価結果は、大学ホームページに公表するとともに、関係機関に送付している。

なお、この「皇學館大学に対する大学評価（認証評価）結果」には、「助言」として14項目が挙げられた。それに対して、本学では全学自己点検・評価委員会において真摯に対応を協議し、平成25年度に「改善報告書」を提出した。その結果、平成26年3月付で「改善報告書の評価結果」が示された。その中で、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」については「なし」であった。しかしながら、「取り組みの成果が十分に表れていない事項については、引き続き一層の努力が望まれる」としいくつかの項目が挙げられた。

本学では、それらの改善を図るとともに、第2サイクルと言われる今回の機関別認証評価に向けて、全学自己点検・評価委員会、教育研究自己点検・評価委員会、管理運営自己点検・評価委員会を中心に検討が加えられ、報告書がまとめられるに至った。本報告書を編集するにあたってはワーキンググループを設置し作業にあたった。

今回の点検の過程で、内部質保証システムを確立させることが重要と認識し、平成27年10月に「学校法人皇學館自己点検・評価規程」の第4条を修正・第4条第2項を追加した。

第4条 学校教育法第109条に定める大学部門の自己点検・評価及び認証評価は、7年を周期として実施する。

2 大学部門は前項による自己点検・評価の他、「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に定める自己点検・評価を実施する。

この規程に基づき、「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」が定められた。そのPDCAサイクルの進行管理を行うために、「皇學館大学質保証・質向上委員会」を置くこととし、「皇學館大学内部質保証・質向上委員会規程」が定められた。ただし、今回の自己点検・評価報告書では、「皇學館大学内部質保証システム」による検証結果は十分に反映できてはいない。

なお、前回の認証評価時には、伊勢学舎に文学部4学科、教育学部1学科、文学研究科4専攻、名張学舎に社会福祉学部1学科、社会福祉学研究科1専攻を置くという体制であったが、伊勢学舎に新たに新校舎4棟の建築を進め平成23年度にキャンパス統合を行うなど、現在は伊勢学舎に文学部4学科、教育学部1学科、現代日本社会学部1学科、文学研究科3専攻、教育学研究科1専攻を置く新たな体制に発展移行した。また、附置機関を改編し、研究開発推進センターを設置した。さらに平成24年には、本学は創立130周年、再興50周年という大きな節目を迎えた。この7年間は、いわば本学の新体制の形成と新たな展開が推進された時にあたった。

本報告書は、大学基準協会に提出するとともに、本学の今後に向けて、自ら改革・改善を行うための原動力として位置づけ、内部質保証の充実を図るものである。



## II 本章

# 第1章 理念・目的

## 第1章 理念・目的

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

##### <1> 大学全体

本学の創設は、明治15年4月に、神宮祭主久邇宮朝彦親王の令達により、林崎文庫内に神宮神職子弟の教育機関として皇學館が創設されたことに始まる。明治33年2月、神宮祭主本館総裁賀陽宮邦憲王より以下に示す令旨を賜った。

神宮皇學館教育ノ旨趣ハ、皇国ノ道義ヲ講ジ、皇国ノ文学ヲ修メ、之ヲ實際ニ運用セシメ、以テ倫常ヲ厚ウシ、文明ヲ補ハントスルニ在リ。夫レ業勤メザレバ精ナラズ、事習ハザレバ達セズ。況ンヤ本館期スル所ノ学ノ重且大ナルニ於テヲヤ。本館学生深ク此旨ヲ体シ、常ニ師長ヲ敬重シ、館則ヲ遵守シ、黽勉努力、以テ他日ノ成業ヲ期シ、夙夜肯テ怠ルコト勿レ。

以後、本令旨を立館の本旨、建学の旨趣・精神・使命として奉戴してきた。その後、明治36年に内務省所管の官立専門学校、昭和15年文部省所管の官立大学となったが、昭和20年12月発令の神道指令により昭和21年3月に「神宮皇學館大學官制」が廃止され廃学となった。

その後昭和37年4月に私立大学として文学部2学科(国文・国史)の体制で再興された。現在、3学部6学科2研究科を擁する大学となったが、今も創設時の建学の精神は受け継がれており、「皇學館大学学則」第1条(資料1-1)に、「目的」として、

皇學館大学(以下「本学」という。)は、わが国民族の歴史と伝統とに基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命とする。

と明記されている。

各学部・学科については、その「教育研究上の目的」を「皇學館大学学則」第3条の2(資料1-1)に明記している。

大学院については、「皇學館大学大学院学則」第2条(資料1-2)に「使命」として、

本大学院は、神宮皇學館大學の建学の精神を継承して、わが国の歴史と伝統に基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を涵養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命とする。

と記されている。各研究科・専攻の「教育研究上の目的」については「皇學館大学大学院学則」第1章第4条に明記している。また、同第4条第2項・第3項に研究科全体の課程の目的も記載している(後述)。

平成17年、中期計画策定委員会が設置されて本学の安定的な発展を期するために第一次中期計画が検討された。その際に中核とされたのが、「建学の精神」の明確化と全教職員による共有化であった。そして、同年12月の中期計画答申において、大学の理念・目的が「皇學館 建学の精神」として次のように具現化・共有された(資料1-3 pp.2~4)。

「精神の基本」

日本の神々を祀る神道を基盤として、皇室や神宮を崇め、祖先を敬い、国を愛し、歴史・伝統・文化を尊ぶ心を育む。この精神を中核として、学生は国家社会に貢献できる人物に成長できるように努力し、教員は世界に通用する学問と教育成果をあげられるように努める。この原点を忘れないと同時に、時代状況に応じて国家社会を適切に導いて行くための柔軟な精神もまた尊重される。

「大学の目標」

- ①わが国の歴史・伝統を継承・究明・応用して社会の要請に応える学園の創造
- ②神道精神に基づく人間性豊かな立派な日本人の育成
- ③自立心に富み、社会の各領域においてリーダーとして貢献できる人材の養成

さらに、平成26年11月「皇學館大学将来ビジョン140中期行動計画（平成27年度～平成31年度）（以下、『中期行動計画』とする。）」（平成26年8月理事会承認）が学内外に発表された（資料1-4）。この『中期行動計画』に掲げられた本学の「教育目標」と「養成する人材像」は次の通りである（資料1-4 pp.2～3）。

（教育目標）

- ①神道の精神に則り、我が国の歴史・伝統に基づく文化を究明し、祖国を愛する心を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成します。
- ②生涯を通じて学び続ける意欲を持ち、主体的に考える力を持った人材を育成します。
- ③教育・保育、公務員、福祉、企業、神社、地域貢献等社会の様々な領域で、他者と協働し、中核的人材として貢献できる人材を育成します。

（養成する人材像）

- ①生涯学び続け、主体的に考え、行動できる人材。
- ②日本人としてのアイデンティティを備え、グローバル社会で活躍する人材、イノベーションを創出する人材、地域再生の核となる人材。
- ③異なる言語、世代、立場を超えてコミュニケーションできる人材。

学長のことばに「皇學館大学は、創立が明治15年の昔に遡り、130有余年の歴史と伝統をもつ全国でも有数の大学である。その間、明治33年に賜った賀陽宮邦憲王の令旨を建学の精神として仰ぎ、いまに堅持してきた。本学の学風は、大学創立の由来と建学の精神の根底に流れる、神道を核とする日本の歴史と文化を究明し、これを継承・実践して、わが国の精神文化の発展向上に貢献するとともに、進んで世界の文明の進展に寄与しようとするものである」（資料1-5 p.1）とあるように、神道精神に基づく本学建学の理念の根幹は不変のものである。

## <2>学部

### 【文学部】

本学は、昭和37年の再興以来、平成9年度まで文学部のみの1学部体制であったために、大学の教育目的がそのまま文学部の教育目的でもあった。それゆえ、社会福祉学部（後に廃止）・教育学部・現代日本社会学部を設置して以後も、文学部の教育目的を特に定めることなく、各学科の教育目的のみを定めて、近年に至っている。

## 第1章 理念・目的

文学部各学科の教育研究上の目的は、「皇學館大学学則」第3条の2に、以下のように定めている（資料1-1）。

### 〈神道学科〉

日本人が守り伝えた民族固有の信仰であり日本文化の根源である神道を、祭祀学・古典研究・神道史学・神道神学・宗教学などの分野を通して教育・研究するとともに、将来、神職をはじめ各界において指導的な役割を果たす人材を育成する。

### 〈国文学科〉

日本文化の中核を成す国語と国文学を教育・研究することにより、豊かな感受性、柔軟な思考力、的確な表現力を身につけ、日本文化の担い手としての自覚を有しつつ、現代社会の諸課題にも積極的に対処し得る自立した人材を育成する。

### 〈国史学科〉

日本の歴史と伝統に根ざした祖国愛の精神を基軸とし、史料主義・原典主義にたつて、バランスのとれた中正なる歴史認識を確立することによって、日本人として多様な現代社会を冷静に読み解き、将来を展望する見識ある人材を育成する。

### 〈コミュニケーション学科〉

現代の日本社会で必要とされるコミュニケーション能力と、英語力を実践的に身につけ、あわせてその背景となる知識や理論また伝統文化の教育・研究によって、現代社会の多彩なコミュニケーションの場を担い、すぐれた人材を育成する。

上記のうち、コミュニケーション学科に関しては、趣旨は同じながら、『履修要項』に載せる「教育目的」には、「「人間関係」「英語コミュニケーション」という2分野の教育を通して、日本語と英語によるコミュニケーション能力を実践的に身につける。あわせて、その背景となる知識や理論、また歴史や伝統、文化の教育と研究によって、地域社会の多彩なコミュニケーションの場を担い、すぐれた人材を育成する」と定めている（資料1-6 p.14）。

### 【教育学部】

本学部は、平成20年4月に既設の文学部教育学科を再編し新たな学部として創設された。その「教育研究上の目的」は、「皇學館大学学則」第3条の2に、以下のように定めている（資料1-1）。

日本の伝統と文化に根ざした豊かな人間性を備え、教育諸科学に係る専門的知識や技能を活用して、現代の教育課題の解決に向けて実践的に即応する能力を有する人材を育成する。

この基本的な「教育・研究上の目的」を基に、より具体的な表現として『履修要項』では「教育目的」を「我が国の歴史と伝統そして文化を尊重する日本人としてのアイデンティティーを基盤として、グローバルな国際社会に通用する知識と実践力を備えた教育者を育成する」と定めている（資料1-6 p.15）。

### 【現代日本社会学部】

現代日本社会学部の「教育研究上の目的」は「皇學館大学学則」第3条の2に以下のよう

に定めている（資料1-1）。

現代日本における文化、社会、福祉などの教育を通じて徳性と知性と技能を磨き、それらの融合から引き出される応用力によって現代日本社会の諸問題に主体的・創造的に対応することで、各領域においてリーダーとして貢献できる幅広い職業人を養成することを教育目的とする。また、この教育目的達成のために、現代日本社会を多面的・総合的に考察することを研究目的とする。

このうち『履修要項』の「教育目的」では「政治・経済」「現代社会」「福祉計画・社会福祉」「伝統・文化」という四分野の教育を通じて知力を磨き、各実習を通じて人格、実践力、気力、胆力を鍛え、それらを演習で融合し、こうして引き出される洞察力・応用力を駆使して、現代日本社会の諸問題に主体的・創造的に対応することで、各領域においてリーダーとして貢献できる幅広い職業人を養成する」としている（資料1-6 p.16）。

以上の理念・目的は、『履修要項』に記載されている「ディプロマ・ポリシー」として具現化されている（資料1-6 p.16）。

### <3>研究科

研究科全体の課程としての目的は、「皇學館大学大学院学則」第4条の第2項・第3項に次のように定めている（資料1-2）。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。
- 3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

なお、『履修要項』には、「大学院について」として、前掲の「皇學館大学大学院学則」第2条「使命」と上記第2項・第3項を「目的」として記している（資料1-6 p.255）。

#### 【文学研究科】

文学研究科の「人材養成（教育）目的」は、『履修要項』に次のように定めている（資料1-6 p.256）。

##### 〈博士前期課程〉

各研究領域において培われてきた研究方法と専門的知識を身につけるとともに、その学問的修練を通してわが国文化に対する確固たる姿勢を確立して、社会の諸課題に取り組む意欲を有する高度職業人、もしくは研究者を目指しうる人材、もしくは教養豊かな社会人の育成を目的とする。

##### 〈博士後期課程〉

各専門分野において自立した研究活動を行うに足る能力を有する人材、また、身につけた研究能力を活かして社会の諸課題に積極的に対処しうる高度な職業人の育成を目的とする。

また、専攻ごとの「教育研究上の目的」は「皇學館大学大学院学則」第4条に以下のよう定めている（資料1-2）。

〈神道学専攻〉

神道精神を身につけ、日本文化の歴史と伝統を研究することにより、神道に関わる深い造詣を有する神職及び広い視野から神道を研究する能力を有する人材を育成する。

〈国文学専攻〉

国語や国文学の文献・現象を適切かつ深く解釈する能力と、広い視野から独自の問題を見出してその研究を行う能力を有する人材を育成する。

〈国史学専攻〉

国史に関する史資料の正確な読解能力を鍛えるとともに、中正な歴史観の養成を通して、高度な研究能力と、深い歴史的洞察力を有する人材を育成する。

**【教育学研究科】**

本研究科は、平成23年度の教育学部の完成年時を受け、既設の文学研究科教育学専攻を改組し、平成24年4月に創設された。その「教育研究上の目的」は、「皇學館大学大学院学則」第4条に以下のように定めている（資料1-2）。

広い視野に立って教育諸科学の専門的知識を受け、教育学分野における研究能力を培い、また教育分野における高度な専門性が求められる職業を担うための専門的実践力を培うことを目的とする。

具体的には、(1)高度職業人としての教員の養成、(2)実践的な教育研究者の養成、(3)指導的教員の養成をめざす。

また教育学研究科の「人材養成（教育）目的」は、『履修要項』に次のように定めている（資料1-6 p.256）。

〈修士課程〉

学士課程における学修と本学建学の精神を基礎に、より専門的な教育諸科学の知識と技能を身に付け、今日の教育課題に真摯に対応できる能力を持つ、初等教育ならびに中等教育における教員を養成することを目的とする。

**（2）大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。**

**<1> 大学全体**

本学の理念・目的の根幹とも言うべき「賀陽宮邦憲王令旨」とその解説は、『学生便覧』（資料1-5 pp.2~4）『学生手帳』（資料1-7 pp.1~5）に記載している。また「建学の精神」の詳しい説明もそれらに記載している。

また平成17年策定の「第一次中期計画答申」で明確化された「皇學館建学の精神」の「精神の基本」と「大学の目標」は、『履修要項』（資料1-6 表紙見返し）、『学生便覧』（資料1-5 p.5）『学生手帳』（資料1-7 p.6）に記載されるとともに、各教室にも掲げられて、周知が図られている。

建学の精神である「賀陽宮邦憲王令旨」は入学式・卒業式には必ず奉読され、学長の式辞にも必ず「建学の精神」が触れられ、大学構成員への周知が図られている（『皇學館学園報』第55号・56号（資料1-8））。

## 第1章 理念・目的

大学ホームページでは、「理念・沿革」や「ヒストリー」に、本学の建学の精神について触れられている（資料1-9）。同ホームページでは、「皇學館大学学則」「皇學館大学大学院学則」「学生便覧」「履修要項」「皇學館学園報」も公開され、社会に周知されている。

平成26年度より、全学共通科目（必修）の科目区分「皇学」を「建学の精神」に変更し、科目名も「皇学入門《神道と日本文化》」「伊勢学（～H27）」「伊勢志摩共生学（H28～）」とした（『履修要項』（資料1-6 p.58））。参拝見学、月例神宮参拝や神嘗祭神宮参拝等の教育諸行事も「建学の精神」を踏まえたものである。また、各学科の修学指導において、「建学の精神」を踏まえて、学部・学科の教育目標を確認するようにしている（資料1-10 p.5）。

新任教職員に対しては、4月に研修会を実施しており、「理念・目的」の周知を図っている（資料1-11）。

### <2>学部

学部の理念・目的については、「皇學館大学学則」（資料1-1）、『履修要項』（資料1-6）に記載し、構成員に周知している。また、理念・目的を踏まえた学部長メッセージを「大学ホームページ」の各学部トップページ（資料1-12）、『要覧』（資料1-13 p.8、p.11、p.12）、『大学案内』（資料1-14 p.27、p.53、p.63）、「大学ホームページ」の受験生サイト（資料1-15）に記載している。

#### 【現代日本社会学部】

毎年各学年で行っている修学指導において、学部所属の全教員の前で、繰り返し学生たちに説明されている。

また、本学部の理念・目的を一言で表現した「日本を動かそう」というスローガンを作成し、ロゴも考案して、大学ホームページなど様々な媒体を通じて広報し、周知を図っている。

さらに、平成27年3月に学部長の講演をまとめた『現代日本社会学部が目指すもの』という冊子が大学出版部から出版された（資料1-16）。

### <3>研究科

#### 【文学研究科】

文学研究科（博士前期課程・後期課程）の教育目的は、『履修要項』（資料1-6 p.256）に記載している。ただし、「皇學館大学大学院学則」には専攻ごとの「教育研究上の目的」を記載しており、文学研究科全体（博士前期課程・後期課程）の「教育研究上の目的」は記載していない。

#### 【教育学研究科】

教育学研究科の教育目的は、『履修要項』（資料1-6 p.256）に記載している。「皇學館大学大学院学則」（資料1-2）に教育学専攻の「教育研究上の目的」として記載しており、教育学研究科は1専攻のみであるため教育学研究科の「教育研究上の目的」にもあたる。

### (3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。



## ＜1＞ 大学全体

大学全体の理念・目的については、「現状の説明」に記したように、明治33年の「賀陽宮邦憲王令旨」にある理念・目的は不変のものと言える。しかし、時代の変化に応じた明確化・共有化の必要性が生じたために、平成17年に「皇學館 建学の精神」として確認された（資料1-6 表紙見返し）。

その再確認の後には、時代の状況に柔軟に対応するために、その時々「目標」を設定してきた。

『皇學館大学自己点検・評価報告書 平成21年度』（第三者評価受審）に記すように、当時の自己点検において、理念・目的の適切性の検証が行われた（資料1-17 pp.13～19）。

旧「学校法人皇學館自己点検・評価規程」第4条に、「本学の自己点検・評価は、7年を周期として実施する。ただし、項目によっては随時実施する」とあるように、7年周期ではあるが、必要に応じて検証する体制を取っていた。本学の自己点検の組織には、

- (1) 全学自己点検・評価委員会
- (2) 教育研究自己点検・評価委員会
- (3) 管理運営自己点検・評価委員会

がある。特に(1)(2)は理念・目的に関する検証の役割を担っている。

平成27年度からは、『中期行動計画』が始まり、年度ごとの計画の立案と実行、また年度末に達成度評価を行い、時代状況に応じた本学の理念・目的の具現化が試みられている（資料1-4）。なお、新「学校法人皇學館自己点検・評価規程」第4条第2項に基づき、「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」が平成27年10月28日から施行されることとなった（資料1-18、資料1-19）。「理念・目的」については、同要綱第3条(1)『中期行動計画』達成評価において「本学の業務全般の改善・向上。5年に1度実施」とあり、その別表1に「5年に1度＋3年目に中間評価。大学の理念、教育目的、人材育成目標等の検証を含む」とある。

今後は、上掲「全学自己点検・評価委員会」「教育研究自己点検・評価委員会」に加えて、『中期行動計画』達成評価において、理念・目的の検証・改善を行うこととなる。

## ＜2＞学部

### 【文学部】

従来、教務委員会の委員と教育開発センター長を構成員とするカリキュラム改革検討委員会を中心に、カリキュラムの全面的な改定がおおよそ4年ごとに行われており、それを検討する際に理念・目的の適切性についても検証がなされてきた。

### 【教育学部】

文学部と同様に4年ごとのカリキュラムの改定、平成22年4月からの特別支援教育コースの設置、平成24年4月の大学院研究科の創設、平成26年度『中期行動計画』の策定等、大きな改革の際に、学部の理念・目的の適切性について検証されてきた。

### 【現代日本社会学部】

学部開設当時から実施されてきた年2回の長期休業中に実施している教員研修会におい

て、本学部の教育研究理念が繰り返し確認されてきた。そして、平成27年度夏の教員研修会において、この研修会を検証のための組織と位置づけ、定期的に検証を行っていくことが確認され、検証が実施された（資料1-20）。

### ＜3＞研究科

#### 【文学研究科】

研究科委員会において、カリキュラム改定の際に検証してきた。最近では平成22年度新カリキュラムに合わせて平成21年度に検証した。

#### 【教育学研究科】

平成24年4月の教育学研究科開設時に理念・目的について検証を行った。その後、研究科委員会において、カリキュラム改定等の場合に検証してきた。

## 2. 点検・評価

### ●基準1の充足状況

本学は、明治33年の「令旨」、「皇學館大学学則」を根幹に、神道を基盤に据えた建学の精神のもと、国家有用の人材を育成することを目標にしている。教育、学生指導においては常に建学の精神を念頭に置き、大学のあらゆる媒体を使って、理念、目的の浸透を図っている。教員も「皇學館大学教員の心得」（資料1-21）に基づき、本学の理念・目的を踏まえて教育・研究に専心している。よって概ね基準を充足していると言える。

ただし、大学の質保証・質向上の観点から取り組む教育内容・方法の改善活動に対応して、教育目標等については絶えざる見直しと改善が求められる。その際、改善した教育目標と理念・目的の整合性を点検することが、これまで以上に必要だと考えられる。

### ①効果が上がっている事項

#### ＜1＞大学全体

本学では様々な機会に建学の精神を周知すべく努力を行っているが、その一例として、全学共通科目（必修）の科目区分「建学の精神」に、本学の建学の精神と深く関わる科目（科目名「皇学入門（神道と日本文化）」「伊勢学（～H27）」「伊勢志摩共生学（H28～）」）が設定されている（資料1-6 p. 58）。

平成26年度卒業時アンケート「【全般】1建学の精神を理解し、それを卒業後に活かす力をつけることができましたか」によれば、5点満点中平均点で3.9点となっており、前年度3.7点より上昇している（資料1-22）。

#### ＜2＞学部

#### 【教育学部】

制定された本学部の理念・目的については、「皇學館大学学則」に明記され（資料1-1）、その具体化された「教育目的」と3つのポリシーが毎年度の『履修要項』（資料1-6 p. 15）に記載され、学生たちに周知されている。

### 【現代日本社会学部】

本学部の理念・目的は「皇學館大学学則」第3条の2と『履修要項』の「教育目的」によって明らかにされ、教育の面では「ディプロマ・ポリシー」として具現化されている（資料1-6 p.16）。

その周知と理解のための努力が、毎年各学年で行っている修学指導と教員の研修会において続けられてきた（資料1-20）。

## <3>研究科

### 【教育学研究科】

制定された本研究科の理念・目的については、「皇學館大学大学院学則」に明記され（資料1-2）、それを具体化した3つのポリシーが毎年度の『履修要項』に記載され（資料1-6 pp.256～261）、大学院生たちに周知されている。

## ②改善すべき事項

### <1> 大学全体

理念・目的については、明治33年の「令旨」及び「皇學館大学学則」「目的」を根幹に据えているが、「目的」と「目標」の用語について、全体的に整理する必要がある。

### <2> 学部

#### 【文学部】

かつては大学の「教育研究上の目的」がそのまま文学部の「教育研究上の目的」でもあったため、文学部独自には定めていなかった。3学部体制の中では、文学部独自の「教育研究上の目的」を明確に定める必要がある。

#### 【教育学部】

学部の理念・目的については、カリキュラム改定や新コースの設置等の機会に検証されてきたが、定期的な検証を行う必要がある。

### 【現代日本社会学部】

「皇學館大学学則」第3条の2と『履修要項』の「教育目的」の分野区分とカリキュラムの分野区分の齟齬を訂正する必要がある（資料1-6）。また、「皇學館大学学則」第3条の2と『履修要項』の「教育目的」との間の表現の不統一を訂正する必要がある（資料1-1、資料1-6）。

さらに、学生の理解度や社会からの認知度を確認するためにアンケート調査などの方法を工夫する必要があるだろう。

## <3>研究科

### 【文学研究科】

「皇學館大学大学院学則」には専攻ごとの「教育研究上の目的」（資料1-2）、『履修要項』には文学研究科全体の「人材養成（教育）目的」としての記載になっており（資料1-6）、

やや整合性に欠けている。

### 【教育学研究科】

1年次の入学時において、本研究科としての理念・目的についてのガイダンスによって大学院生への周知はできているが、2年次生にはその機会がない。学部生のように、2年次修学指導を検討する必要がある。また、定期的な本研究科の理念・目的を検証するシステムを検討する必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### <1> 大学全体

「建学の精神」関係の科目群や参拝見学等の行事について、教育開発センターを中心にその効果を卒業時アンケートなどで確認し、さらに改善を加えていく。

#### <2> 学部

##### 【教育学部】

年度末の各学年別の修学指導時における指導を通じて、本学部の理念・目的を学生にさらに周知・確認させる。

##### 【現代日本社会学部】

学部の理念・目的を確認した上で、目標を常に検討し、カリキュラムや学部行事などに落とし込んでいく作業を、教員研修会等の場で続けていく。

#### <3> 研究科

##### 【教育学研究科】

本研究科としての理念・目的については、『履修要項』や入学時ガイダンスによって大学院生への周知はできている。理念・目的への理解をふまえ、それらを自らの学修や研究、修士論文作成にどう生かしているかの検討することが、改善点として上げられる。

### ②改善すべき事項

#### <1> 大学全体

「建学の精神」を表した「賀陽宮邦憲王令旨」「皇學館大学学則」第1条、「皇學館大学大学院学則」第2条が大学全体の「理念・目的」であり、その理念・目的を達成するために目指すべき具体的な成果指標が「教育目標」であるとの区別を明確にした上で、「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」（資料1-19）に基づき皇學館大学 質保証・質向上委員会（資料1-23）で検証を行っていく。学部・学科ごとに定めてある「教育目的」とカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとの関係も同様である。

#### <2> 学部

##### 【文学部】

平成26年度秋の大学ポートレート（資料1-24）の作成を機に、3学部体制の中で独自の「教育研究上の目的」を定めることとなり、その検討を開始している。その結果、一応の原案は作成され、平成27年度中には決定していく予定である。

### 【教育学部】

全学的な『中期行動計画』と連携させながら、本学部の理念・目的の検証を行う中・長期的な視野で皇學館大学内部質保証システム（以下、「内部質保証システム」とする。）を活用して定期的な検証を行う。

### 【現代日本社会学部】

卒業時アンケートなどを参考にして、目的と目標との効果的な結びつきについて、学部長が招集して年2回実施している教員研修会（学科全教員参加）において、常に検討していく。

## <3>研究科

### 【文学研究科】

「皇學館大学大学院学則」には専攻ごとの「教育研究上の目的」、『履修要項』には研究科全体の「人材養成（教育）目的」としている点など、研究科委員会において記載の方法を含めて整合性を図る。

### 【教育学研究科】

全学的な『中期行動計画』と連携させながら、本研究科の理念・目的を中・長期的な視野の中で、「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に基づき定期的に検証し、その結果を、年度当初に2年次修学指導の機会を設け、新入生と併せて本研究科の理念・目的を周知させる。

## 4. 根拠資料

- 1-1 皇學館大学学則
- 1-2 皇學館大学大学院学則
- 1-3 中期計画策定委員会答申
- 1-4 皇學館大学将来ビジョン140中期行動計画（平成27年度～平成31年度）
- 1-5 平成27年度 学生便覧
- 1-6 平成27年度 履修要項
- 1-7 平成27年度 学生手帳
- 1-8 皇學館学園報第55号・56号
- 1-9 大学ホームページ（大学概要）  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/about/>
- 1-10 平成26年度第14回全学教授会議事録（平成27年3月13日）
- 1-11 初任者研修会資料
- 1-12 大学ホームページ（文学部、教育学部、現代日本社会学部）

## 第1章 理念・目的

- <http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/literature/>  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/education/>  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/contemporary-japan/>
- 1-13 学校法人皇學館 平成27年度 要覧  
1-14 平成27年度 大学案内  
1-15 大学ホームページ（受験生サイト）（文学部、教育学部、現代日本社会学部）  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/campusview/faculty/literature/>  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/campusview/faculty/education/>  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/campusview/faculty/contemporary-japan/>
- 1-16 『現代日本社会学部が目指すもの』  
1-17 「皇學館大学自己点検・評価報告書 平成21年度」（第三者評価受審）  
1-18 学校法人皇學館自己点検・評価規程  
1-19 皇學館大学内部質保証システム実施要綱  
1-20 現代日本社会学部教員研修会資料  
1-21 「皇學館大学教員の心得」  
1-22 平成26年度 卒業時アンケート集計結果  
1-23 皇學館大学 質保証・質向上委員会規程  
1-24 大学ポータルサイト  
<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000491601000.html>

## 第 2 章 教育研究組織

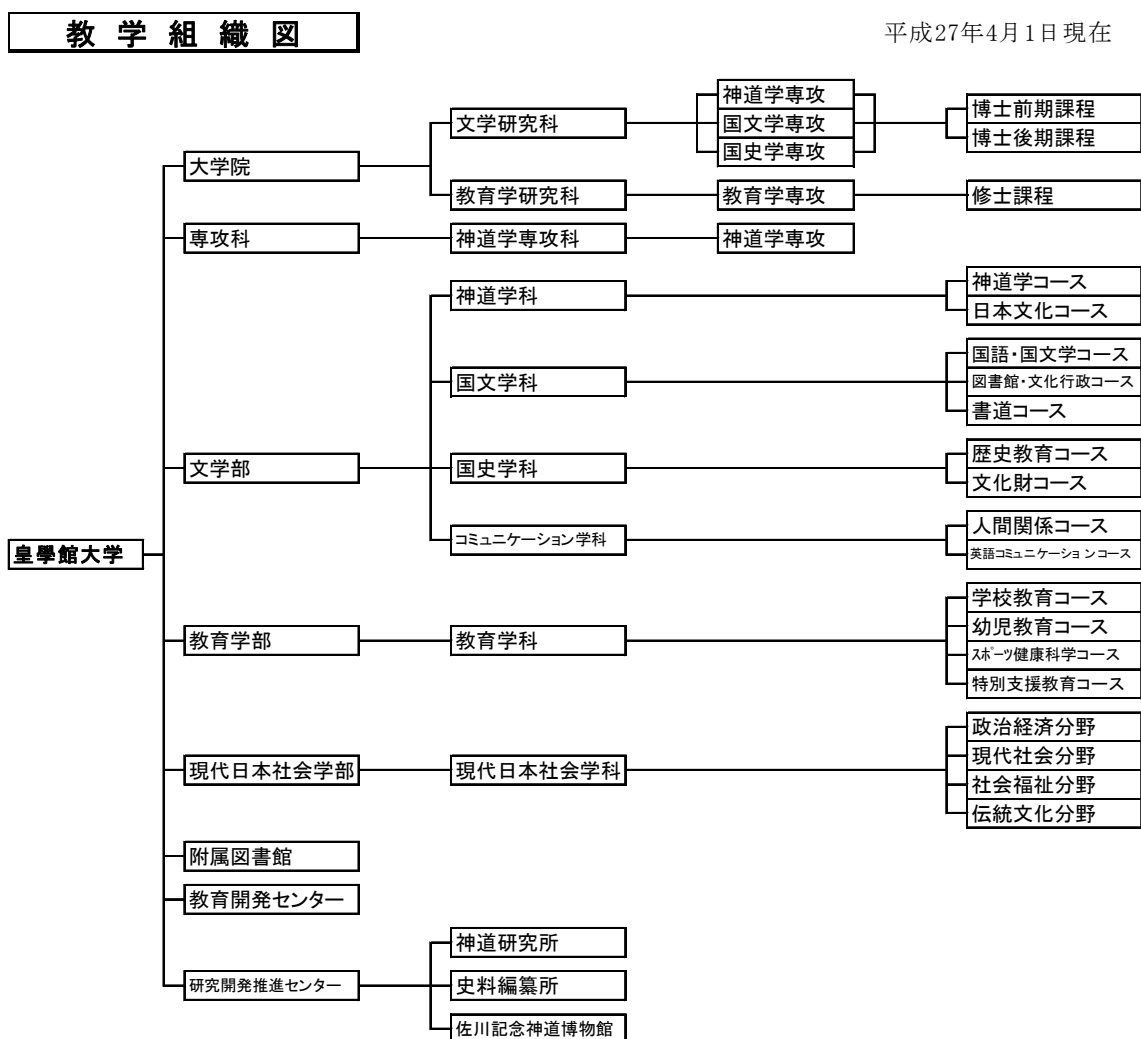
## 第2章 教育研究組織

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学の学部・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学の教育研究組織は、「皇學館大学学則」第1条で述べられている、「わが国民族の歴史と伝統とに基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成する」という目的に沿って設置されている(資料2-1)。

平成27年4月現在、本学は3学部(文学部、教育学部、現代日本社会学部)、2研究科(文学研究科、教育学研究科)、1専攻科(神道学専攻科)、2センター(教育開発センター、研究開発推進センター)で構成されている。文学部には神道、国文、国史、コミュニケーションの4学科、教育学部には教育学科、現代日本社会学部には現代日本社会学科を設置している。研究開発推進センターは神道研究所、史料編纂所、佐川記念神道博物館とプロジェクト研究部門で構成されている。





## ＜1＞学部

### 【文学部】

神道学科、国文学科、国史学科、コミュニケーション学科の4学科を設置。

ディプロマ・ポリシーの一つにおいて「社会人としての汎用的能力を有し、日本の古典的知と現代的知を兼ね備えた教養と、専攻した専門領域における基礎的かつ体系的な知識ならびに基礎的な研究方法を身につけている」ことを掲げているが、現在の学科構成はこれを実現するためのものである（資料2-2 p. 10）。大学は昭和37年4月に文学部国文学科、国史学科で開学したが、これは明治15年4月創立の神宮皇學館、昭和15年4月に官立大学に昇格した神宮皇學館大學の伝統を継承するものである。昭和50年4月には文学部に教育学科、昭和52年4月には神道学科、平成12年4月にはコミュニケーション学科を設置した。また、各学科の教育内容をより明確化するためにコース制度を導入し、神道学科は、神道学コースと日本文化コースを、国文学科は国語・国文学コース、図書館・文化行政コース、書道コースを、国史学科は歴史教育コースと文化財コースを、コミュニケーション学科は人間関係コースと英語コミュニケーションコースを設置している。

### 【教育学部】

教育学科を設置。

昭和50年4月に設置された文学部教育学科を改組して、平成20年4月に設置した。その目的とするところは、「我が国の歴史と伝統そして文化を尊重する知識と実践力を備えた教育者の育成」であり、文学部教育学科が主に小学校・幼稚園教員養成を目的としたのに対し、教育学部では学校教育コース、幼児教育コース、スポーツ健康科学コース、特別支援教育コースを置き、保育士、幼稚園、小学校、中学校・高等学校（保健体育）、特別支援学校の各教員を中心に、幅広い教育課題に対応できる人材を育成している（資料2-2 p. 15）。

### 【現代日本社会学部】

現代日本社会学科を設置。

社会福祉学部（平成10年4月設置）を改組して平成22年4月に設置された。本学部は「皇學館大学学則」第1条中の「社会有為の人材を育成する」という部分を特に重視し、「現代日本における文化、社会、福祉などの教育を通じて徳性と知性と技能を磨き、それらの融合から引き出される応用力によって現代日本社会の諸問題に主体的・創造的に対応することで、各領域においてリーダーとして貢献できる幅広い職業人を養成すること」と「現代日本社会を多面的・総合的に考察することを研究目的とする」ことを教育研究目的として、大学の理念・目的を実現することを目指している（資料2-1 第3条の2）。

## ＜2＞研究科

### 【文学研究科】

神道学専攻（博士前期課程・博士後期課程）、国文学専攻（博士前期課程・博士後期課程）、国史学専攻（博士前期課程・博士後期課程）の3専攻を設置。

「皇學館大学大学院学則」第2条に規定しているように「神宮皇學館大學の建学の精神

を継承して、我が国の歴史と伝統に基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を涵養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命として」設置され、昭和41年に文学研究科修士課程（国文学専攻・国史学専攻）、昭和48年4月に博士課程（国文学専攻・国史学専攻）、平成2年に神道学専攻修士課程、平成16年4月に神道学専攻博士課程と教育学専攻修士課程を設置した（資料2-3 第2条）。なお、大学院文学研究科教育学専攻修士課程は、平成24年4月より教育学研究科修士課程となった。

### 【教育学研究科】

教育学専攻（修士課程）を設置。

平成20年4月設置の教育学部の完成年度を承けて、平成24年4月より上述のように大学院文学研究科教育学専攻を改組し、「複雑・多様化する現代の課題に対処しうる人材を養成すること」を目的として新たに独立した研究科として教育学研究科教育学専攻を設置した（資料2-2 p.261、資料2-4）。

### ＜3＞専攻科

神道学専攻科を設置。

学部での教育をさらに深めることを目的として昭和56年4月に設置された。大学を卒業していることが入学要件で、神職資格を1年で取得できる。

### ＜4＞センター・研究所

#### 【附属図書館】

本学の図書館は、建学の精神に基づいた教育・研究活動を支援するための学術情報基盤の役割を担う施設として、学術情報の情報収集、整理、保存を行い、学内外からの利用者の求めに応じた確・迅速に提供することを目的に運営されている（資料2-5、資料2-6、資料2-7）。

#### 【教育開発センター】

「全学の教育施策を企画・開発し、教育活動とその継続的な改善努力を支援すること」を目的として平成20年6月に設置された（資料2-8 第2条、資料2-9）。

#### 【研究開発推進センター】

附置研究機関としては、昭和48年4月に神道研究の充実を目指して神道研究所を、昭和50年4月に神宮史料等の編纂を中心とした史料編纂室（昭和53年に史料編纂所に改称）を、平成元年4月に神道や神社を中心とした日本文化を幅広く伝えるために佐川記念神道博物館を設置した。平成25年4月に「社会から本学に期待されている新たな研究教育機能を果たすとともに、このことを通じて本学の建学の精神を闡明・具現化し、もってそれを将来にわたって強固なものにする責務を負う」ことを趣旨として、これらの附置研究機関を一元的に運営し全学的な研究を推進するために、研究開発推進センターを設置した（資料2-10、資料2-11）。

**(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。**

グローバル化が推進される中で、日本人としてのアイデンティティの確立や我が国の伝統文化を次の世代に伝えることが重視されており、現代日本が抱える課題も多岐にわたる。大学では、これら社会の要請に対応するために定期的に検証を行い、学部学科の改組やコース・新分野の設置を行ってきた。

社会福祉学部の現代日本社会学部への改組においては、日本の抱える諸課題に対応するため、福祉政策・社会福祉に加えて政治・経済、現代社会、伝統・文化をも教育研究の内容に含めた。そして、その後の社会状況と学生のニーズの変化に対応して、教育研究において特に重視する分野を「政治経済」「地域社会」「社会福祉」「伝統文化」に変更し、さらに分野名の検討を進めている。

教育学部においては、平成22年4月に特別支援教育コースを設置した。また、文学部コミュニケーション学科においては、平成26年4月より人間関係コースの中に心理学分野を置き、さらに情報分野の充実も検討中である。

この他、教育開発センターの設置、附置研究機関を統合して研究開発推進センターを設置し、新プロジェクト研究に対応できる等、新組織を編成している。

教育開発センターにおいては学習支援室に加え、「地（知）の拠点整備事業」に係る全学的な地域志向の学修を進めるため、平成26年10月に地域課題学修支援室を設置した。

大学各学部の検証体制は、「皇學館大学学則」第2条において、「本学は、教育研究の水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」と定め、同条第2項において「点検項目及び実施体制については、「学校法人皇學館自己点検・評価規程」、「学校法人皇學館全学自己点検・評価委員会規程」、「学校法人皇學館教育研究自己点検・評価委員会規程」及び「学校法人皇學館管理運営自己点検・評価委員会規程」に定める」とされている（資料2-12、資料2-13、資料2-14、資料2-15）。

現代日本社会学部においては、さらに年2回、長期休業中に「教員研修」を実施して、適切性を検証している。（資料2-16）。

研究科については「皇學館大学大学院学則」第3条により、「本大学院は、教育水準の向上を図り、前条の使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」としている（資料2-3 第3条）。

研究開発センターについては、「皇學館大学研究開発推進センター規程」第4条において、「本センターは、第2条に掲げる設置の趣旨及びその社会的使命を達成するために、本センターの研究教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その所轄する附置研究機関等及びプロジェクト研究部門の継続について3年ごとに見直しを行うものとする。」と定めている（資料2-10 第4条）。

組織全体の検証については、学長が学長補佐に諮問し、教学運営会議で検証がなされている（資料2-17、資料2-18、資料2-19）。

また、監査室による定期的な業務監査に基づき、指摘を受けた点は検討して改めるように努力している。

また、旧「学校法人皇學館自己点検・評価規程」第4条には、「本学の自己点検・評価は、7年を周期として実施する。」と規定されている（資料2-12 第4条）。詳細は「学校

法人皇學館全学自己点検・評価委員会規程」にて定めている（資料2-13）。

## 2. 点検・評価

### ●基準2の充足状況

基準1で明確にされた理念・目的を実現するために、本学は文学部、教育学部、現代日本社会学部、文学研究科、教育学研究科、附属図書館、教育開発センター、研究開発推進センターを設置し、組織ごとに点検評価を行っている。これに加え、組織全体の適切性の検証は、「学校法人皇學館全学自己点検・評価委員会規程」に基づいて7年ごとに行うと共に、学長による学長補佐への諮問や教学運営会議において検証を行い、学部学科の改組やコース・新分野の設置を検討している。以上のように、おおむね基準を充足している。

### ①効果が上がっている事項

前回（平成20年）の自己点検において、伊勢学舎・名張学舎の地理的な隔たりによる教育研究資源の活用上の諸問題が指摘されたが、平成23年4月に伊勢学舎に統合したため、この問題は解消された。

教育開発センターの設置により、FD研修、授業評価アンケートによる教員の授業改善のための取り組みが行われている。学修支援面でも授業のビデオ録画、Moodle 及び manaba folio によるeラーニングシステムを活用した学生の主体的学びを推進している（資料2-20 p.1）。また、平成26年度には「地（知）の拠点整備事業」の採択をうけ、教育開発センター内に地域課題学修支援室を設置し、地域課題解決に積極的ににかかわる人材「アクティブ・シチズン」の育成を目的としたプログラムの運用を開始した（資料2-21）。さらに、伊勢赤十字病院・三重県との三者協定によるEPAベトナム人看護師候補者への日本語教育を実施している（資料2-22）。

研究開発推進センターの設置により、大学全体の研究方針が明確にされるとともに、従来別組織であった神道研究所・史料編纂所・佐川記念神道博物館の連携事業が行われるようになりつつある（平成27年度事業計画）。また、同センターにおいて科学研究費採択数増のために説明会等が行われ、申請も増加している（資料2-23）。他の研究機関等との連携も同センターを中心に行われている（資料2-24）。

### ②改善すべき事項

学長のリーダーシップにより学長補佐への諮問や教学運営会議で検証がなされているが、必ずしも定期的に行われているわけではない（資料2-19）。

文学部コミュニケーション学科については、教養科を母体として設置されたという経緯や、学生募集が他の学部・学科と比較すると低調ということもあって、社会の要請に応えるために、主たる教育分野・方針を模索してきており、現在も新たな方針を検討中である。

教育学部においては、建学の精神の涵養を確かにするために、「日本伝統文化教育論」を必修化した。現在4つのコースがあるが、その教員配置については、学生数との関連で、若干のアンバランスがある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

教育開発センターと研究開発推進センターを中心として授業改善や研究推進をすすめており、当面は現状を継続していく。

### ②改善すべき事項

組織の適切性の検証については、学長補佐への諮問や教学運営会議において必要に応じて行ってきたが、平成28年度からは、「学校法人皇學館自己点検・評価規程」第4条第2項に基づき平成27年度に策定した「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に基づいて行うこととなった（資料2-25）。

## 4. 根拠資料

- 2-1 皇學館大学学則（既出（1-1））
- 2-2 平成27年度 履修要項（既出（1-6））
- 2-3 皇學館大学大学院学則（既出（1-2））
- 2-4 平成27年度 大学院案内・募集要項
- 2-5 皇學館大学附属図書館規程
- 2-6 皇學館大学附属図書館利用規則
- 2-7 大学ホームページ（附属図書館）  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/library/p01.php>
- 2-8 皇學館大学教育開発センター規程
- 2-9 大学ホームページ（教育開発センター）  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/institutions/p02-05.php>
- 2-10 皇學館大学研究開発推進センター規程
- 2-11 大学ホームページ（研究開発推進センター）  
<http://kenkyu.kogakkan-u.ac.jp/>
- 2-12 学校法人皇學館自己点検・評価規程（既出（1-18））
- 2-13 学校法人皇學館全学自己点検・評価委員会規程
- 2-14 学校法人皇學館教育研究自己点検・評価委員会規程
- 2-15 学校法人皇學館管理運営自己点検・評価委員会規程
- 2-16 現代日本社会学部教員研修会資料（既出（1-20））
- 2-17 皇學館大学学長補佐職の設置に関する規程
- 2-18 皇學館大学教学運営会議規程
- 2-19 平成24年度第13回・平成26年度第11回教学運営会議議事録
- 2-20 学校法人皇學館 平成27年度事業計画
- 2-21 平成27年度 皇學館大学「地（知）の拠点整備事業」報告書
- 2-22 三重県と伊勢赤十字病院及び皇學館大学とのE P A（経済連携協定）に基づく外国人看護師候補者への支援に関する連携協定書
- 2-23 科研費年度別申請件数
- 2-24 皇學館大学と三重県総合博物館との相互協力協定書
- 2-25 皇學館大学内部質保証システム実施要綱（既出（1-19））

## 第3章 教員・教員組織

## 第3章 教員・教員組織

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

##### <1> 大学全体

本学は、求める教員像を「皇學館大学教員選考規程」第2条（資料3-1）において以下のように定めている。

本学の建学の精神及び教育方針を尊重し、推進する熱意を有し、併せて人格、識見に優れ、教育・研究上の能力を有すると認められる者

また、教員組織の編制方針については、次のように定めている（資料3-2）。

各学部・学科・研究科は、その「教育研究上の目的」を達成するために、以下の点に留意して、それぞれにおいて設定するディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを着実に実現できる教員組織を編制する。

1. 大学設置基準・大学院設置基準に基づき、適切に教員を配置する。
2. 特定の範囲の年齢、性別に偏らないように配慮する。
3. 主要科目に関しては、原則として専任教員が担当する。

教員組織としては、学長、副学長、学長補佐、学部長、研究科長、学生部長、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長及び各学科に学科主任を置いて、責任の所在を明確にしている（資料3-3 第55条、資料3-4 第29条、資料3-5）。

教学に関わる全学的な組織として、学長が主催する教学運営会議があり、全学的な教学の方針に関する企画・立案及び執行方法について審議する。同会議は、学長・各学部長・各研究科長・学生部長・附属図書館長・教育開発センター長・研究開発推進センター長・事務局長・学長の指名する者（平成27年度においては、副学長・学長補佐）を構成員とする（資料3-6）。

また、各学部及び各センターに所属する全専任教員（教授・准教授・講師・助教）を構成員として、各学部の運営及び大学の教育に関する重要事項を審議し、学長に答申する会議体として、全学教授会があり、これによって全学的な合意形成を図っている（資料3-3 第57条の2、資料3-7）。さらに、各学部固有の問題を審議する会議体として、文学部教授会・教育学部教授会・現代日本社会学部教授会があり、学部単位の合意形成を図っている（資料3-8、資料3-9、資料3-10）。なお、全学教授会の開催にあたっては、事前に、学長・副学長・各学部長・学生部長・各学科主任・事務局長・総務部長・学生支援部長・その他委員会が必要と認めた者をメンバーとする総務委員会において全学教授会に関する事、その他大学及び学部運営に関することを審議している（資料3-11）。

全学的には、以上のように教員間の組織的な連携が図られている。

また、教員組織の適切性についても、上記の教学運営会議において検証がなされている（資料3-12）。

##### <2> 学部

###### 【文学部】

文学部としての求める教員像は大学全体に準じている。教員組織の編制方針については、平成25年7月12日に文学部長から各学科主任に対して、各学科の教員組織編制方針を定めるように要請があり、その要請文書において次のような文学部の教員組織の編制方針が提示された（資料3-13）。

1. 大学設置基準上必要な専任教員数24人に対して、32人以上の専任教員を置き、教員一人あたりの学生数を40人以内とする。
2. 年齢構成に偏りが起こらないように、計画的に任用する。

これを承けて、各学科において中期的な人事構想計画が策定され、学長に報告された（平成25年10月16日）。

上記学部長からの要請に従って定められた各学科の教員組織の編制方針は以下の通りである。

〈神道学科〉

神道神学・祭祀学・神道史・神道古典・宗教学・日本文化学の学問領域に立脚した教員組織とする。

〈国文学科〉

3コース（国語・国文学コース、図書館・文化行政コース、書道コース〈平成28年度からは書道・漢文学コース〉）それぞれの主要科目を担当できる専任教員を、各コースの教員数や年齢構成のバランスに配慮して配置する。

〈国史学科〉

古代・中世・近世・近代・東洋史の学問領域ごとに、年齢的なバランスを考慮して配置する。

〈コミュニケーション学科〉

学科に設置している「英語コミュニケーションコース」と「人間関係コース」のそれぞれにバランス良く教員数を配置する。

以上は、各学科において検討され、全学的組織である人事委員会において了承されたものであり、その方針は全学的に共有されていると言える。また、実際に、現在の各学科の教員構成は、上記の方針を明確に反映したものとなっている。

教員間の組織的な連携については、学科の独立性が高いので、原則的には各学科の学科会議においてなされている。ただし、学部全体にかかわる点に関しては、学部長が主催する学科主任の会議において検討・調整が行われて、連携が図られている（資料3-13）。

#### 【教育学部】

求められる教員像については、大学全体に準じている。また教員組織の編制方針については、保育士、幼稚園、小学校、中学校及び高校（保健体育）、特別支援学校の課程認定要件が基礎となっている。具体的な課程認定の要件教員数は、幼稚園（「教科に関する科目」7名、「教職に関する科目」7名）、小学校（「教科に関する科目」9名、「教職に関する科目」7名）、中学校及び高等学校の「保健体育」（「教科に関する科目」3名、「教職に関する科目」2名）、特別支援（3名）である。なお、各校種間の「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」において、各教員のダブルカウントができるため、26名の教育学部教員で課程認定はなされている。この基礎数を基に、「学校教育コース」「幼



児教育コース」「スポーツ健康科学コース」「特別支援教育コース」の4つのコースの教育課程に専任教員を適切に配置している。

教員採用の際、担当科目のカリキュラム上の必要性や、教員がどのような役割を果たすのかを明確にした上で、これに適した教育・研究業績があるかどうかを審査して採用し、課程認定の要件を満たし、かつ本学部の教育課程編成に必要なコースや分野に専任教員を配置している。

### 【現代日本社会学部】

求められる教員像については、大学全体に準じている。

学部専門科目の4区分「政治経済」「地域社会」「社会福祉」「伝統文化」の中に配当されている専門科目を担当できる人材を、4分野に配置している。これらの4分野の教員は、他分野への関心を持ち、自らの分野で実践的にイノベーションを起こしていくことを共に目指すことになっている。

この教員に求められる資質や具体的能力については、長期休業中に行われる教員研修や毎週水曜日に行われている学科会議において繰り返し確認されている。

教員構成は『大学案内』や入学式において保護者に配布する教員紹介資料などによって明示されている。

教員の組織的連携については、まず分野ごとに責任者を置き、その責任者を学科主任が束ねるという形で確保されている。

### ＜3＞研究科

本学研究科では、学部所属教員のうち「皇學館大学大学院担当教員選考規程」に定める基準に適合する教員を大学院研究科の教員として編制するのを原則としている（資料3-14）。

求める教員像は、「皇學館大学大学院担当教員選考規程」に、「第2条 教員は、皇學館大学（以下「本学」という。）の建学の精神及び教育方針を尊重し、推進する熱意を有し、並びに高度の教育研究上の指導能力、人格及び識見を有すると認められる者」と定められている。

また、研究科独自の教員の編制方針として、次の2点が定められている。

1. 「大学院設置基準第九条の規程に基づく大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数」に合致する教員を置く。
2. 主要科目については、それを担当する専任教員を置く。

研究科の教員の連携については、学長・副学長・各研究科長・大学院の授業を担当する専任教員・学生部長・附属図書館長によって組織される大学院委員会において合意形成を図っている（資料3-15）。

### 【文学研究科】

研究科に関する事柄の多くは、上記の「大学院委員会」において検討・調整されるのが基本であるが、文学研究科独自の課題については文学研究科の教員のみでなされ、連携が図られることもある（資料3-16）。また、各専攻は学部の各学科を基礎としているので、各専攻独自の課題に関しては、各学科の大学院担当教員のみによる学科会議において種々

検討・調整がなされ、連携が図られている。

#### 【教育学研究科】

教育学研究科に求められる全体としての教員像及び教員組織の編制方針は、上記の研究科全体のそれに準じている。教育学研究科においては、幼稚園、小学校、中・高等学校（保健体育）の専修免許の課程認定を受けており、また学校心理士認定運営機構が認定する「学校心理士」の受験資格付与も受けているので、これらカリキュラム上の要件を満たす教員の配置が必要となっている。

研究科の教員の連携や、教育研究の責任体制としては、文学研究科と定期的に合同開催される「大学院委員会」があり、そこで教員の連携や研究科の教育・研究にかかる事項を取り扱っている（資料3-17）。

#### ＜4＞センター

##### 【教育開発センター】

教育開発センターは、平成20年6月に設置された。平成27年4月現在「日本語表現」の担当者として助教を採用している。また、学部との兼任によるセンター教員を置き、初年次教育・共通教育システム、キャリア教育、リスク管理教育、FD、授業評価・学生生活評価の各領域の担当を置いている（資料3-18）。平成26年に「地（知）の拠点整備事業」の採択をうけて地域課題学修支援室を設置し、平成27年4月から特命教員3名を採用している（資料3-19）。教員組織の編制方針は、事業目的に応じた適切な教員配置を行うこととしている（資料3-20 第4条）。

##### 【研究開発推進センター】

研究開発推進センターは平成25年4月、それまで神道研究所・史料編纂所・佐川記念神道博物館という3つの本学附置研究機関が担ってきた研究機能を集約させる組織として設置され、平成26年4月、大学史の編纂を業務とする館史編纂室を吸収して今日に至る。その教員組織の編制方針は、神道研究所・史料編纂所・佐川記念神道博物館（館史編纂業務を含む）というセンター内の研究単位ごとに、バランスのとれた教員（研究者・学芸員）の配置を行うこととなっている（資料3-21）。

#### （2）学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

##### ＜1＞ 大学全体

各学部・学科、研究科、及び各センターに所属する専任教員は、平成27年度で83名（教授45名、准教授31名、講師1名、助教6名）と助手2名であり、大学設置基準及び大学院設置基準に定められた必要専任教員数75名以上であるとともに、必要とされる教授数38名も充足している。なお、このうち助教・助手は任期制（3年、その後1年ごとの更新が2回可能）である（資料3-22、資料3-23）。

教員の年齢構成については、30歳以下が1名、31歳から40歳が17名、41歳から50歳が18名、51歳から60歳が30名、61歳以上が17名となっている（資料3-24）。教員全体に占める女性の割合は、17%となっている。また、専任教員1人あたりの学生数については、全学専

任教員1人当たり35.9人となっている（大学基礎データ（表2））。以上のとおり、年齢他職位別等の構成に配慮しつつ、各教育課程に相応しい教員組織の整備を行っている。

また、各学部・研究科・センターが、それぞれの教育・研究の目的に応じて教員組織を編制することができるように、一般の専任教員のほか、多様な雇用形態による以下のような教員制度が整えられている。

〈特別教授〉（資料3-25）

目的、条件等

特別教授とは、皇學館大学を停年退職する教授のうち、下記の条件を満たした者で、本学の学術研究及び教育水準の向上を図ることを目的として、再任用する教授をいう。

- (1) 全期間の研究業績が「皇學館大学大学院担当教員選考規程」第4条に規定するD④教員に相当するものであり、かつ停年前10年間の研究業績が一定以上（皇學館大学研究教育業績データベースシステムの改変に伴い、その点数については検討中）あること。
- (2) 大学院の研究指導を担当できること又は学部の主要科目を担当できること若しくは本学の研究プロジェクトにおいて中心的役割を担えること。
- (3) 再任用後に週3コマ以上の科目担当があること又は研究に従事する場合は、週4日以上勤務すること。

〈特命教員〉（資料3-26）

目的・条件等

特命教員とは、皇學館大学が、学部・学科等の増設のため、若しくは本学の教育目標達成のため特に重要と認められる授業科目を担当し、又は本学の教育・研究プロジェクトに参画する等の事由により、特に担当職務及び期間を定めて任用する者をいう。

〈特別招聘教授〉（資料3-27）

目的・条件等

特別招聘教授とは、皇學館大学の教育目標達成に特に重要と位置づけられる授業科目を担当するため、若しくは学術研究又は教育水準の向上を図ることを目的として、国内外から招請する特に優れた教育・研究上の業績のある、又は特に高い社会的評価を得ている研究者及び学識経験者等をいう。

## ＜2＞学部

### 【文学部】

大学及び文学部の編制方針に基づき各学科の教育課程の編成方針、実施方針に即した科目を担当できる教員を採用し、学部教育に相応しい教員編制に努めている。神道学科・国文学科・国史学科・コミュニケーション学科の4学科の教員構成としては、教授22名、准教授9名、助教2名の合計33名の専任教員を配置しており、大学設置基準に定められた必要専任教員数24名以上であるとともに、必要とされる教授数12名も充足している。

学部全体の専任教員の年齢構成については、40歳以下が5名、41歳から50歳が8名、51歳から60歳が11名、61歳以上が9名となっている（資料3-24）。男女構成については、女性教員が3名で、コミュニケーション学科に限られている（資料3-28）。また、専任教員1人あたりの学生数については、学部専任教員1人当たり45.7人となっている（大学基礎データ（表2））。以上のとおり、年齢他職位別等の構成に配慮しつつ、各教育課程に相応

しい教員組織の整備を行っている。

平均担当授業時間数は教授15.2時間、准教授15.4時間、助教12.2時間となっている（資料3-29）。

以下、学科ごとに記述する。

〈神道学科〉

現在、専任教員は7名（特別教授2名、教授4名、助教1名）であり、設置基準の6名を上回っている。ただし、祭祀学・神道史分野の教員の補充が喫緊の課題となっている。

年齢構成については、専任教員年齢別・職階別構成に見られるとおり、50歳以上に偏りがあるため、これを改善するために、今後は積極的に若い教員を採用していく必要がある（資料3-24）。専門科目における必修科目の専兼比率は、85.7%となっている（資料3-30）。

教員と授業科目の適合性については、採用時、また毎年度の授業担当者を決定する際に学科において慎重に審議している。

〈国文学科〉

国語・国文学コース6名（うち特別教授が1名）、図書館・文化行政コース2名、書道コース（平成28年度からは「書道・漢文学コース」）2名の合計10名で、設置基準の6名を上回っている。専門科目における必修科目の専兼比率は、88.9%となっている（資料3-30）。

教員と授業科目の適合性については、採用時、また毎年度の授業担当者を決定する際に学科において慎重に審議している。各コースの教育課程に必要な人員を十分に満たしている。

年齢構成については、60歳代3名、50歳代3名、40歳代2名、30歳代1名、20歳代1名（平成27年9月採用）と、バランスがとれている（資料3-24）。

〈国史学科〉

古代1名、中世2名、近世2名、近代2名、東洋史1名の合計8名（うち1名が特別教授、教授4名、准教授3名）で、教員組織の編制方針に合致しているとともに、設置基準の6名を上回っている。専門科目における必修科目の専兼比率は、100%となっている（資料3-30）。

教員と授業科目の適切性については、採用時、また毎年度の授業担当者を決定する際に学科において慎重に審議しており、各コースの教育課程に必要な人員を十分に満たしている。

年齢構成については、専任教員年齢別・職階別構成に見るとおり、やや高齢に偏っている（資料3-24）。今後は積極的に若い教員を採用していく必要がある。

〈コミュニケーション学科〉

「英語コミュニケーションコース」4名、「人間関係コース」5名の合計9名（教授6名、准教授2名、助教1名）で、教員組織の編制方針に合致しているとともに、設置基準の6名も上回っている。また、外国人専任教員が2名（中国・アメリカ）在籍している。専門科目における必修科目の専兼比率は、42.9%となっている（資料3-30）。

教員と授業科目の適切性については、採用時、また毎年度の授業担当者を決定する際に学科において慎重に審議しており、各コースの教育課程に必要な人員を十分に満たしている。

年齢構成については、60歳代3名、50歳代2名、40歳代3名、30歳代1名で、バランス

がとれている（資料3-24）。

#### 【教育学部】

大学及び教育学部の編制方針に基づき各学科の教育課程の編成方針、実施方針に即した科目を担当できる教員を採用し、学部教育に相応しい教員編制に努めている。教員構成では、教授11名、准教授12名、講師1名、助教1名、助手1名の合計26名の専任教員を配置しており、大学設置基準に定められた必要専任教員数12名以上であるとともに、必要とされる教授数6名も充足している。

学部全体の専任教員の年齢構成については、30歳以下が1名、31歳から40歳が5名、41歳から50歳が3名、51歳から60歳が11名、61歳以上が5名であり、50歳代以上が65%を占め、高齢に偏っている（資料3-24）。男女比は、男18名、女8名となっている（資料3-28）。また、専任教員1人あたりの学生数については、学部専任教員1人当たり39.7人となっている（大学基礎データ（表2））。専門科目における必修科目の専兼比率は、90%となっている（資料3-30）。平均担当授業時間数は教授16時間、准教授14.7時間、講師11.1時間、助教24.1時間となっている（資料3-29）。

26名の専任教員からなる教育学部では、「学校教育コース」「幼児教育コース」「スポーツ健康科学コース」「特別支援教育コース」の4コース制のもと、それぞれの専門領域に対応した教員組織を整備している。また、課程認定において、保育士、幼稚園、小学校、中学校・高校（保健体育）、特別支援学校教諭の各資格や教員免許状の取得が可能な教員編制を整備している。具体的には、「学校教育コース」14名、「幼児教育コース」2名、「スポーツ健康科学コース」6名、「特別支援教育コース」3名と実習助手1名である。授業科目と担当教員の適合性に関しては、専任教員の採用・昇任に際し、教員資格審査委員会において教育研究業績を審査している。授業科目は、専門領域との適合性を考慮し、学科会議等での調整の上、全学教授会で審議している。

#### 【現代日本社会学部】

大学及び現代日本社会学部の編制方針に基づき各学科の教育課程の編成方針、実施方針に即した科目を担当できる教員を採用し、学部教育に相応しい教員編制に努めている。現代日本社会学部では、政治経済分野、地域社会分野、社会福祉分野、伝統文化分野の4分野に分けて教員を編制している。教員構成では、教授9名、准教授5名、助教1名の合計15名の専任教員を配置しており、大学設置基準に定められた必要専任教員数14名以上であるとともに、必要とされる教授数7名も充足している。

現在、政治経済分野に4名、地域社会分野に4名、社会福祉分野に5名、伝統文化分野に2名、合計15名の専任教員を配置している。このほか、本学部の特色である文化継承系の実習を担当する特別招聘教授を3名配置している。

学部全体の専任教員の年齢構成については、31歳から40歳が2名、41歳から50歳が5名、51歳から60歳が7名、61歳以上が1名であり、男女比は、男12名、女3名となっている（資料3-24、資料3-28）。また、専任教員1人あたりの学生数については、学部専任教員1人当たり29.7人となっている（大学基礎データ（表2））。専門科目における必修科目の専兼比率は、83.3%となっている（資料3-30）。平均担当授業時間数は教授15.9時間、准教授14.9

時間、助教12.3時間となっている（資料3-29）。

授業科目と担当教員の適合性については、まず採用時に全学的な資格審査委員会で確認している。着任後は昇格時の資格審査委員会で判断している。さらに、4年ごとに行われる専門科目の再検討の際に学部全体で検討している。

### ＜3＞研究科

#### 【文学研究科】

大学及び研究科の編制方針に基づき教育課程の編成方針、実施方針に即した科目を担当できる教員を採用し、大学院教育に相応しい教員編制に努めている。

教員構成として、神道学専攻・国文学専攻・国史学専攻の3専攻において、博士前期課程で研究指導教員21名（うち教授21名）、博士後期課程で研究指導教員14名（うち教授14名）と研究指導補助教員2名の合計16名の合計37名の専任教員が所属している。大学院設置基準に定められた研究指導教員14名（うち教授12名）、研究指導補助教員16名を充足している。

このうち、1名が大学院のみ担当の特命教授、3名が特別教授、1名が研究開発推進センター所属、2名が現代日本社会学部所属、それ以外は文学部所属の教員である。

研究科担当教員の資格については、「皇學館大学大学院担当教員選考規程」に明記されている（資料3-14）。

以下、専攻ごとに教員の整備状況を記述する。

#### 〈神道学専攻〉

博士前期課程で8名（うち研究指導教員8名）、博士後期課程で6名（うち研究指導教員5名）の専任教員が所属しており、大学院設置基準に定められた教員数を満たしている。このうち2名は現代日本社会学部所属、また、特別教授も2名で、それ以外は神道学科所属教員である。

#### 〈国文学専攻〉

博士前期課程で6名（うち研究指導教員6名）、博士後期課程で5名（うち研究指導教員5名）の専任教員が所属しており、大学院設置基準に定められた教員数を満たしている。このうち1名は70歳を超えているが、教育・研究上特に必要であるために、大学院のみを担当する特命教授として在籍している。また、特別教授が1名在籍している。特命教授以外は国文学科所属である。

#### 〈国史学専攻〉

博士前期課程で8名（うち研究指導教員8名）、博士後期課程で5名（うち研究指導教員4名）の専任教員が所属しており、大学院設置基準に定められた教員数を満たしている。1名は研究開発推進センター所属教員、それ以外は国史学科所属教員で、そのうち1名は特別教授である。

#### 【教育学研究科】

大学及び研究科の編制方針に基づき教育課程の編成方針、実施方針に即した科目を担当できる教員を採用し、大学院教育に相応しい教員編制に努めている。

教育学研究科は教育学専攻からなる修士課程のみで構成されている。

教員構成として、研究指導教員4名（うち教授4名）と研究指導補助教員4名の合計8名の専任教員が所属している。大学院設置基準に定められた研究指導教員3名（うち教授2名）、研究指導補助教員3名を充足している。

すべての教員は教育学部に所属している。8名のうち、1名は70歳を超えた特命教授である。研究科担当教員の資格は「皇學館大学大学院担当教員選考規程」に明確化されている（資料3-14）。また、担当科目と指導教員は、研究領域を考慮して適正に配置している。

#### <4>センター

##### 【教育開発センター】

教育開発センターは、平成20年6月に設置されて以来、事業目的を遂行するため専任の教員を配置している。現在、准教授1名、特命准教授2名、助教2名となっている。このうち、「地（知）の拠点整備事業」の担当教員として准教授1名は平成27年度に現代日本社会学部からの配置換、特命准教授2名と助教1名は新規採用し、事業の様態にあわせて配置が適材適所となるようにしている。

##### 【研究開発推進センター】

昭和48年に神道研究所、昭和53年に史料編纂所が設置されて以来、それぞれに2名の専任教員が配置され、平成元年に佐川記念神道博物館が開館して以来、1名の学芸員（平成15年以降は教員待遇）が配置されてきた。平成24年に本学が創立130周年を迎えるに当たり、その周年記念事業に対応するため、3つの附置研究機関それぞれに1名の助手増員が認められるとともに、館史編纂室が設置されて助手1名が配置された。周年事業の終了とともに助手の臨時増員は廃止されたが、館史編纂業務が同センター業務に加わったことで、神道研究所2名・史料編纂所2名・佐川記念神道博物館2名からなる計6名の専任教員が配置されている。

#### （3）教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

##### <1> 大学全体・学部共通

専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続については、「学校法人皇學館任免規程」「皇學館大学教員選考規程」「皇學館大学人事委員会規程」「皇學館大学教員資格審査委員会規則」「教員の任用に関する選考についての覚書」「芸能、体育等担当教員の任用基準の解釈運用についての覚書」等において規定し、これに基づいて運営している（資料3-31、資料3-1、資料3-32、資料3-33、資料3-34、資料3-35）。

専任教員の募集については、学科の教育課程や各種資格課程の維持、センター等の業務を実施するため、あるいは、新たな教育課程を設置するために必要な場合に限り認められており（欠員は原則不補充）、新たに教員を任用しようとする時は、当該組織の学部長またはセンター長等は、教学運営会議の議を経て、学長に申し入れを行い、常勤理事会の承認を得ることとなっている。

新規任用の手続きは以下のとおりである。

1. 学科・センター等から学部長・センター長を通して、教学運営会議の議を経て、学長に新規採用を申請。学長は常勤理事会に諮って、承認を得る。

2. 学科主任・センター長は、学長主催の人事委員会に新規採用人事案を提案し、承認を得る。
3. 学科主任・センター長は、学長主催の全学教授会において、学内推薦の依頼、または公募を提案し、承認を得る。
4. 当該学科・センターにおいて書類審査・面接等を経て、候補者を1名に絞り、学部長・センター長を通して、人事委員会に資格審査委員会の結成を申請し、承認を得る。
5. 全学教授会において資格審査委員会を結成する。
6. 全学教授会において資格審査委員会の報告を承けて、採用の可否投票を行い、採用候補者を決定し、学長に報告する。
7. 本学の建学の理念を尊重し、教育・研究活動に尽力する意思があるかどうかを確認するために、理事長面接を実施して、採用の可否を決定する。  
なお、任期のある教員のうち助手の採用については、人事委員会または教学運営会議の議をもって、上記の手続きに代えることができる。

教員の昇任の審査手続きについては、「皇學館大学教員選考規程」において定められている（資料3-1）。

その手続きは以下のとおりである。

1. 昇任候補者の選定は、現行職位における経験年数や「皇學館大学研究教育業績データベース」に示される教育・研究・社会貢献・学内貢献上の業績等を配慮して、学部長が各学科主任と相談の上、また、センター等においては所属長が人事委員会等に諮り、決定する。なお、上記の手続き以外に、学部長・センター長等に諮ることなく、教員は、昇任候補者を直接人事委員会に推薦することも可能となっている。
2. 学部長等は審査資料を具して、全学教授会に提案し、資格審査委員会を結成する。
3. 全学教授会において資格審査委員会の報告を承けて、昇任の可否投票を行い、決定する。

任期のある教員のうち、助教の任期更新については、「皇學館大学教員選考規程」「皇學館大学助教の任用に関する規程」において定められており、当該助教の任期期間中の教育・研究業績等を審査するものとする（資料3-1、資料3-22）。その手続きは、教員の昇任の審査手続きに準ずる。また、本学在職中の助教が准教授に採用される場合は、通常の採用人事における学内推薦または公募の手続きを省くことができる（資料3-36）。

任期のある教員のうち、助手の任用更新については、「皇學館大学教員選考規程」「皇學館大学助手の任用に関する規程」において定められており、教員の昇任の審査手続きに準ずるが、人事委員会または教学運営会議の議をもって、その手続きに代えることができる（資料3-1、資料3-23）。

任期のある教員のうち、特命教員の任用・任期更新については、「皇學館大学特命教員規程」が定められ、それに則って行われている（資料3-26）。

任期のある教員のうち、特別教授の任用・任期更新については、「皇學館大学特別教授規程」が定められ、それに則って行われている（資料3-25）。

## <2>研究科

### 【文学研究科】



文学研究科では、前述のとおり、学部所属教員のうち「皇學館大学大学院担当教員選考規程」に定める基準に適合する教員を大学院研究科の教員として編制するのが原則としている（資料3-15）。したがって、基本的には、研究科において独自に教員の募集・採用を行うことはない。ただし、教育・研究上特に必要な特命教員を採用する場合には、前記規程ならびに「皇學館大学大学院教員資格審査委員会規則」に従って、大学院委員会において審議し、採用を決定している（資料3-37）。

その手続きは以下のとおりである。

1. 特命教員を採用しようとする専攻から研究科長に新規採用を申請する。
2. 研究科長は研究科委員会に資格審査委員会の結成を依頼する。
3. 資格審査委員会の報告を承けて、可否投票を行い、その結果を学長に報告し、承認を受ける。

基礎となる学部の専任教員が、研究科の修士課程・博士前期課程および博士後期課程の研究指導補助教員・研究指導教員として講義または研究指導を担当する場合は、大学院委員会において、「皇學館大学大学院担当教員選考規程」ならびに「皇學館大学大学院教員資格審査委員会規則」に従って審議し、決定している（資料3-14、資料3-37）。

博士前期課程の研究指導補助教員・研究指導教員、博士後期課程の研究指導補助教員・研究指導教員、いずれについても、それぞれの区分の担当を新たに行う場合には、大学院委員会においてその資格を審議し、決定している。

#### 【教育学研究科】

教育学研究科委員会は個別には開催しておらず、文学研究科と教育学研究科合同の「皇學館大学大学院委員会」が開催され、教員の募集・採用・昇格の手続きはそこで適正に行われている。

#### （4）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

##### <1> 大学全体

教育面については主として教育開発センターがその任務を担い、研究面については主として研究開発推進センターがその任務を担っている。

以下、それぞれの役割・活動について述べる。

#### 【教育開発センター】

新任教員に対しては、例年4月初旬に新任教員研修を実施している（資料3-38）。

大学教員として経験の浅い新任教員を対象とした日本私立大学連盟主催の「FD推進会議」に、条件に叶う教員を派遣することとしている。

学外における研修会やシンポジウムへの参加を奨励しており、そのための参加費・旅費等をセンターから支給している。また、参加して得た情報等については報告書を作成し、ニュースレターとして発行し、全学的に情報共有を図っている（資料3-39）。

平成25年度からは教育開発センター教員で構成するFD領域の担当を設け、大学教育として教員の知見を広め、意識を高めるために、学内カルトへの対処方法や新聞の教育への利用等に関するFD研修会を開催している（資料3-40）。

### 【研究開発推進センター】

各教員が年度ごと学長に対して「教育・研究計画書」ならびに「教育・研究報告書」を提出し、個人研究費の執行状況とその研究成果、及びそれを受けた教育計画とその達成状況を報告することとしている（資料3-41、資料3-42）。

教員の研究・教育・社会貢献・学内貢献に関する業績は、「皇學館大学研究教育業績データベース」に登録して大学ホームページ上に公開し、第三者の評価を得られるようにしている。なお、このデータベースは平成17年に導入され、稼働してきたが、導入から10年が経過し、ポイントが分野により平等でないこと、業績入力項目の基準が不明確であること、新たな項目のポイント化が必要であることなどが指摘されてきたため、平成27年9月に新たなシステムに更新された（資料3-43、資料3-44）。

上記のように、各教員の業績は明確に示されており、人事の際に活用されている。

また研究を活性化するとともに研究不正を防止するため、科学研究費の申請に関する説明会や研究倫理に関する講習会等を定期的に開催している（資料3-45）。

以上の研究開発推進センターが主管するもののほかに、研究に関して、教員が一定期間研究に専念できるように、「皇學館大学派遣研究員規程」「皇學館大学短期派遣研究員規程」を整備している（資料3-46、資料3-47）。

## <2>学部

### 【文学部】

文学部教員の研究能力向上に関しては、文学部教員と文学部学生を主な会員とする皇學館大学人文学会が、その一端を担っている。同学会は、本学が文学部のみの単科大学時代から続くもので、研究発表例会や機関誌『皇學館論叢』などが文学部教員の研究活動の発表の場となっており、研究活動の活性化に寄与している（資料3-48）。

また、神道・国文・国史・コミュニケーションの各学科においても、それぞれ学内学会を結成しており、学外有識者の講演会、実地踏査、あるいは機関誌の発行（『皇學館史学』）等を実施して、教員の研究・教育上の資質向上に役立てている。（資料3-49）

### 【教育学部】

教育学部では、教員が、学内のFD研修会のほか、学外における研修会やシンポジウムに積極的に参加することで教員の資質の向上に努めている。また、教育活動に関しては、全学的な取り組みである学生による授業評価の活用に加えて、毎年発行される『皇學館大学教育学部研究報告集』に、教育実践報告も記載できるようにし、学部教員の教育に関する資質向上に役立てている（資料3-50）。

### 【現代日本社会学部】

学部独自の活動として開催している外部講師を招いての「現代日本塾」を教員のFD活動として位置づけ、教員全体の見識を広めることに努めている（資料3-51）。

また、教員が自分のもっている専門知識を社会実践に応用する機会として、本学部教員で構成している現代日本学会、およびその研究会の活動を各教員が積極的に行うことを

推奨している。同学会においては、各教員の研究成果を発表する『日本学論叢』を発行している。

さらに、年2回、長期休業中に行っている教員研修会において、各教員が自分の教育研究の状況を説明し、互いに切磋琢磨している（資料3-52）。

### ＜3＞研究科

#### 【文学研究科】

教員資質向上のための方策は全学的に行われており、研究科独自のものはないので、大学全体の記述に譲る。

#### 【教育学研究科】

教育学研究科独自のものはないので、大学全体の記述に譲る。ただ、所属教員に対しては、それぞれの領域に応じて学会等が主催する研修会等に参加するようにしている。

## 2. 点検・評価

### ●基準3の充足状況

求める教員像については、「皇學館大学教員選考規程」において定めている。教員組織の編制方針については、大学全体の方針を定めるとともに、各学部・学科で具体的な方針を定めている。

学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているかという点については、いずれの学部・研究科においても大学設置基準の必要教員数を十分に満たしており、また、各教育課程に応じた教員を配置している。ただし、一部の学科においては、学問領域の特性から採用人事に苦勞する状況がある。

専任教員の募集・任免・昇格は、「学校法人皇學館任免規程」「皇學館大学教員選考規程」等に基づいて、適切かつ厳正に行っている（資料3-31、資料3-1）。

教員の資質の向上については、教育開発センターと研究開発推進センターを中心にさまざまな方策が図られている。各教員の業績も明確に示されており、人事の際にそれが活用されている。

以上のように、おおむね基準を充足している。

### ①効果が上がっている事項

#### ＜1＞大学全体

教育開発センターと研究開発推進センターを設置したことにより、教員の資質向上のための方策が組織的に行われるようになった。

教育開発センター設置の効果としては、学内外の種々のFD研修会への参加に対して制度面・財政面の裏付けがなされ、それが強く推奨されるようになったことが挙げられる。

一方、研究開発推進センター設置の効果としては、センターによる科学研究費申請の啓蒙活動の結果、科学研究費申請数や採択数が増加するなどの効果が現れていることが挙げられる（資料3-53）。

また、教員の最新状態での研究教育業績をポイント化して、随時それを抽出することが

できるシステム（「皇學館大学研究教育業績データベース」）の導入により、教員の採用・更新・昇格人事の透明化・標準化に果たした役割は高く評価できるところであり、これも、効果が上がっている点といえる（資料3-43、資料3-44）。

このほか、年度ごとに提出が義務づけられている「教育・研究計画書」・「教育・研究報告書」は、従来個人研究費の使途報告書としての性格が強かったが、「教育・研究計画書」を付すこととした結果、教員各自の自己点検がなされることとなり、研究・教育の活性化という面で効果が上がっていると言えよう（資料3-41、資料3-42）。

## ＜2＞学部

### 【文学部】

平成21年度より、各学科においてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいてそれぞれコースを設定したことにより、必要な教員像が明確になり、従来手薄であった分野や新たな分野の教員を配置することができた。

神道学科においては、日本文化コースを設定し、2名の教員を置いた。

国文学科においては、図書館・文化行政コースに複数の教員を置くこととなり、平成23年度より1名を増員した。

国史学科においては、東アジア全体の中の日本という観点から我が国の歴史を学ぶことができるように、新たに東洋史担当の教員を任用した。

コミュニケーション学科においては、英語コミュニケーションコースで、英語を教えるだけでなく、英語で専門の講義ができる教員として、日本歴史学を専門とし英語を母語とする教員を任用した。また、人間関係コースに心理学分野を新たに設けて、2名の教員を任用した。

教員の研究能力向上に関しては、文学部教員と文学部学生を主な会員とする皇學館大学人文学会や、各学科において結成している学会への積極的な参加が、研究活動の活性化に寄与している（資料3-48、資料3-49）。

### 【教育学部】

限られた専任教員数のなかで適切な配置を図ることに留意している。その結果、カリキュラムの特性にあわせて分野ごとに適正に配置できている。また、規定に基づき募集、採用、昇格ともに順調に実施されている。また、学部内の女性教員の割合が約3割であり、その採用が比較的進んでいる。教員の研究力向上に関しては、『教育学部研究報告集』への積極的な投稿があり、研究活動が活性化した（資料3-50）。

### 【現代日本社会学部】

社会福祉分野で1人の教員が新たに博士号を取得した。

地域活性化に貢献できる公務員を育てるという目的を実現するために、公務員として実際に地域活性化に貢献してきた人材を特任教授として採用した。また、「イノベーション」「マネジメント」「リーダーシップ」という本学部の核となる科目の担当者として、世界的な企業で活躍してきた人材を准教授として採用した。

### ＜3＞研究科

#### 【文学研究科】

各専攻において優れた研究業績を有する研究者を特別教授・特命教授として任用しており、教学体制を充実させることができている。

また、神道学専攻・国史学専攻においては、それぞれの専攻の基礎となる学部以外の組織からも研究科担当教員を任用しており、この点も教学体制の充実に寄与している。

#### 【教育学研究科】

外部研修および各教員が所属する学会などへの参加を通じ、教員に必要な能力の維持・向上を図っている。

### ②改善すべき事項

#### ＜1＞大学全体

教員の資質向上に関しては、教育開発センターを中心にFD活動を積極的に行ってきた。これまでの本学のFD活動は高等教育の方法論についての専門家がないという現状から、他大学の先進事例を参考に進められてきた。加えて、中長期的な大学教育全般にわたるテーマや即効性のあるICT活用をテーマとしたものを組合せて実施するなどの工夫もなされてきた。今後はさらにテーマを改善し、教員の意欲・関心を高める。

平成21年度の「自己点検・評価報告書」でも指摘を受けたとおり、本学には「皇學館大学派遣研究員規程」「皇學館大学短期派遣研究員規程」が整備されていながら、代替教員等の問題があり、現実には活用されづらい状況がある（資料3-46、資料4-47）。今後、教員の資質向上を図るためには、研究開発推進センターが学部の教員を受け入れる「学内派遣研究員」の制度をも併せて整備する必要がある。

#### ＜2＞学部

##### 【文学部】

年齢構成がやや高齢に偏っている学科があるので、年齢バランスを考慮する必要がある。また、学問領域の特性から教員を求めるのが容易ではない専門分野があり、時に人事に時間を要することがある。

##### 【教育学部】

現在の本学部所属教員の年齢は、70歳代1名、60歳代7名、50歳代9名、40歳代4名、30歳代5名となっており、30歳代～40歳代の若手教員の確保が進んでいない。

### ＜3＞研究科

#### 【文学研究科】

学部を基礎とした研究科であり、学部所属教員のうち、「皇學館大学大学院担当教員選考規程」に合致した者が研究科も担当することになっているが、従来は、年齢を考慮する事が多く、年齢構成が高くなりがちであった（資料3-14）。比較的若い教員であっても、規程に合致する者については、積極的に研究科も担当できるようにしていくことが今後必

要である。

### 【教育学研究科】

今後も、教育課程に相応しい教員組織を継続して整備するため、本研究科に所属する全ての教員の授業科目と担当教員の適合性を定期的・継続的に検討していく必要がある。また、多様な教育課題を専門的に学修・研究するために、学部所属教員の現状数以上の大学院担当教員を確保する必要もある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### <1> 大学全体

教育開発センターと研究開発推進センターとの設置によって教員の資質向上のための方策が充実してきたので、この体制を今後も維持して、各センターにおいて残された課題について検討を続けていく。

年度ごとに提出が義務づけられている「教育・研究計画書」・「教育・研究報告書」は、自己点検に一定の効果をもたらしているが、教員によりその記述内容に精粗が見られるので、フォーマットを工夫するなどして、さらに記述しやすいものに改めていくべきである（資料3-41、資料3-42）。この点については、研究開発推進センターにおいて検討を加え、平成28年度には改訂版とする予定である。

#### <2> 学部

##### 【文学部】

各学科においてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいてコースを設定しているが、一定の期間ごとに、各学科において、建学の精神と社会の要請とを勘案しながら、その見直しを図り、それにふさわしい教員構成を検討していく。

##### 【教育学部】

『教育学部研究報告集』の発刊、授業評価アンケートの結果の学部内における公表などを通して、教員の研究・教育活動を一層高める方向へ促し、改善する意欲をさらに高める（資料3-50）。

##### 【現代日本社会学部】

今後も博士号の取得を勧奨していく。また、現代日本社会の問題に適切に対応した分野構成と教員配置を教員研修会において継続的に検討していく。

#### <3> 研究科

##### 【文学研究科】

大学院教育における教員は研究者としての資質が特に問われるので、従来各専攻の基礎となる学部所属にこだわらず、学内の全組織から優れた研究者を任用しているが、今後もこの方針を堅持していく。

### 【教育学研究科】

学会等が主催する研修会やシンポジウム等に積極的に参加を促し、教員としての能力の向上を目指す。また、科学研究費についても、さらに多くの教員が獲得できるよう、教員間の支援体制について検討する。

## ②改善すべき事項

### ＜1＞ 大学全体

教員のFDに対する関心・意欲をさらに高めていくための方策を、改めて教育開発センター会議において検討する。また、「地（知）の拠点整備事業」説明会の場合と同じく、年に複数回は出席を義務付ける形式でのFD研修会を実施する予定である。

アクティブ・ラーニングの指導能力の伸長については、「地（知）の拠点整備事業」などを活用し、実社会との連携を視野に入れ、教育開発センターが中心となって、主体的に本学ならではの教育方法の開発・改善を行う。

教員の派遣研究員制度の実質化については、学内の研究開発推進センターが学部教員を受け入れる制度（「学内派遣研究員」）の整備が教学運営会議において検討されており、平成28年度中には実現する予定である。

### ＜2＞学部

#### 【文学部】

年齢構成の偏りについては、各学科において現実に任用人事が生じた際にその点を十分配慮することとして、長期的に解消を図る。

学問領域の特性によって教員を求めるのが容易ではない場合がある点については、学内における後継者育成ということも含めて、当該学科において長期的に人事計画を練る。

#### 【教育学部】

教員組織については、今後も学部教員の採用の際は、年齢や性別に配慮した教員編制に努める。また、教授比率に関しても、若手教員が増加するよう採用時に検討する。さらに、教歴を満たす准教授に研究の推進を促し、教授への昇格を促していく。これらの点は、年度当初の学科会議において確認する。

### ＜3＞研究科

#### 【文学研究科】

大学院担当教員について、従来は、教育経験・年齢を重視したために年齢構成が高くなりがちであった。今後は、比較的若い教員であっても、規程に合致する者については、積極的に登用することを、研究科委員会において検討する。

#### 【教育学研究科】

教員組織に関しては、各領域の教員が組織的に指導にあたる体制作りを進める。また、年齢や性別に配慮した教員編制に努める。これらについては、教育学研究科内で検討・確

認をする。

#### 4. 根拠資料

- 3-1 皇學館大学教員選考規程
- 3-2 平成27年度第12回教学運営会議議事録
- 3-3 皇學館大学学則（既出（1-1））
- 3-4 皇學館大学大学院学則（既出（1-2））
- 3-5 皇學館大学役職選考規則
- 3-6 皇學館大学教学運営会議規程（既出（2-18））
- 3-7 皇學館大学全学教授会規程
- 3-8 文学部教授会規程
- 3-9 教育学部教授会規程
- 3-10 現代日本社会学部教授会規程
- 3-11 皇學館大学総務委員会規程
- 3-12 平成24年度第13回・平成26年度第11回教学運営会議議事録（既出（2-19））
- 3-13 求める教員像と文学部の教員組織の編成方針
- 3-14 皇學館大学大学院担当教員選考規程
- 3-15 皇學館大学大学院委員会規程
- 3-16 文学研究科委員会規程
- 3-17 教育学研究科委員会規程
- 3-18 教育開発センター会議資料
- 3-19 平成27年度 皇學館大学「地（知）の拠点整備事業」報告書（既出（2-21））
- 3-20 皇學館大学教育開発センター規程（既出（2-8））
- 3-21 皇學館大学研究開発推進センター規程（既出（2-10））
- 3-22 皇學館大学助教の任用に関する規程
- 3-23 皇學館大学助手の任用に関する規程
- 3-24 専任教員年齢別・職階別構成
- 3-25 皇學館大学特別教授規程
- 3-26 皇學館大学特命教員規程
- 3-27 皇學館大学特別招聘教授規程
- 3-28 平成27年度 大学専任教員人数
- 3-29 専任教員の担当授業時間
- 3-30 開設授業科目における専兼比率
- 3-31 学校法人皇學館任免規程
- 3-32 皇學館大学人事委員会規程
- 3-33 皇學館大学教員資格審査委員会規則
- 3-34 教員の任用に関する選考についての覚書
- 3-35 芸能、体育等担当教員の任用基準の解釈運用についての覚書
- 3-36 平成26年度第7回教学運営会議議事録・添付資料
- 3-37 皇學館大学大学院教員資格審査委員会規則



- 3-38 新任教員研修資料（教育開発センター）
- 3-39 ニュースレター（教育開発センター）
- 3-40 F D研修会資料（教育開発センター）
- 3-41 平成27年度 教育・研究計画書
- 3-42 平成26年度 教育・研究報告書
- 3-43 大学ホームページ（教員一覧）  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/about/p07.php>
- 3-44 専任教員の教育・研究業績（過去5年分）
- 3-45 科学研究費の申請に関する説明会や研究倫理に関する講習会資料
- 3-46 皇學館大学派遣研究員規程
- 3-47 皇學館大学短期派遣研究員規程
- 3-48 皇學館大学人文学会規約
- 3-49 学内学会会報等資料
- 3-50 皇學館大学教育学部研究報告集
- 3-51 現代日本塾 全開催記録
- 3-52 現代日本社会学部教員研修会資料（既出（1-20））
- 3-53 科研費年度別申請件数（既出（2-23））

## 第4章 教育内容・方法・成果

## 第4章 教育内容・方法・成果

### 4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

##### <1>大学全体

本学は、大学全体の「目的」を「皇學館大学（以下「本学」という。）は、わが国民族の歴史と伝統とに基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命とする」（資料4-1-1 第1条）と定めており、それに基づいて学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のように定めている（資料4-1-2 p.9）。

皇學館大学は、建学の精神に基づき、次のような人材を育成する。

1. 社会人としての汎用的能力を具え、日本の古典的知と現代的知を兼ね備えた教養と、専攻した専門領域における基礎的かつ体系的な知識ならびに基礎的な研究方法を身に付けるとともに、それらに基づく実践力と対応力を有する。
2. 生涯にわたって学び続ける意欲を持ち、主体的に考え、行動することができる。
3. 地域・職域等社会の様々な領域において、他者と協働し、中核的人材として貢献できる。

卒業要件については、「皇學館大学学則」「皇學館大学教務規程」「皇學館大学授業科目履修規程」に定められており、具体的な授業科目及び単位数は、『履修要項』に記載されている（資料4-1-1 第21条、資料4-1-3 第3条・第4条・第6条・第7条、資料4-1-4 第10条、資料4-1-2 pp.49～56）。

以下に示した各学部・学科、各研究科・専攻の教育目的・ディプロマ・ポリシーは、大学ホームページにも公表している（資料4-1-5）。

##### <2>学部

##### 【文学部】

本学は、昭和37年の再興以来、平成9年3月まで文学部のみの一学部体制であったために、大学の「教育目的」がそのまま文学部の「教育目的」でもあった。それゆえ、社会福祉学部（後に廃止）・教育学部・現代日本社会学部を設置して以後も、文学部の「教育目的」を特に定めることなく近年に至っている。しかし、平成26年度秋の大学ポートレートの作成を機に、三学部体制の中で文学部独自の教育目的を定めることとなり、その検討を開始した。その結果、一応の原案は作成されたが、未だ正式決定には至っていない（資料4-1-6）。なお、文学部のディプロマ・ポリシーは以下の通りである（資料4-1-2 p.10）。

皇學館大学文学部は、建学の精神に基づき、次のような人材を育成する。

1. 社会人としての汎用的能力を有し、日本の古典的知と現代的知を兼ね備えた豊かな教養と、専攻した専門領域における基礎的かつ体系的な知識ならびに基礎的な研究方法を身に付けている。

2. 主体的に学び、自ら課題を発見して、これを解決することができる。
3. 神道精神に基づく高い倫理観と寛容な精神を持ち、広く社会の発展に貢献しようとする意思を有する。

また、各学科においても、以下の通り、独自の教育目的とディプロマ・ポリシーを定めている。

〈神道学科〉（資料4-1-2 p. 11）

#### 教育目的

日本人が守り伝えた民族固有の信仰であり日本文化の根源である神道を、祭祀学・古典研究・神道史学・神道神学・宗教学などの分野を通して教育・研究するとともに、将来、神職をはじめ各界で指導的な役割を果たす人材を育成する。

#### ディプロマ・ポリシー

1. 神道の祭祀・古典・歴史・思想を理解し、日本の伝統的な神観念・人間観・世界観を説明できる。
2. 日本の歴史・伝統・文化について理解し、その特質を説明できる。
3. 神社祭祀の概要を理解し、皇室・神宮・神社の祭祀についてその歴史や意義を説明できる。神職資格を取得する者は、祭祀の執行及び神社の管理・運営に必要な技能・知識を修得する。
4. 宗教学の基礎を身につけ、宗教史をふまえて日本の宗教事情や神道と諸宗教を比較し、的確に説明できる。

〈国文学科〉（資料4-1-2 p. 12）

#### 教育目的

日本文化の中核を成す国語と国文学を教育・研究することにより、豊かな感受性、柔軟な思考力、的確な表現力を身につけ、日本文化の担い手としての自覚を有しつつ、現代社会の諸課題にも積極的に対処しうる自立した人間を育成する。

#### ディプロマ・ポリシー

1. 国語と国文学及び関連する分野の基礎的な知識をもち、説明することができる。
2. 文学作品及び関連する資料を読解することができる。
3. 自ら課題を発見しそれを調査・考察し、論理的な文章を書くことができる。
4. 書物文化や書道などに関する知識を有し、その技術を使うことができる。
5. 人間と日本文化に対する関心をもち、現代社会の諸課題にも対処しようとする意欲を有している。

〈国史学科〉（資料4-1-2 p. 13）

#### 教育目的

日本の歴史と伝統に根ざした祖国愛の精神を基軸とし、史料主義・原典主義にたつて、バランスのとれた中正なる歴史認識を確立することによって、日本人として多様な現代社会を冷静に読み解き、将来を展望する見識ある人材を育成する。

#### ディプロマ・ポリシー

1. わが国の歴史の流れや伝統・文化の特質が説明できる。
2. 歴史学の特徴と現状について理解し、歴史研究の楽しさを伝えることができる。
3. 史料の緻密な読解、資料の分析によって歴史事実が考証でき、バランスのとれた中正

な歴史認識を持つことができる。

4. 日本人として多様な現代社会を冷静に読み解くことができる。

5. 史・資料の収集・整理をし、これらを保存・活用していくことができる。

〈コミュニケーション学科〉（資料4-1-2 p.14）

教育目的

「人間関係」「英語コミュニケーション」という2分野の教育を通して、日本語と英語によるコミュニケーション能力を実践的に身につける。あわせて、その背景となる知識や理論、また歴史や伝統、文化の教育と研究によって、地域社会の多彩なコミュニケーションの場を担いうる、すぐれた人材を育成する。

ディプロマ・ポリシー

1. 日本語と英語を正しく理解し、それらに関連する分野の基礎的な知識を有している。
2. 言語や文章を通して、豊かな表現力や実践的なコミュニケーション能力を身につけている。
3. 必要な情報を収集し、それを活用する技術を身につけている。
4. 人と人や地域社会とのつながりなどの問題に関心を持つことができる。
5. 日本と世界の歴史や伝統、文化に関心を持つとともに、現代社会の諸問題にも対応することができる。

### 【教育学部】

教育学部の教育目的及びディプロマ・ポリシーを以下の通り定めている（資料4-1-2 p.15）。

教育目的

我が国の歴史と伝統そして文化を尊重する日本人としてのアイデンティティを基盤として、グローバルな国際社会に通用する知識と実践力を備えた教育者を育成する。

ディプロマ・ポリシー

1. 教育に関する確かな知識やそれを伝える豊かな表現力を持ち、激しく変化していく社会の教育課題に的確に対応できる高い技術を身につける。
2. 子供の心身の成長を支え、さまざまな課題を発見し、その問題を主体的・積極的に工夫し、解決する能力を身につける。
3. 我が国の歴史と伝統そして文化に深い関心を持ち、それを基盤として、異なる歴史と伝統そして文化を持つさまざまな世界を尊重し、適切な対応をしていくことのできる能力を身につける。
4. 教師としての使命感や責任感を持ち、他と協働しながら、社会の一員として適切な行動ができる。
5. 公正な態度、広い視野、柔軟な思考等、教師としてふさわしい人格を身につけ、子供に知育・徳育・体育の指導を適切に行うことができる。
6. 以上の目標に加え、各コースにおける具体的な目標は以下の通りである。
  - ・学校教育コースでは、小学校教育に即応した学習内容の追究と各教科の指導法を修得し、教科別に授業が展開できるとともに、個々の発育発達に応じた対応ができる。
  - ・幼児教育コースでは、保育・教育の理論と実践的な保育技術を修得し、適切な乳幼

- 児理解の下、感受性豊かな好奇心に富んだ子供を育てる保育指導ができる。
- ・スポーツ健康科学コースでは、体育やスポーツ、健康に関する科学的理論と実践を融合させ、個々に応じた保健体育の授業や一般人を対象としたスポーツ・健康指導ができる。
  - ・特別支援教育コースでは、特別な教育的ニーズに応じた教育の理論と実践を修得し、子供たちの実情や能力に応じた適切な教育支援ができる。

### 【現代日本社会学部】

現代日本社会学部の教育目的及びディプロマ・ポリシーを以下の通り定めている（資料4-1-2 p.16）。

#### 教育目的

「政治経済」「地域社会」「社会福祉」「伝統文化」という4分野の教育を通じて知力を磨き、各実習を通じて人格、実践力、気力、胆力を鍛え、それらを演習で融合し、こうして引き出される洞察力・即応力を駆使して、現代日本社会の諸問題に主体的・創造的に対応することで、各領域においてリーダーとして貢献できる幅広い職業人を養成する。

#### ディプロマ・ポリシー

1. 問題解決において、リーダーとして貢献できるだけの人格、実践力、倫理観を有し、自らの態度でそれを表現できる。
2. 現代日本の「政治経済」「地域社会」「社会福祉」「伝統文化」の4分野について総合的・基礎的な知識を身につけ、日本の課題を概説できる。
3. 4分野のいずれかについて専門的知識を習得し、当該分野に関する日本の課題を論じることができる。
4. 具体的場面や制約された条件下において、専門的知識に裏付けられた技術を柔軟に発揮でき、かつ日本における諸問題を実態的・科学的に分析・把握できる。
5. 文化や武道などの日本の伝統について、基本的な作法・技能を身につけている。
6. 現代日本における諸課題につき、その要因を構造的に理解・分析したうえで、解決に向けた方策を考察・提起することができる。

### <3>研究科

本学では、大学院の目的を以下の通り定めている（資料4-1-2 p.255）。

1. 本大学院は、神宮皇學館大学の建学の精神を継承して、わが国の歴史と伝統に基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を涵養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命としています。

また、博士前期課程及び修士課程、博士後期課程の目的は、第1章（p.6）に示したとおりに定めている。

### 【文学研究科】

課程の修了要件は、「皇學館大学大学院学則」第11条および第12条に明記されている（資料4-1-7）。

また、文学研究科の人材養成（教育）目的は、第1章（p.6）に示したとおりに定めている。

これを受けて、文学研究科ではディプロマ・ポリシーを以下のように設定している（資料4-1-2 p.256）。

各専攻の博士前期課程及び博士後期課程の教育目標を以下のとおりとし、前期課程においては修了に必要な単位を修得し、修士論文の審査に合格した場合に修士（文学）の学位を与える。博士後期課程においては修了に必要な単位を修得し、博士論文審査に合格した場合に、博士（文学）の学位を与える。

加えて、各専攻の専門性の高さを考慮して、ディプロマ・ポリシーを博士前期課程と博士後期課程に分けて設定している（資料4-1-2 pp.256～258）。

#### 〈神道学専攻〉

##### 博士前期課程

1. 神道学を構成する祭祀、神道古典、神道史、神道神学、宗教学の五分野に関する概括的な知識を有する。
2. 神道学に関する基本的文献を独力で正確に読み進めることができる。
3. 神道学に関する研究課題を設定し、研究をおこない、修士論文を作成する。
4. 神職資格を持つ院生にあつては学部学生を指導しつつ、神社への奉仕という実践を通じて神社界を広く知悉する。
5. 日本の宗教文化に関する幅広い知識を有し、日本における神道の存在意義を考究する。

##### 博士後期課程

1. 神道学を構成する祭祀、神道古典、神道史、神道神学、宗教学の五分野の何れかに関する専門的な知識を有する。
2. 神道学の何れかの専門分野に関する研究課題を設定し、関連する文献を読み進めることができる。
3. 設定した研究課題について、独創的で精緻な研究を行い、論文形式で、または口頭で発表できる。
4. 神職資格を持つ院生にあつては神職としての自覚と責任のもと、種々の活動を通じて神道教化を実践する。
5. 神道と日本の宗教文化に関する高い識見を有し、社会の諸課題に対処しうる能力をもつ。

#### 〈国文学専攻〉

##### 博士前期課程

1. 国語・国文学に関する概括的な知識を有する。
2. 国語・国文学に関する基本的な文献を独力で読解し、味読できる。
3. 自ら国語・国文学に関する問題を設定し、学問的考察をおこない、その結果を論理的に発表できる。
4. 中等教育機関や文化行政の現場において専門的能力を活かすことができる。
5. 日本の言語文化に関する幅広く、柔軟な見識を有し、社会の諸課題に積極的に対処する意欲を持つ。

##### 博士後期課程

1. 国語・国文学に関する専門的な知識を有する。
2. 国語・国文学に関する文献を独自の観点から読解し、問題点を見出すことができる。
3. 国語・国文学について独創的な研究をおこない、論文形式で、または口頭で発表できる。
4. 高等教育機関において国語・国文学に関する基礎的な教育をおこなうことができる。
5. 日本の文化に関する高い見識を有し、社会の諸課題に対処しうる能力を持つ。

〈国史学専攻〉

博士前期課程

1. 国史学に関する概括的な知識を有する。
2. 国史学に関する基本文献や史料を独力で読解できる。
3. 国史学に関する研究課題を設定し、史料蒐集をして学問的考察を行い、その結果を発表できる。
4. 中等教育機関や博物館施設、文化行政の現場で学問的能力を活かすことができる。
5. わが国の歴史や文化、伝統を正しく理解し、現代社会の諸問題を見つめなおすことができる。

博士後期課程

1. 国史学に関する専門的な知識を有する。
2. 史料を独自の観点から分析し、問題点を見出すことができる。
3. 歴史学について独創的な研究を行い、論文または口頭で発表できる。
4. 高等教育機関や博物館施設等において、国史学に関する教育・研究などの活動ができる。
5. わが国の歴史や文化、伝統に関する高い見識を有し、現代社会の諸問題に対処できる能力を持つ。

**【教育学研究科】**

課程の修了要件は、「皇學館大学大学院学則」第11条に明記されている（資料4-1-7）。また、教育学研究科の人材養成（教育）目的は、第1章（p.6）に示したとおりに定めている。これを踏まえ、教育学研究科では以下のディプロマ・ポリシーを設定している（資料4-1-2 p.258）。

1. 教育学・教科教育学等の教育諸科学に関する概括的な知識を有する。
2. 教育諸科学のいずれかの専門分野に関する研究課題を設定し、関連する文献を読んだり、データを分析することができる。
3. 自ら設定した研究課題に対して、学問的に考察し、その結果を修士論文ないし「特定の課題についての研究の成果」として発表できる。
4. 初等及び中等教育機関で修得した高度な専門的能力を活かすことができる。
5. 日本の伝統文化に対する深い識見を持ち、それを子供たちに伝えることができる。

**（2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。**

**＜1＞大学全体**

本学は、ディプロマ・ポリシーに定める人材を育成するために、下記に示す教育課程の



編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、『履修要項』ならびに大学ホームページにて公表している（資料4-1-2 p.9、資料4-1-6）。

1. 教育課程は、全学共通教育科目と専門教育科目によって編成する。
2. 全学共通教育科目は、本学における学修に必要な基礎学力の養成、幅広い教養の修得、卒業後の社会的・職業的自立への意欲形成を図るために、以下の5区分にわたって授業科目を設定する。
  - I. 「建学の精神を理解する科目」
  - II. 「アカデミックスキルを修得する科目」
  - III. 「地域を志向する科目」
  - IV. 「文化、社会及び自然科学に対する洞察を深める科目」
  - V. 「キャリアをデザインし、就業実務能力を修得する科目」
3. 専門科目は、各学科の専門領域に関する系統的な知識と学問的方法を修得することができるように、精選された科目を体系的に設定する。これらの学修を通じて、各専門分野についての知見を身につけるとともに、問題発見能力、理解力、判断力、物事に積極的に対応していく意欲等の社会人に必要な汎用的能力を養成する。
4. 共通科目と専門科目にわたって各学生のキャリア形成に資する授業科目を設定するとともに、各種資格課程においては専門知識を実社会に応用するための授業科目を適正に配置し、それらを有機的に結びつけたキャリア教育をおこなう。これによって、各学生が自らの可能性を見出し、職業人としての志望を実現できるように積極的に支援する。
5. 正課内・正課外に「海外体験・留学」、「地域貢献活動」、「学校ボランティア活動」等、多彩な体験学修プログラムを用意し、これらによって、能動的な学修姿勢、生涯にわたって学び続ける力、困難を克服する力を養う。

## <2>学部

### 【文学部】

文学部は、ディプロマ・ポリシーに定める人材を育成するために、下記のカリキュラム・ポリシーを定めている。（資料4-1-2 p.10）

1. 教育課程は、全学共通教育科目と専門教育科目によって編成する。
2. 全学共通教育科目は、本学における学修に必要な基礎学力の養成、幅広い教養の修得、卒業後の社会的・職業的自立への意欲形成を図るために、5区分にわたって授業科目を設定する。
3. 専門教育科目は、神道学科、国文学科、国史学科、コミュニケーション学科それぞれの専門領域に関する系統的な知識と学問的方法を修得することができるように、そのために必須とされる科目を精選し、系統立てて開設する。これらの学修を通じて、各専門分野についての知見を身につけるとともに、問題発見能力、理解力、判断力、物事に積極的に対応していく意欲等の社会人に必要な汎用的能力を養成する。
4. 学生のキャリア形成に資する科目を設定するとともに、各種資格課程においては、専門知識を実社会に応用するための実習科目を適正に配置し、それらを有機的に結びつけたキャリア教育をおこなう。これによって、各学生が自らの可能性を見出し、職業人と

しての志望を実現できるように積極的に支援する。

5. 正課内・正課外に「海外体験・留学」、「地域貢献活動」、「学校ボランティア活動」等、多彩な体験学修プログラムを用意し、これらによって、能動的な学修姿勢、生涯にわたって学び続ける力、困難を克服する力を養う。

また、文学部の各学科においても、その専門の独立性が高いこともあり、それぞれ独自にカリキュラム・ポリシーを定めている（資料4-1-2 pp.11～14）。

#### 〈神道学科〉

1. 祭祀学・古典研究・神道史学・神道神学・宗教学・日本文化学の分野ごとに科目を設置する。
2. 各分野に関する基礎的・体系的な知識を段階的に習得するため、概論的科目を1～6セメスターに配置する。
3. 関連諸文献の読解力をさらに高め、専門的研究方法と知識を身につけるため、1～6セメスターで「講義」科目と「講読」科目を学び、5～8セメスターの「演習」科目に接続する。
4. 修学の集大成として、各自のテーマを定めて調査・研究を行い、個別指導のもとに卒業論文を作成する。
5. 神職課程では、「祭式及び同行事作法」や「神務実習」等の所定単位を履修し、将来の指導的・神職としての力を養う。

#### 〈国文学科〉

1. 古典文学、近代文学、国語学、漢文学、図書学、書学の分野別に科目を設置する。
2. 概論的科目を1～6セメスターに分散して配置し、国語・国文学に関する基礎的かつ体系的な知識を、具体的な作品読解力の進展に応じて習得できるようにする。
3. 2・3セメスターに「講読」科目を、4・5セメスターに「講義」科目を、5・6セメスターに「演習科目」を設置して、段階的に、国語・国文学の作品や関連文献を読解する力を養い、かつ研究方法を身につけることができるようにする。
4. 1～6セメスターの勉学の集大成としての卒業論文作成を課し、自ら問題を発見して、それについての調査・考察をおこない、論理的な文章としてまとめることができるように、個別に徹底した指導をおこなう。
5. 国語・書道の教員や図書館司書の資格取得に必要な科目で、国語・国文学、図書学、書学の分野に含まれるものを、国文学科の専門科目として配置し、その分野の専門職業人としての実践に役立つ指導をおこなう。

#### 〈国史学科〉

1. 古代史・中世史・近世史・近現代史の4区分に基づいた時代別の科目及び東洋史をはじめとする分野別の科目に、関連諸学問の科目もあわせ設置する。
2. 1～4セメスターに「概説」科目、4～8セメスターに「概論」科目を配置し、歴史学に関する基礎的かつ体系的な知識を幅広く習得し、歴史を多角的な視野から捉えることができるようにする。
3. 1～4セメスターに「講読」科目、5～8セメスターに「演習」科目を配置し、段階的に史料を読解する力を養い、5・6セメスターの「特講」科目ともあわせて研究方法を身につけることができるようにする。

4. 6 Semesterまでの勉学の集大成としての卒業論文作成を7・8 Semesterに課し、自ら課題を発見し、それについての調査・考察をおこない、論理的な文章としてまとめることができるよう、個別に指導をおこなう。
5. 地理歴史・公民の教員や、博物館学芸員・図書館司書などの資格取得に必要な科目で、歴史学の分野に含まれるものを国史学科の専門科目として配置し、その分野の専門職業人としての実践に役立つ指導をおこなう。

〈コミュニケーション学科〉

1. 人間とそのコミュニケーションにかかわる専門的な方法と知識を学ぶために必要とされる科目を、「心理」、「社会」、「地域」、「異文化」、「英語」、「情報発信」という6つの専門分野にわたって開設し、それらを組み合わせて学ぶことで、卒業後の多様な進路に対応する。
2. 表現力やコミュニケーション力など、社会生活において必須となる能力を育成するために、コミュニケーション概論などの必修科目や人間関係論、心理学概論、英語学概論などの選択科目を1・2 Semesterに置く。
3. 3～6 Semesterでは、表現演習や情報社会論などの専門科目を通して、人を媒介とした社会や地域、情報とのかかわりを理解できるようにする。また、地域と文化の多様性を習得するために、英語関連科目や異文化間コミュニケーション、地域情報論などの専門科目を置く。さらに、心理学分野では、心理学研究法や実験・実習とともに学習、臨床、比較、発達、認知、人格といったテーマについて、内に潜む心的過程と外に現れる行動との関連性について深く学ぶ。
4. 5～8 Semesterの専門演習では、身につけた知識や技術を総合し、問題解決能力や新たな創造力を育成する。また、これらの集大成として、卒業論文や卒業研究を課して自ら研究テーマを設定し、研究対象を整理・分析・総合する力とともに考察・創造できるように、個別に指導をおこなう。
5. 中学校や高等学校の英語教員や認定心理士の資格取得に必要な専門科目を配置して、実践に役立つ指導をおこなう。

**【教育学部】**

教育学部では、ディプロマ・ポリシーに定める人材を育成するために、下記のカリキュラム・ポリシーを定めている（資料4-1-2 p.15）。

1. カリキュラムは、共通科目と専門科目とからなる。
2. 共通科目は9分野から成る。すなわち、「建学の精神」「総合基礎」「人生と仕事」「職業人実務基礎」「外国語」「人間と文化」「現代と生活」「自然と科学」「伝統の心と技」の9分野である。これらの学習を通じて、本学における学習に必要な基礎学力の養成、幅広い教養の修得、さらに、学生個々の内面の充実をめざす。
3. 専門科目については、教育学、教育方法学、教科教育学、教科研究、伝統教育論、実技、演習の分野別に4つのコースに必要な科目をそれぞれ設置する。
4. 1・2 Semesterでは主に教育学に関する概論を、3～6 Semesterでは教育学の本質や方法論、各教科の研究と実践または実技を、各コースの違いに応じて系統的に習得できるようにする。7・8 Semesterではさらに、それぞれの関心に従って、専門的な学

力を身につける。

5. 当該セメスターにおいて、各種の教育実習を経験することによって、実際の学校現場の取り組みを知るとともに、将来教師になるためのモチベーションや実践力、対応力を高める。
6. 7・8セメスターでは、6セメスターまでの勉学の集大成としての卒業研究を課し、自らの関心に従って課題を設定し、問題を客観的に解決することができるよう、個別的に徹底指導する。

### 【現代日本社会学部】

現代日本社会学部では、ディプロマ・ポリシーに定める人材を育成するために、下記のカリキュラム・ポリシーを定めている（資料4-1-2 p.16）。

1. 共通科目の学習を通じて、本学における学習に必要な基礎学力を養成、幅広い教養の習得、さらに学生個々の内面の充実を目指す。
2. 基礎科目で、問題意識を持つこと、国家の理想像を志向・構築すること、人格的に成長することの重要性を学ぶ。
3. 基幹科目で、4分野に通底する現代日本の現状と問題を認識する。
4. 展開・発展科目で、4分野のいずれかにつき、専門領域および周辺・関連領域における知識・技術を習得する。
5. 農業、官庁、企業、社会調査、福祉等の実習科目において、現代日本の現実態を体験的に把握し、かつ実践力、洞察力、応用力の習得・向上を図る。
6. 演習科目において、基礎科目、基幹科目、展開・発展科目、実習科目での学びを統合し、現代日本が抱える諸問題の構造的分析および当該問題に対する方策の考察・討論・論述を行う。

## ＜3＞研究科

### 【文学研究科】

文学研究科では、ディプロマ・ポリシーに定める人材を育成するために、各専攻に共通するカリキュラム・ポリシーとして以下の二点を定めている（資料4-1-2 p.258）。

- (ア) 段階的に教育内容を積み上げていく。
- (イ) 専攻全体で教育をおこなう。

また、各専攻は、下記のカリキュラム・ポリシーに従って教育課程を編成し、教育研究活動を推進する（資料4-1-2 pp.258～260）。

#### 〈神道学専攻〉

##### 博士前期課程

1. 課程修了には、30単位以上の単位取得を必要とする。
2. 基礎・基幹・展開と段階的に授業科目を設定する。
3. 修士論文提出までに中間発表会を開催して、全教員・院生のアドバイスを受ける。
4. 学習履歴を鑑み、社会人入学生や外国人留学生等には学部の授業科目の履修を奨励する。なお、その取得単位を大学院の単位とすることができる。

##### 博士後期課程

1. 課程修了には、16単位以上の単位取得を必要とする。
2. 授業科目は、基礎科目と基幹科目とから成る。
3. 「基礎科目」については、指導教員の「特殊研究」4単位以上を必修とする。
4. 「基幹科目」は、雑誌論文3本（うち査読論文1本以上）の発表を以て12単位の単位取得と見なす。
5. 論文作成については、複数の指導教員がこれに当たる。
6. 各学年において博士論文の構想・中間報告を実施する。

〈国文学専攻〉

博士前期課程

1. 課程修了には、30単位以上の単位取得を必要とする。
2. 基礎・基幹・展開と階梯的に授業科目を設定する。
3. 「課題研究」については、学生個別のそれとともに、専攻学生と担当教員全員が参加する「共同課題研究」の時間も設ける。
4. 各学生の「課題研究」の指導には複数の指導教員（主・副）がこれに当たる。
5. 修士論文提出までに中間発表会を開催して、全教員・院生のアドバイスを受ける。
6. 学習履歴を鑑み、社会人入学生や外国人留学生等には学部の授業科目の履修を奨励する。なお、その取得単位を大学院の単位とすることができる。

博士後期課程

1. 課程修了には、16単位以上の単位取得を必要とする。
2. 授業科目は、基礎科目と基幹科目とから成る。
3. 「基礎科目」については、指導教員の「特殊研究」4単位以上を必修とする。
4. 「基幹科目」は、雑誌論文3本（うち査読論文1本以上）の発表を以て12単位の単位取得と見なす。
5. 論文作成については、複数の指導教員（主・副）がこれに当たる。
6. 各学年において博士論文の構想・中間報告を実施する。

〈国史学専攻〉

博士前期課程

1. 課程修了には、30単位以上取得を必要とする。
2. 基礎・基幹・展開と階梯的に授業科目を設定する。
3. 講義・演習科目は時代区分にしたがって設定する。
4. 「課題研究」については、主に修士論文作成のために正副指導教員から個別の指導を受ける。
5. 社会人入学生や外国人留学生等には、国史学に関する基礎的な知識を習得するために指定の学部の授業科目も履修して、大学院の単位とすることができる。

博士後期課程

1. 課程修了には、16単位以上の単位取得を必要とする。
2. 授業科目は基礎科目と基幹科目からなる。
3. 「基礎科目」については、指導教員の「特殊研究」4単位以上を必修とする。
4. 「基幹科目」は、雑誌論文3本（うち査読論文1本以上）の発表を以て12単位の単位取得とみなす。

5. 博士論文作成に向け、正副指導教員の個別指導を受ける。

### 【教育学研究科】

教育学研究科では、ディプロマ・ポリシーに定める人材を育成するために、下記のカリキュラム・ポリシーを定めている（資料4-1-2 p.260）。

1. 課程修了には、30 単位以上の単位取得を必要とする。
2. 現職教員等職業を有する等で必要と認められる者に対しては、希望により「長期履修制度」適用し、その学修を保証するために昼夜開講制をとる。
3. 授業科目は、基礎、専門、演習・研究と階梯的に設定されている。
4. 専門は「教育科学分野」、「個別教育分野」、「教育課題分野」の3つの分野に分かれ、各人がめざす方向（初等教育教員・中等教育教員・実践的教育研究者・指導的教員・学校心理士）によって適宜選択する。
5. 学生の研究指導は、主研究指導教員と副研究指導教員の複数指導体制をとり、修士論文ないし「特定の課題についての研究の成果」の指導に当たる。

### （3）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

#### <1>大学全体・学部・研究科共通

教育目的、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、教務委員会、教学運営会議、全学教授会の議を経て改訂される手続きをとり、その後、『履修要項』ならびに大学ホームページ等を通じて、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して周知し、社会に公表している（資料4-1-2 pp.8～16、資料4-1-6）。

### （4）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

#### <1>大学全体

本学では、学長の命に基づきカリキュラム改革検討委員会を設置し、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の検証を行っている。カリキュラム改革検討委員会は4年ごとに設置されることが慣例化している。カリキュラム改革検討委員会においては、ディプロマ・ポリシーならびにカリキュラム・ポリシーの適切性について検討を加え、教学運営会議、全学教授会の議を経て新しいカリキュラムを策定してきた。平成26年度からのカリキュラム改定に向けた検討にあたっては、新カリキュラムの履修系統図を作成し、各科目と学位授与方針との関係性を検証した上で、大学ホームページ及び大学案内に公表した（資料4-1-8、資料4-1-9 pp.30～67）。

また、平成27年度に「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」を定め、学部長（研究科長）・教育開発センター長を実施責任者として、ディプロマ・ポリシーについては4年に1度、カリキュラム・ポリシーは毎年度点検・検証することとした（資料4-1-10）。

その他にも、卒業時アンケートにおいて開講科目数や内容への満足度を質問しており、後の点検・評価に参考とされている（資料4-1-11）。なお、「地（知）の拠点整備事業」については、自己点検・評価委員会ならびに外部評価委員会において毎年度検証している

(資料4-1-12 pp.67～87)。

## ＜2＞学部

平成26年度以前においては、各学部における教育目的、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性についての定期的な検証は、大学全体での検証を行うカリキュラム改革検討委員会に連動して各学科を単位として実施した。検証の結果はカリキュラム改革検討委員会に報告した(資料4-1-13)。

平成27年度以後は「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に基づき、学部長が実施責任者となって、ディプロマ・ポリシーについては4年に1度、カリキュラム・ポリシーならびにカリキュラムについては毎年度点検・検証する(資料4-1-10)。

## ＜3＞研究科

平成26年度までの各研究科における教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性についての定期的な検証は研究科ごとに下記のとおり行われた。

平成27年度以後は「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に基づき、研究科長が実施責任者となって、ディプロマ・ポリシーについては4年に1度、カリキュラム・ポリシーならびにカリキュラムについては毎年度点検・検証する(資料4-1-10)。

### 【文学研究科】

平成21年度に研究科委員会において教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針について検討がなされ、平成22年度に新たな方針が定められた。

また、毎年度、研究科委員会において翌年度のカリキュラムの変更の必要性等について審議をおこなっており、その際に現行の方針について検証をおこなっている(資料4-1-14)。

### 【教育学研究科】

「学校心理士」の認定基準変更等のカリキュラム上の修正が必要とされる機会に、学科会議後の大学院担当教員の打合わせ会において、検証が行われている(資料4-1-14)。

## 2. 点検・評価

### ●基準4-1(教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針)の充足状況

学位授与方針は、学部・学科及び研究科ごとに明確に定められている。教育課程の編成・実施方針も学部・学科及び研究科ごとに定められている。

これらの教育目的、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針のいずれも、『履修要項』・大学ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して周知・公表している。

教育目的、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性についての定期的な検証については、4年ごとにカリキュラム改革検討委員会を設置して全学体制で行ってきた。研究科においては平成22年度に全面的な見直しを行い、以後、各年度において翌年度のカリキュラム内容を検討する中で検証をおこなっている。平成27年度以後は「皇學館大学内

部質保証システム実施要綱」に基づいて、各実施責任者が点検・評価を行う。

以上のことから、おおむね基準を充足している。

### ①効果が上がっている事項

#### <1>大学全体

「地（知）の拠点整備事業」に採択されたことに伴い、共通科目と専門科目を有機的に接続する「プロジェクト研究Ⅰ及びⅡ」を設定し、専門科目をより主体的に学ぶ手法に転換して行くプログラムを設計する方針を示した。

### ②改善すべき事項

#### <1>大学全体

教育課程の編成・実施方針について、現在の教育課程の説明を「方針」としている面があり、学生の学修方法、学修過程のあり方を示すには至っておらず、不十分な点がある。

#### <2>学部

各学部・学科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の検証は、実質的には4年ごとのカリキュラムの改定に伴って行われてきたが、今後は、より組織だった形で実施する必要がある。

### 【文学部】

本学は長らく文学部のみの一学部体制であったために、大学の「教育目的」がそのまま文学部の「教育目的」であった。それは、三学部体制になった現状にそぐわないので、文学部独自の「教育研究上の目的」定める必要がある。

#### <3>研究科

各年度に翌年度のカリキュラム内容を検討する中で、教育課程の編成・実施方針についても検証しているが、本格的な検討は平成22年度以後行っておらず、その実施が必要である。また、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針が、教職員及び学生にどの程度認知・理解されているか、その浸透度を確認する必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### <1>大学全体

教育開発センターにおいて、「地（知）の拠点整備事業」のカリキュラムの編成についての方針を周知し、専門科目との有機的な関連を図り、その点検・検証を行う。

### ②改善すべき事項

#### <1>大学全体

「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に定めるPDCAサイクルに従って、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針について組織的な検証をおこなう中で、学



位授与方針をふまえた教育課程編成、その教育課程による学生の学修方法、学修過程のあり方等を示した教育課程の編成・実施方針を構築する。

## ＜2＞学部

教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針について定期的な検証を「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に則って実施する。

### 【文学部】

文学部独自の「教育研究上の目的」の作成について、文学部各学科において平成27年度中に正式決定すべく検討を開始した。

## ＜3＞研究科

教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針について「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に則って、各専攻において点検するとともに、さらにその結果に基づいて研究科全体でも点検活動を行う。

## 4. 根拠資料

- 4-1-1 皇學館大学学則（既出（1-1））
- 4-1-2 平成27年度 履修要項（既出（1-6））
- 4-1-3 皇學館大学教務規程
- 4-1-4 皇學館大学授業科目履修規程
- 4-1-5 大学ホームページ（3つのポリシー）  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/other/pl2.php>
- 4-1-6 文学部教育研究上の目的（深津原案）
- 4-1-7 皇學館大学大学院学則（既出（1-2））
- 4-1-8 大学ホームページ（神道学科、国文学科、国史学科、コミュニケーション学科、教育学科、現代日本社会学科のページ）  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/campusview/faculty/literature/shinto/learn.php>  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/campusview/faculty/literature/kokubun/learn.php>  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/campusview/faculty/literature/kokushi/learn.php>  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/campusview/faculty/literature/communication/learn.php>  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/campusview/faculty/education/learn.php>  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/campusview/faculty/contemporary-japan/learn.php>
- 4-1-9 平成27年度 大学案内（既出（1-14））
- 4-1-10 皇學館大学内部質保証システム実施要綱（既出（1-19））

第4章 教育内容・方法・成果 4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- 4-1-11 平成26年度 卒業時アンケート集計結果（既出（1-22））
- 4-1-12 平成27年度 皇學館大学「地（知）の拠点整備事業」報告書（既出（2-21））
- 4-1-13 平成24年度 第1回・第2回カリキュラム改革検討委員会記録
- 4-1-14 平成26年度 第3回・第8回大学院委員会議事録

## 第4章 教育内容・方法・成果

### 4-2 教育課程・教育内容

#### 1. 現状の説明

#### (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

##### <1>大学全体

本学では、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき全学部共通科目と専門科目に大別したカリキュラムを編成・実施している。全学部共通科目の編成・実施は教務委員会と教育開発センターが中心となって、また、専門科目はそれぞれの学部・学科が中心となって検討を加えた後に、カリキュラム改革検討委員会にて決定してきた。現行のカリキュラムは平成26年度より実施されているものであるが、編成にあたっては、全学的に必要な教養の基礎を「全学部共通科目」で養い、その土台の上に、各学部学科の教育方針にしたがって「専門科目」を上乗せするという方針を掲げた。

全学部共通科目については、カリキュラム・ポリシーに掲げる5区分に対応するように以下の通り科目群を配置し、それぞれの科目群のもとに各科目を設置した。（資料4-2-1 pp. 58～59）

カリキュラム・ポリシーに示された 全学部共通科目区分	全学部共通科目カリキュラム 上の科目群名称
建学の精神を理解する科目	「建学の精神」科目群
アカデミックスキルを修得する科目	「総合基礎」「外国語」科目群
地域を志向する科目	「伊勢志摩定住自立圏共生学」 科目群
文化、社会及び自然科学に対する洞察を深める科目	「人間と文化」「現代と生活」 「自然と科学」「伝統の心と技」 科目群
キャリアをデザインし、就業実務能力を修得する科目	「人生と仕事」「職業人実務基礎」 科目群

また、全学部共通科目を専門科目の土台とするという方針にもとづいて、全学部共通科目を主として1 Semesterから4 Semesterに配列し、専門科目との順次性の実現を図っている。同時に、「建学の精神」科目群や「総合基礎」「外国語」科目群を1 Semester・2 Semesterに配列する一方で、「伊勢志摩定住自立圏共生学」科目群や「職業人実務基礎」科目群を3 Semesterから6 Semesterに配置することで、基礎的科目と実学的科目の間の順次性に配慮している。

専門科目については、学部および研究科の項にて示すように、それぞれのカリキュラム・ポリシーにもとづいた科目を設置している。また、各科目の配列についても、それぞれの分野の専門領域に関する系統的な知識と学問的方法を修得することができるように配慮し

ている。加えて、想定される将来の進路を設定し、それに沿った履修コースやモデルを提示することで、学生の履修支援を行っている。

また、他学部及び他学科の学生が興味に従って学部横断的に履修できる科目を設けている。その他にも、所属する学科（主専攻）のほかに、副専攻の修了が認定される「副専攻制度」を設けている。この制度は、学生に芽生えた興味を幅広く、かつ体系的な学びにつなげるための制度で、副専攻の修了者には修了証を発行している。同制度は、対外的・社会的に自身の学びを証明することにより、自身の第二の強みとして活用できることを目的としている。

なお、授業時間割については、平成27年度より冊子化するとともに、大学ホームページの学生ポータルサイトでも掲載することにより、学生の利便性が向上した（資料4-2-2）。

## ＜2＞学部

### 【文学部】

文学部は4学科から成り、それぞれの専門分野の独立性は高いが、いずれの学科においてもカリキュラム・ポリシーに従って体系的な授業科目を配置している。共通科目30単位以上及び所属学科の専門科目62単位以上、合計124単位以上修得することを卒業に必要な単位数としている。他学科及び他学部の専門科目の履修により修得した単位は、32単位を超えない範囲で所属学科の専門科目の単位に充てることができる。

また、全ての学科において卒業論文または卒業研究が必修となっており、その最終目標に向かって段階的に授業科目が配置されている。それらは履修系統図の形で示されている。

加えて、各学科では履修モデルとしてコースを設定して、それぞれにおいて専門分野を深く学ぶことになっている（資料4-2-1 pp.51～80、資料4-2-3）。

以下、学科ごとに述べる。

#### 〈神道学科〉

カリキュラム・ポリシーに従って基礎から段階的に専門的な学力が涵養されるように教育課程を編成している。

本学科では、ディプロマ・ポリシーに基づいて、神道学を体系的に学修し、神職をめざす神道学コースと、日本文化の核というべき神道の観点から日本文化について幅広く学ぶ日本文化コースの2コースを設定している。

神道学コースでは、神職資格課程の科目を学科の教育課程の中に含み込んでおり、専門科目を履修することによって自ずと神職の資格を得ることができるようになっている。

一方、日本文化コースでは、1年次配当の専門科目「日本文化概説Ⅰ・Ⅱ」を新設するなど、神道の中核としながらも幅広く日本文化を学ぶ科目を充実させている。

#### 〈国文学科〉

カリキュラム・ポリシーに基づき、1年次導入、2年次基礎、3年次発展、4年次応用と位置づけて科目を配置している。1年次では「国文学史概説Ⅰ・Ⅱ」と「国語学概論Ⅰ」の2つの科目を通して、国文学の歴史を概観し、国語に関する基礎的な知識を修得。秋学期から、時代別・ジャンル別に国語・国文学を考察する講読科目を配置する。2年次では、春学期に発展的な講読科目を配置し、秋学期には時代別・ジャンル別に国語・国文学をより深く学ぶ講義科目を配置して、3年次の専門演習につなげる基礎を固める。3年次では、

春学期に講義科目をさらに配するとともに、春・秋学期を通じて、各専門分野に分かれた「専門演習」を設置し、より高度な研究に取り組み、研究テーマを絞り込んでいく。4年次では、研究テーマを追究し、卒業論文につなげていく。

本学科ではディプロマ・ポリシーに基づいて、国語と国文学について幅広く学ぶ国語・国文学コース、書物文化や図書館について学び、主として司書をめざす図書館・文化行政コース、書道の技法や書道教育について学ぶ書道コース（平成28年度からは「書道・漢文学コース」）の3コースを設定している。国語・国文学コースでは、中学・高等学校の教員免許の取得の他、一般企業の就職も視野に入れている。図書館・文化行政コースは、図書館司書課程科目が学科の教育課程内に含まれているので、専門科目を履修することによって自ずと司書資格を取得できるようになっている。書道コースも同様に、高等学校一種（書道）の教員免許を取得できるようになっている。

〈国史学科〉

カリキュラム・ポリシーに基づき、1年次では「初年次ゼミ」「基礎史料講読」など、2年次では「史料講読」など、3年次では各時代にわかれての「国史学演習」など、4年次では、「国史学演習」を引き継ぐ「国史学特殊演習」など、それぞれの学年にふさわしい専門科目を、体系的に開設している。

本学科ではディプロマ・ポリシーに基づいて、歴史教育者をめざす歴史教育コースと、学芸員や神職として文化財を取り扱う力を養成する文化財コースとを設定している。歴史教育コースでは、中学校一種社会・高等学校一種地歴・同公民の教職課程科目が学科の教育課程に含まれているので、専門科目を履修することによって自ずとその資格を取得できるようになっている。文化財コースでは、博物館学芸員課程科目が学科の教育課程に含まれているので、専門科目を履修することによって自ずとその資格を取得できるようになっている。

〈コミュニケーション学科〉

カリキュラム・ポリシーに基づき、6つの専門分野に関して1年次「導入」2年次「基礎」3年次「発展」4年次「応用」と段階的・体系的に学修できるように科目を配置している。特に表現力やコミュニケーション力など、社会生活において必須となる能力を養成するための科目である「コミュニケーション概論I、II」「日本語コミュニケーション概論I、II」は必修として1年次に配置している。2年次では、2コース6分野のそれぞれの基礎科目を置き、3年次では講義、演習科目を配するとともに、各専門分野に分かれて「専門演習」を設置し、4年次の卒業研究につなげていく。

本学科ではディプロマ・ポリシーに基づいて、コミュニケーションと人間関係について幅広く学ぶ人間関係コースと、実践的な英語力を身につけることをめざす英語コミュニケーションコースを設定している。英語コミュニケーションコースでは、中学校・高等学校一種（英語）の教職課程科目が学科の教育課程に含まれているので、専門科目を履修することによって自ずとその資格を取得できるようになっている。人間関係コースでは、「認定心理士」に必要な科目が教育課程内に含まれているので、科目を履修することでその資格を取得できるようになっている。

## 【教育学部】

カリキュラム・ポリシーに基づき、体系的な授業科目を配置している。共通科目30単位以上及び所属学科の専門科目80単位以上、合計124単位以上修得することを卒業に必要な単位数としている。他学部の専門科目の履修により修得した単位は、14単位を超えない範囲で所属学科の専門科目の単位に充てることができる。

特に、1年次には「基礎科目」（教育学概論、教育社会学等）の中で教育全般を把握し、専門教育に必要な基礎を身につけることに重点を置いている。2年次以降は学科共通の「基幹科目」「展開科目」「実習関係」「演習」を配置している。それらは履修系統図の形で示されている。

また、演習に関しては、1年次の「初年次ゼミ」、2年次の「教育研究基礎演習」、3年次の「教育研究演習Ⅰ」、4年次の「教育研究演習Ⅱ」へと段階的・発展的なカリキュラムを構築し、学習の総仕上げと位置づけて「卒業研究」（卒業論文）を4年次に配当している。

加えて、教育学部では履修モデルとして「学校教育コース」「幼児教育コース」「スポーツ健康科学コース」「特別支援教育コース」を設定して、それぞれにおいて専門分野を深く学ぶことになっている（資料4-2-1 pp.51～56、pp.81～89、資料4-2-4）。なお、各コースにおいては、教職課程科目が含まれているので、各専門科目を履修することによって自ずと小学校、幼稚園・保育士、中学校・高等学校（保健体育）、特別支援学校の各教員等の資格が取得できるようになっている。

### 【現代日本社会学部】

カリキュラム・ポリシーに基づき、体系的な授業科目を配置している。共通科目30単位以上及び所属学科の専門科目70単位以上、合計124単位以上することを卒業に必要な単位数としている。他学部の専門科目の履修により修得した単位は、24単位を超えない範囲で所属学科の専門科目の単位に充てることができる。

具体的には、「基礎科目」で必修4科目、「基幹科目」の「政治経済」分野で選択必修6科目、「地域社会」分野で選択必修5科目、「社会福祉」で選択必修4科目、「伝統文化」分野で選択必修4科目、「展開科目」の「政治経済」分野で選択必修10科目、「地域社会」分野で選択必修9科目、「社会福祉」分野で選択必修14科目、「伝統文化」分野で選択必修6科目、「発展科目」で選択35科目、「実習科目」で選択必修36科目、「演習科目」で必修2科目、選択必修4科目、選択5科目を設けている。

講義科目について「基礎科目」「基幹科目」「展開科目」「展開科目」というように順次性のある配置とし、本学部の中核である「現代日本演習」についてもⅠ、Ⅱ、Ⅲ、卒業研究という順次性を設けている。

加えて、現代日本社会学部では「政治経済分野」「地域社会分野」「社会福祉分野」「伝統文化分野」を設け、それぞれの分野に応じた履修モデルを提示し、専門分野を深く学ぶこととしている（資料4-2-1 pp.51～56、pp.90～98、資料4-2-5）

なお、「政治経済分野」では高等学校一種公民の教職課程科目が、「社会福祉分野」では高等学校（福祉）の教職課程科目や社会福祉士国家試験受験資格及び精神保健福祉士国家試験受験資格の指定科目が、「地域社会分野」では社会調査士資格の指定科目が、それぞれ学科の教育課程に含まれているため、専門科目を履修することによって自ずとその資

格を取得できるようになっている。

### ＜3＞研究科

カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を編成し、教育研究活動を推進している。修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げ、これを大学院委員会が認めた場合は、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。前項の授業科目及び単位について、指導教授が当該学生の教育研究上必要と認めるときは、各専攻とも8単位まで（教育学専攻においては4単位まで）他の専攻又は研究科の授業科目及び単位を履修したものを充てることができる。第1項に定める要件のほか、教育学研究科生のうち現職教員及び社会人については、修士論文に代えて、特定の課題に関する研究レポートをもって審査に充てることことができる（資料4-2-6 第11条）。

博士課程の修了要件は、本大学院に5年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学して46単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたことを大学院委員会が認めた場合は、本大学院に3年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者については、前項中「5年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年間を加えた期間」と、「3年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。第1項及び前項の規定にかかわらず、第1項及び前項の規定にかかわらず、第17条第2項第2号から第5号までの規定により、大学院の後期課程への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合は、博士課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば修了を認定することができる（資料4-2-6 第12条）。

#### 【文学研究科】

前期課程においては、神道・国文・国史各専攻のいずれも、授業科目は基礎・基幹・展開と段階的に設定している。また、リサーチワークとして「課題研究（研究指導）」（4単位）を設置して、学生の研究指導を行っている。研究指導に関しては、1年次に「研究（修論）指導教員届」「研究計画書」、2年次には「修士論文等題目届」、前年度の「研究実施報告書」、当該年度の「研究計画書」を提出させている。これを基に、各指導教員が、課題研究（前期課程）で個々の学生を指導している。研究指導については、複数の指導教員を置くこととしている。

後期課程においても、基礎科目として授業科目を設定しており、特に指導教員の担当す

る科目については必修としている。また、「特殊課題研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を設定している。後期課程の研究指導は、1年次に「研究主題及び指導教員届」「研究計画書」、2年次以降に、前年度の「研究実施報告書」（2部）と今年度の「研究計画書」を提出させるなど、個別の指導を重視している。

なお、国文学専攻においては、「課題研究」について、学生個別のそれとともに、専攻学生（前期・後期）と担当教員全員が参加する「共同課題研究」の時間も設けている（資料4-2-1 p. 259）。

### 【教育学研究科】

カリキュラム・ポリシーに基づき、「基礎科目」「専門科目」「演習・研究科目」「実習科目」を設定している。また、「専門科目」については、教育科学分野・個別教育分野・教育課題分野の3つに区分し、それぞれに科目を配置している。履修の順次性を確保するため、専修制の導入や、セメスター制を導入するなどして、体系的に授業科目を配置している。

また、現職教員等職業を有する等で必要と認められる者に対しては、希望により「長期履修制度」適用し、その学修を保証するために昼夜開講制としている。現職教員あるいは社会人入学者を対象に、特定の課題についての研究の成果を希望する学生には、この課題についての研究の成果を修士論文に代わるものとする事ができる（資料4-2-1 p. 260）。

## （2）教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

### ＜1＞大学全体

平成26年度のカリキュラムから、カリキュラム・ポリシーに基づいて、全学部共通科目を「建学の精神を理解する科目」「アカデミックスキルを修得する科目」「建学の精神を理解する科目」「地域を志向する科目」「文化、社会及び自然科学に対する洞察を深める科目」「キャリアをデザインし、就業実務能力を修得する科目」の5区分として、それを「建学の精神」「総合基礎」「伊勢志摩定住自立圏共生学」「人生と仕事」「職業人実務基礎」「外国語」「人間と文化」「現代と生活」「自然と科学」「伝統の心と技」の10の科目群にまとめている（資料4-2-1 pp. 58～59）。

「建学の精神」科目群のうち「皇学入門（神道と日本文化）」は、従来の「皇学」を、母校を理解することに重点を置いた内容に設計し直した科目である。100人程度のクラス規模で、同一内容の授業を全クラスで実施して、新入生全員が建学の精神の基盤である神道や日本文化についてよく知り、外部へも発信できる力をつけることを目指している。

「総合基礎」は、大学における学修への取り組み方を学ぶ科目と、各学部の専門科目を学ぶ上で必須の基本的な学力を養成するための科目を配置している。特に必修科目である「初年次ゼミ」は、高大の接続を意識した科目と位置づけ、高校までの学習を踏まえて大学ではいかなる学修が展開されるのかといった点を理解することを授業の目的の一つに掲げ、学生自らが将来のキャリア見据えたうえでこれまではいかなる学習を経験し、今後はいかなる学修を行うこととなるのかを意識づける教育を展開している。また、同じく必修科目である「日本語表現」においても、高校までの国語を中心とした学習を踏まえて、今後大学での学修を展開するうえで必要となる文章理解力・作文力を獲得させる授業内容と



している。

「伊勢志摩定住自立圏共生学」は、「地（知）の拠点整備事業」に採択された事業の教育プログラムの一環として設定されたもので、「地域を志向する科目」に区分されるが、配置されているそれぞれの科目は、各学科の専門科目とも深く関連する内容となっている。

「人生と仕事」は、キャリアデザインを目指した科目群で、学生の卒業後の社会的・職業的自立への意欲形成を図る科目や、国内外のインターンシップ科目を置いている。また、連携協定を結んでいる地元銀行シンクタンクとの産学協働講座「グローバル化と地域の経済社会」等、実社会との接点を有する科目を置いている。

「職業人実務基礎」分野の科目群は、就業実務能力を修得することをめざしたものである。本学は、その学部構成から明らかなように、平成25年度入学生までは会計学や法学を学ぶ機会は少なかった。一般企業への就職をめざす学生にとっての不安を払拭するために、それらについての基礎を学ぶ科目を1 Semesterから6 Semesterにかけて8科目を体系的に新設した。

「伝統の心と技」は、選択から選択必修とし、武道・書道・茶道等の伝統文化を実践的に学び、人間性の向上にも資することができるよう充実を図った。

## <2>学部

### 【文学部】

平成26年度の新カリキュラムを策定するにあたり、各学科において科目の履修系統図を作成した。その作業を通じて、学科全体で教育課程の見直しが図られ、各科目の教育内容についても検討が進んだ。特に段階的に学びが深まるような教育内容とすることが意識され、複数の学科において、新たに1年次に専門分野の基礎となる内容を学ぶ科目が配置された。

以下、学科ごとに特記すべき点を述べる。

#### 〈神道学科〉

神道について、基礎学力から専門的な学力が順次涵養されるように科目編成を行い、1年次の専門科目に「日本文化概説Ⅰ・Ⅱ」を新設するとともに、従来2年次配当であった「古典講読Ⅰ（古事記）」を1年次に繰り下げて、1年次から専門的な内容に触れることができるようにした。また、「礼法」「茶道」など幅広い日本文化の精神を学ぶ科目も配した（資料4-2-1 pp. 62～63）。

#### 〈国文学科〉

1年次には「国文学史概説Ⅰ・Ⅱ」と「国語学概論Ⅰ」を置き、まず国文学の歴史を概観し、国語に関する基礎的な知識を修得できるようにしている。以後、作品そのものを読解する力を養成する「講読」科目、作品・事象のとらえ方を学ぶ「講義」科目、実際に自ら読解を試みる「演習」科目と積み重ねて、その集大成として卒業論文を執筆できるようにしている（資料4-2-1 pp. 65～66）。

#### 〈国史学科〉

1年次には「基礎史料講読」を置き、基礎的な史料の読み方を学ぶ。以後、本格的に史料を読解する力を養成する「史料講読」科目、歴史のとらえ方を学ぶ「特講」科目、実際に史料読解を試みる「演習」科目と積み重ねて、その集大成として卒業論文を執筆できる

ようにしている（資料4-2-1 pp. 71～72）。

〈コミュニケーション学科〉

1年次には「日本語コミュニケーション概論」「コミュニケーション概論」「人間関係論」「心理学概論」「英語学概論」などの概論科目を置き、コミュニケーション学科の学問分野の概要を示している。2年次以降は、「英語コミュニケーションコース」と「人間関係コース」に分かれ、さらに後者には「心理」「情報」「地域」「異文化」の4分野が設けられて、多方面からコミュニケーションにかかわる専門的な方法と知識を学び、3年次の「専門演習」を中心として専門分野を絞り、卒業研究を完成できるようにしている（資料4-2-1 pp. 77～78）。

### 【教育学部】

教育学部の教育内容は、1年次に「教育学概論」「教育哲学」「教育史」等の基礎科目を配置し、教育学の基礎を理解することを図る。2年次はコースごとの専門基礎の理解を深め、3年次は応用的な学習に進み、各コースの教科内容、教科指導等の実践的な学修を行い、模擬授業等を通して指導力の育成や指導計画を立案する能力を身につける。4年次は個別の教育課題発見、課題探求、課題解決のそれぞれの能力を身につけるために、「卒業研究」の作成に重点を置いている（資料4-2-1 pp. 81～83）。

### 【現代日本社会学部】

教育課程の編成・実施の方針に基づき、まず「基礎科目」で「現代日本総論」「日本人物論」「日本国家論」「リーダーシップ・セミナー」という本学部独自の科目を置き、学年ごとに「政治経済」「地域社会」「社会福祉」「伝統文化」の4領域に関わる科目を配置している。特に平成26年度以降のカリキュラム改定で「展開科目」の「政治経済」分野に「経営学概論」「マネジメント論」「イノベーション論」「マーケティング論」を追加し、「発展科目」に「地域再生論」を追加した。

初年次教育については、1年次春学期の「共通科目」で「初年次ゼミ」を設け、初年度教育と高大連携を意識して1年次秋学期の「基礎科目」に「リーダーシップ・セミナー」を置いている（資料4-2-5）。

## ＜3＞研究科

### 【文学研究科】

専攻ごとの独立性が高いので、以下、専攻ごとに述べる（資料4-2-1 pp. 256～270）。

〈神道学専攻〉

博士前期課程

基礎科目として、神道学の研究方法を学ぶ科目（「神道学研究基礎論」「神道学研究法演習」）と、神道学の理論を概括的に学ぶ科目（「神道学原論」「神道史原論」）を配置。後者は学部の科目との重複開講であるが、達成目標・評価基準等については独自のものとなっている。次いで、基幹科目として、ディプロマ・ポリシーに示している神道学を構成する5分野（祭祀、神道古典、神道史、神道神学、宗教学）に応じて、「祭祀学」「神道古典」「神道史」「神道思想」「宗教学」について、それぞれ「特殊講義」「研究演習」

を配置している。これに加えて、リサーチワークとして「課題研究（研究指導）」が設定されている。

博士後期課程

基礎科目として、神道学を構成する5分野に関する「特殊研究」科目が設定されており、そのうち、指導教員の担当する科目を必修としている。また、基幹科目として「特殊課題研究Ⅰ～Ⅲ」を設定し、研究論文の作成を課している。

〈国文学専攻〉

博士前期課程

基礎科目として、国文学の研究方法を学ぶ科目（「国文学研究基礎論」「国文学研究方法演習」「論文執筆作法講義」）と、国文学の理論を概括的に学ぶ科目（「国文学史概論」「国文学原論」）を配置。「論文執筆作法」「国文学史概論」「国文学原論」は、学部の科目との重複開講であるが、達成目標・評価基準等については独自のものとなっている。基幹科目としては、「古典文学」「近代文学」「国語学」「漢文学」について、それぞれ「特殊講義」と「研究演習」とを配置している。さらに発展科目として、国文学およびその隣接分野の特定テーマについて講ずる「国文学特別講義」を置き、リサーチワークとして「課題研究（研究指導）」を設定している。

博士後期課程

基礎科目として、「古典文学」「近代文学」「国語学」「漢文学」に関する「特殊研究」科目が設定されており、そのうち、指導教員の担当する科目を必修としている。また、基幹科目として「特殊課題研究Ⅰ～Ⅲ」を設定し、研究論文の作成を課している。

〈国史学専攻〉

博士前期課程

基礎科目として、国史学の研究方法を学ぶ科目（「国史学基礎論」「国史学研究法」）と、国史学を概括的に学ぶ科目（「関係外国史特殊講義」「国史概説」「古文書学」）を配置。「国史概説」「古文書学」は、学部の科目との重複開講であるが、達成目標・評価基準等については独自のものとなっている。基幹科目としては、「日本古代史」「日本中世史」「日本近世史」「日本近代史」「日本現代史」「特殊文献」について、それぞれ「特殊講義」と「研究演習」とを配置している。さらに発展科目として「関係外国史研究演習」を置き、リサーチワークとして「課題研究（研究指導）」を設定している。

博士後期課程

基幹科目として、「日本古代史」「日本中世史」「日本近世史」「日本近代史」「日本現代史」「国史学特殊文献」に関する「特殊研究」科目が設定されており、そのうち、指導教員の担当する科目を必修としている。また、基幹科目として「特殊課題研究Ⅰ～Ⅲ」を設定し、研究論文の作成を課している。

### 【教育学研究科】

教育学研究科では、「基礎科目」、教育科学分野・個別教育分野・教育課題分野の3つの分野から成る「専門科目」「演習・研究科目」「実習科目」を設定している。専門科目は、理論と実践の融合を図るために、ケーススタディーやディスカッション等の演習・実践形式の授業を導入している。これらの授業を通して、今日における様々な教育課題に対

応できる専門的な知識と実践的な技能を有する高度職業専門人の育成を目標とし、高度で専門的な教育研究を行っている（資料4-2-1 pp.258～261、pp.271～272）。

また、「心理学」の領域については、必要な科目修得を経て、学校心理士認定運営機構が認定する学校心理士の受験資格を取得できるカリキュラムを用意している。

### **（3）教育課程の適切性について、授業科目を適切に開設し、定期的に検証を行っているか。**

#### **<1>大学全体**

既述の通り、平成26年度以前は、原則として4年に一度、全学的なカリキュラム改革検討委員会を結成し、カリキュラムの改定を行ってきた。その改定作業の際には教育課程と具体的な授業科目の設定について全面的に検証を行い、授業科目の適切な開設に努めてきた。

また、授業科目の定期的な検証については、教務委員会において、毎年度の終了時に、1年間の活動の総括と問題点の指摘を行っている（資料4-2-7）。特に緊急な解決を要する問題がある場合には、4年ごとの改定を待たず、教育課程・授業科目の是正を図る場合もある。平成26年度のカリキュラムの実施後に追加された「伊勢志摩定住自立圏共生学」関係の科目等が、その例である。

平成27年度以後は「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に基づき、全学部共通科目については教育開発センター長が、専門科目については各学部長が実施責任者となって毎年の点検・評価を行う。

#### **<2>学部**

平成26年度までは4年ごとに行われてきたカリキュラム改革検討委員会による全学のカリキュラム見直しにあわせて各学部・学科で専門科目の教育課程及び授業科目の適切性について検証してきた。

平成27年度以後は、「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に基づき、各学部長が実施責任者となって毎年の点検・評価を行う。

#### **<3>研究科**

##### **【文学研究科】**

平成21年度に、文学研究科長を座長として、各専攻から選出された教員をメンバーとするワーキンググループが結成され、教育課程の編成・実施方針の全面的見直しを図り、その結果を受けて、研究科委員会において新たな方針が定められ、平成22年度から実施に移された。以後、各年度の研究科委員会において次年度のカリキュラムの検討を行っているが、現在のところ特に大きな問題はないと判断されている。

##### **【教育学研究科】**

平成24年度発足の本研究科は、「学校心理士」の認定基準の変更の際、全体的なカリキュラムの検討を行い、基本的には発足時の教育課程に加え、新たに「実習科目」を加えた（資料4-2-1 p.272、p.278）。

## 2. 点検・評価

### ●基準4-2（教育課程・教育内容）の充足状況

学位授与方針に沿って教育課程の編成・実施方針を定め、それに従って授業科目を配置している。

平成26年度から新たな教育課程が始まっているが、その課程を編成するにあたっては、各学部・学科において履修系統図を作成し、科目の段階性と科目間の連携に特に意を用いた。その結果、学生の順次的・体系的な学修が可能な教育課程となっている。

全学部共通科目については、多面的な視野から物事をとらえ、判断する力の修得、幅広い教養の涵養、卒業後の社会的・職業的自立への意欲を形成することに留意しつつ、その教育課程が編成されている。

全学部共通科目については、旧来の科目を精選する一方で、新たな教育課程の編成・実施方針に基づいて、地域への志向、キャリア形成の支援に資する科目を多数配置している。

また、専門科目については、文学部のコミュニケーション学科や現代日本社会学部において、教育課程の編成・実施方針の改正に伴い、数多くの科目の改廃・新設が行われた。

以上のような、教育課程の編成・実施方針の改正に伴う積極的な講義科目の改廃・新設は、各課程にふさわしい教育内容を提供していることの一証左である。

研究科の教育課程は、基礎・基幹・展開と階梯的に設置されたコースワークと、指導教員によるリサーチワークとを組み合わせる形で編成されており、適切な教育がなされている。

教育課程の適切性の検証は、平成26年度までは、原則4年ごとに行われるカリキュラム改定の際に、カリキュラム改革検討委員会において実質的になされてきた。ただし、この方式では、検証についての責任主体・組織、権限、手続が明確になっているとまでは言い難く、今後は、平成27年度に策定された「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に則って、定期的に検証がなされることとなっている。

以上のことから、おおむね基準を充足している。

### ①効果が上がっている事項

#### <1>大学全体

平成26年度カリキュラム改訂において、全学部共通科目については、カリキュラム・ポリシーに沿って授業科目の精選・追加を行った。新入生への必修科目として「初年次ゼミ」を開設したことにより、学修の内容や方法について学生の理解が高まった（資料4-2-8）。

専門科目については、科目の履修系統図を作成して、科目の段階性や科目間の関連について整理することができた。

#### <2>学部

##### 【文学部】

神道学科、国文学科、国史学科については、伝統的な人文学の体系的な教育課程が確立しており、基本的にはその伝統を守っている。それに目新しさはないが、科目の段階性や科目間の連携を元々有しており、教育効果は高い。

平成26年度の卒業時アンケートにおける各学科専門科目の内容への満足度をみると、神

道学科82.7%（前年度比+6.9ポイント、以下括弧内はいずれも前年度比）、国文学科95.7%（+2.5）、国史学科81.3%（+0.4）、コミュニケーション学科80.5%（+10.5）のように、学科により数値に差異はあるものの、前年度と比較して向上している（資料4-2-9）。

### 【教育学部】

取得免許と各コースのカリキュラムが対応しており、取得を希望する免許に従って学生は所属コースを選択できる制度になっているため、各コースと取得免許との対応が取れている。2年次必修の「教育研究基礎演習」では、各自の教育への関心を広め、併せて教育学の多様な知識や方法を学んでいくことを目的としている。その中で、演習を通して学生たちは教育学の体系と教育職員免許法に対応した本学部のカリキュラム編成の考え方を学ぶことができる。

### 【現代日本社会学部】

平成26年度カリキュラム改定にあたり、「基幹科目」と「展開科目」における分野を「日本の文化」「現代の社会」「生活と福祉」から「政治経済」「地域社会」「社会福祉」「伝統文化」へと変更し、そのうえで新しい科目を追加した。また、「発展科目」に他学科専門科目を取り入れ、学生の専門教養を広げる工夫をすることができた。他方で文化継承系の実習を文学部神道学科の学生も取れるようにして、他学部他学科への協力も行うことができた。

## ②改善すべき事項

### ＜1＞大学全体

教育課程の適切性の検証は、平成26年度までは、原則4年ごとに行われるカリキュラム改定の際に、カリキュラム改革検討委員会において実質的になされてきた。ただし、この方式では、検証についての責任主体・組織、権限、手続が明確になっているとまでは言い難く、その点を改善する必要がある。

### ＜3＞研究科

各年度の研究科委員会において翌年度のカリキュラムについて検討を加えてはいるが、本格的な教育課程の適切性の検証は、平成22年度以降行われていない。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### ＜1＞大学全体

平成26年度のカリキュラム改定に際して、全学部・学科の科目の履修系統図を作成して、科目の段階制や科目間の連携について意識することができたが、一方で、それは、現行のカリキュラムを合理的に説明するにとどまっているという面もある。この問題を解決していくために教育開発センターと教務委員会が中心となって履修系統図の見直しを行う。

#### ＜2＞学部

### 【文学部】

神道・国文・国史学科のカリキュラムは、長い伝統に裏付けられて、その体系が確立しており、当面は現状を維持していく。

### 【教育学部】

教育学の基礎から応用・実践を経て、課題発見・探求・解決というカリキュラムの系統は確立しており、教育職員免許法との対応もできている。当面は現状を維持していく。

### 【現代日本社会学部】

教育課程の編成・実施方針の基本的な部分、並びにそれを反映した科目の基本的な部分は、すでに固まっており、今後はカリキュラムの大幅な変更を検討する必要はないと思われる。

## ②改善すべき事項

### <1>大学全体

教育課程の適切性の検証については、従来カリキュラム改定の際に行われてきたが、今後は、その責任主体・組織、権限を明確にするために、平成27年度に策定された「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に則って、組織的かつ定期的に検証する。

### <3>研究科

教育課程の適切性について定期的な検証を行うために、「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に基づき、研究科長を実施責任者とした点検・検証を行う。

## 4. 根拠資料

4-2-1 平成27年度 履修要項（既出（1-6））

4-2-2 平成27年度 授業時間割

4-2-3 大学ホームページ（神道学科、国文学科、国史学科、コミュニケーション学科のページ）

<http://www.kogakkan-u.ac.jp/campusview/faculty/literature/shinto/>

<http://www.kogakkan-u.ac.jp/campusview/faculty/literature/kokubun/>

<http://www.kogakkan-u.ac.jp/campusview/faculty/literature/kokushi/>

<http://www.kogakkan-u.ac.jp/campusview/faculty/literature/communication/>

4-2-4 大学ホームページ（教育学部のページ）

<http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/education/>

4-2-5 大学ホームページ（現代日本社会学部のページ）

<http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/contemporary-japan/>

4-2-6 皇學館大学大学院学則（既出（1-2））

4-2-7 教務委員会活動報告書

4-2-8 初年次ゼミ授業評価アンケート結果

4-2-9 平成26年度 卒業時アンケート集計結果（既出（1-22））

## 第4章 教育内容・方法・成果

### 4-3 教育方法

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育方法および学習指導は適切か。

##### <1>大学全体

本学では「皇學館大学学則」第15条に基づき、講義・演習・実験・実習・実技の5つの授業形態を設けている。各学部・学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいて、それぞれの科目にふさわしい講義・演習・実習の授業形態を定め、カリキュラム表にその種別を明記している（資料4-3-1 pp. 58～98）。

本学では法令に定められた学修時間を確保するために、事前・事後学修の実施を重視している（資料4-3-2）。シラバスには平成22年度より、事前・事後学修の項目を設定して、具体的に記述することとしている。シラバスの執筆については、毎年詳細なマニュアルを配布し、統一した記述をめざしている（資料4-3-3）。また、教育開発センターにおいて、全科目のシラバスを第三者点検し、不備がある場合には書き直しを依頼している。さらに、授業評価アンケートに、「事前・事後学修の指示がありましたか」との項目を設けて、実際に指示がなされているかどうかの確認も行っている。

事前・事後学修に資する授業支援システム（Moodle）も導入している。これは、授業資料等のコンテンツ提示機能、掲示板機能、小テスト機能、レポート提出機能、アンケート機能等を有するものである。

単位制度、特に事前・事後学修の必要性については、『履修要項』に説明を記載して、学生にも周知している。また、単位制度の実質化を図る観点から、文学部と現代日本社会学部においては1年間の履修単位の上限を48単位、教育学部においては52単位と規定している。ただし、大学設置基準第27条の2の第2項に基づき、前年度までの通算GPAが2.5以上の者には、その成績に応じて段階的に履修単位の上限値を緩和する措置も設けている（資料4-3-4 第2条第4項、資料4-3-1 p. 21、p. 40）。

学生の履修に関しては、毎年度当初に学科ごとに当該学科教員による修学指導がクラス単位で実施され、教務担当からは履修指導がなされる。特に新生生に対しては、修学指導や履修指導の機会に加えて「初年次ゼミ」においても指導教員が履修指導を行っている（資料4-3-5）。

また、本学では、全学年において指導教員制を採っており、指導教員が春・秋学期の成績を学生に直接手渡し、その際に学修上の指導・助言をおこなっている（資料4-3-6 pp. 3～4）。さらに、オフィスアワーも設けており、その時間に、履修相談や学修相談をおこなっている。各教員のオフィスアワーの日時については、学内に掲示している（資料4-3-7）。

学生の主体的参加を促す授業方法については、従来、初年次ゼミや3・4年次の専門演習等の演習科目を置き、いずれの学科においても重視してきた。また、前述した授業支援システムにより、学生が主体的に学習できるような環境も整えてきた。さらに、現在は、教員に対してもシラバスの作成マニュアルにおいてアクティブ・ラーニングの導入を促す



など、講義科目においてもグループワークやディスカッションを取り入れることが各学科で推奨されている（資料4-3-3 p.1）。そのほか、本学においては、前身の神宮皇學館以来の伝統として、「研究旅行（平成26年度よりフィールドワークに名称変更）」という学外学修を実施しており、学生が主体的に学修する重要な機会となっている。

学生の主体的な英語学習を推進するためにeラーニングシステムを、平成26年度は旺文社の「英検CAT」と「スーパー英語」を試験的に導入するとともに、他大学での導入実績も多いアルク教育社の「NetAcademy2」の「スーパースタANDARDコース」と「PowerWordsコースプラス」の導入準備を行い、平成27年度より運用を開始した（資料4-3-8）。また、施設を整備することによって学生の主体的学修を支援することも図っている。その一環として、平成24年度にアクティブ・ラーニング・スペース「百船」を、また、平成25年度には図書館内にラーニング commons のスペースを整備した。

## ＜2＞学部

### 【文学部】

文学部各学科においては、卒業論文（卒業研究）を重視しており、その執筆・完成に向けて、低学年に文献の読解方法を身につける講読科目を配置し、3年・4年次には学生自らが調査・立論を経験する演習科目を配置している（資料4-3-1 pp.62～80）。

1年間の履修登録単位の上限については48単位としている。

### 【教育学部】

受講生の学習効果を上げるために、全授業科目を講義、演習、実習の3つに区分けし、バランスよく配置している。とりわけ、教育諸科学の学修に必要なアカデミックスキルや専門的知識を修得させる目的から教育研究演習や卒業研究などの演習科目を必修科目として2年次から4年次に配置している（資料4-3-1 pp.81～89）。

3年次から4年次に配置している教育研究演習は、学生の主体的な参加を促すために、最大でも1クラス15人前後の少人数教育を展開している。また、討議や発表等を取り入れたり、課題を題材に解決策を学生に主体的に考えさせる教育方法を導入している。

1年間の履修登録単位の上限については52単位としている。その背景には、教育学部のカリキュラムが教員や保育士の養成を目的としたカリキュラム構成であることが挙げられる。平成26年度からの新カリキュラムにおいて各学年の科目配分の見直しを行い、学年間での必要科目数のばらつきを改善して制限単位数の圧縮に努めた。しかしながら、複数の学校種の教員免許状取得や幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有という教育現場からの要請や社会的要請に対応するためには、履修制限単位数を52単位とすることがやむを得なかった。カリキュラム改定時に、免許・資格科目を課程科目として卒業要件から切り離し、履修制限の対象外とすることも検討されたが、これでは表面的な対処に過ぎず、現実的な課題解決とは言えないことから、履修制限単位数の趣旨を踏まえたうえで指導教員等が個々のケースに応じた丁寧な履修相談を行うことを申し合わせ、上記判断に至った（資料4-3-9）。

### 【現代日本社会学部】

教育目的を達成し、「学生に保証する基本的な資質」の修得を促進する科目として、2年次に「産業社会実習」を置いている。この科目は、特に実践力を養う科目として、夏休み2週間のインターンシップを含み、1年間をかけて社会人に必要な資質を鍛えるというものである。また、1年次から3年次まで一貫して修得できる「文化継承系実習（茶道、合気道、礼法、薙刀）」を設けて、礼節と自制心を養うようにしている（資料4-3-1 pp. 90～98）。

1年間の履修登録単位の上限については48単位としている。

### ＜3＞研究科

#### 【文学研究科】

研究指導については、前期課程学生には、1年次に「研究（修論）指導教員届」「研究計画書」、2年次には「修士論文等題目届」、前年度の「研究実施報告書」、当該年度の「研究計画書」を提出させている。後期課程学生には1年次に「研究主題及び指導教員届」「研究計画書」、2年次以降に、前年度の「研究実施報告書」と当該年度の「研究計画書」を提出させている。これを基に、各指導教員が、課題研究（前期課程）、特殊課題研究（後期課程）で個々の学生を指導している（資料4-3-1 pp. 262～270）。

なお、国文学専攻においては、主指導教員のほかに、補助的立場の教員（副指導教員）も、学生の指導を行っているが、副指導教員は特定の教員ではなく、主指導教員以外で指導することとなっている。また、月に一度の合同授業は、全教員で学生を指導する場となっている。

#### 【教育学研究科】

教育学研究科の研究指導では、学生が作成した研究計画に基づいて、指導教員は研究指導計画を立て、学位論文作成のための指導を行う。修士課程では2年次に修士論文演習の科目が設けられ、研究指導、論文作成指導が行われる（資料4-3-1 pp. 271～272）。

また、修士論文中間報告会で、大学院生に研究の経過を発表させ、意見交換等を行う場を設定している。

### （2）シラバスに基づいて授業が展開されているか。

#### ＜1＞大学全体

シラバスの作成は、全学教授会において専任の全教員に対して依頼がなされる。その際には詳細な作成要項が配布され、それに従って統一的な内容を記述する（資料4-3-3）。非常勤教員に対しては、学生支援部教務担当から作成要項を配布して、作成を依頼する。作成されたシラバスは、公開される前に、教育開発センターにおいて不十分な点がないか第三者により点検され、不備な点があれば、センター長から授業担当者に記載内容を改善するよう依頼している（資料4-3-10）。

シラバスはWeb上で作成され、大学ホームページ上で学内外に公開されている。

なお、1年次配当の科目については、授業目的と到達目標のみを抜粋した『講義概要』（簡略版のシラバス）を冊子形態で作成・配布している。これは、入学当初の履修指導や初年次ゼミにおいて大学における学修の意味・方法等を説明する際に利用することを目的

として作成されているものである（資料4-3-11）。

シラバスに基づいて授業が展開されているかどうかを検証する仕組みの一つとして、Web版のシラバスに、実際に授業を行った日付を記入する欄が用意してある。このことによつて、授業内容を振り返り、シラバスとの整合性を確認することが可能となっている。

なお、講義概要・到達目標・評価方法や基準等については学期途中で内容変更がなされることはないが、講義日程と内容については、実際の授業の進行が予定通りにいかないのは当然あり得ることなので、Web版の特性を活かして、必要に応じて修正することを推奨している。

それに加えて、授業評価アンケートの質問項目の一つにシラバスに基づいて授業が実施されたかどうかを設定している。かつては端的に「シラバスに従って授業が展開されますか」との質問形式であったが、質問意図に対する学生の誤解も見られ（前述したとおり講義内容については実際の授業の進行にともなつて当初計画から修正がなされている場合があるにもかかわらず、学生からの回答には当初計画どおり授業がなされなかったという回答が目立った）、適切な検証が困難であった。そこで、事前・事後学習の指示の有無という具体的な質問形式に変更して、検証をおこなっている（資料4-3-12）。

## ＜2＞学部

シラバスについては、大学全体に共通する。

## ＜3＞研究科

学部と同様の形式のシラバスを記すこととなっている。作成手順等は学部のそれに準ずる。ただし、研究科においては受講生が少数なので、無記名の授業評価アンケートは無意味であるということで、実施していない。そのため、シラバスに基づいた授業の展開についての検証は学部と比較して不十分である。

## （3）成績評価と単位認定は適切に行われているか。

### ＜1＞大学全体

成績評価と単位認定については、「皇學館大学授業科目履修規程」第2章・第3章にしたがって行われる（資料4-3-4）。なお、出席すべき時間数の3分の1以上欠席した場合は受験資格を失う（資料4-3-13 第4条、資料4-3-1 pp. 210～215）。

成績評価の方法・基準は、授業科目担当者の裁量に委ねられているが、各授業科目の具体的な成績評価の方法と基準については、シラバスに明記することとなっており、授業科目担当者は、その方法と基準に則り100点満点で成績評価をおこなっている。

また、GPA制度も導入している。学生個々のGPAは、 Semester 終了後に配付する成績通知書に各 Semester の時点までの累積値を表示して、本人に知らせている。このGPAは、学生が、自己の学習意欲及び質を客観的な数字として把握することにより、各人の勉学意欲を向上させることを目的とするものであるが、同時に、教育実習・保育実習等の各種実習の履修条件や、退学勧告、副専攻制度の認定条件および特待生の選考等にも活用されている（資料4-3-1 pp. 21～22）。

成績評価について学生が疑問を持ち、質問を希望する場合は、シラバス記載の「成績評

価の基準」を満たしているかどうかを各自で再確認の上、基準に沿った合理的説明ができると判断される場合は、授業担当者に確認の質問を行うことのできる制度を設けている。

単位制度については、「皇學館大学学則」に規定している（資料4-3-14 第15条）。これに基づいて、学年暦には、1 Semester 15回の授業と補講期間を設定し、『学生手帳』に記載したうえで全学生に配付している（資料4-3-15）。

教員が授業を休講した場合は、補講を行うことを原則としているが、授業科目担当者の判断により、学生に学修課題を課してそれを提出させることにより学修時間を確保することもある。なお、休講の事由、補講の日時、代替方法等については、学生支援部教務担当を通して学部長に報告される（資料4-3-16）。

以上の単位制・単位の認定・GPA・成績評価の質問については、『履修要項』に説明が記載され、学生に周知されている（資料4-3-1 pp. 21～22）。

なお、既修得単位の認定は、「編入学生等の既修得単位の認定に関する規程」に従って行われる（資料4-3-17）。

## ＜2＞学部

成績評価・単位の認定については、大学全体に共通する。

## ＜3＞研究科

成績評価・単位数の認定については、学部教育のそれを準用している。この点について明文化した規程はないが、「皇學館大学大学院教務内規」に「大学院における試験の取り扱いについては、皇學館大学試験規程の規定を準用する」とあり、それに準じている（資料4-3-18 第2条）。

各科目の成績評価の方法（課題の提出、レポート提出、小テスト等）や基準については、シラバスに明示されている。

## （4）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

### ＜1＞大学全体

本学では、原則として4年ごとに設置されるカリキュラム改革検討委員会において教育成果を検証し、その結果を受けて教育課程を改善している。平成26年度からのカリキュラム編成にあたっては、各学部・学科、就職担当部局から意見聴取を行うとともに、授業評価アンケートの結果を用いるなどして教育成果の分析・検討を行った。その結果、従来の教育課程においては高大接続にあたっての学修ならびにキャリア形成に資する学修に課題があることが見出されたため、それに対応する教育課程の改訂を行った。具体的には、高大接続にあたっての学修を充実させるために「初年次ゼミ」を全学必修とし、また、「日本語表現」における少人数クラス制の徹底を確認した。キャリア形成に資する学修の充実については、『職業人実務基礎』科目群や「キャリア形成のための数学基礎Ⅰ・Ⅱ」「グローバル化と地域の経済社会」等の科目を新設した（資料4-3-1）。

また、教育内容・方法の改善に結びつけるための教育成果の定期的な検証にあたっては、Semesterごとに実施される授業評価アンケートを活用している。アンケート結果は、各

教員にフィードバックされ、それに対するコメントを付けることが義務づけられている。また、特に課題の見られる授業については、担当教員に対して、教学担当学部長・教育開発センター長の連名による「改善依頼通知書」を送付して改善を促している。特に問題のある教員に関しては、全学部共通科目については教務担当学部長・教育開発センター長、各学科専門科目については各学部長・教育開発センター長、2名による面談を行い、改善を促している。その後も改善が見られない場合には、面談の実施や改善計画書の提出を求め、改善が促されることとなっている（資料4-3-19、資料4-3-20）。

一方、授業評価で高評価を得た教員の授業については、FD活動の一環として、それを公開してもらう制度を整備することが従来検討されているが、これは実現していない。

なお、従来より慣例的に行っていた授業評価アンケートの実施及び取扱いについて、組織的な取り組みとしての位置付けを強化するため、平成27年度に規程化した（資料4-3-21）。

平成27年度以後は「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」にもとづいてカリキュラム・ポリシーの点検・評価を行う際に、学習成果の観点から教育プログラムの点検・検証を行い教育課程の改善に結びつけることとなっている。また、内部質保証システムの一環として授業評価も位置づけられており、引き続き授業評価アンケートによる教育内容や方法の改善も行われる。

## ＜2＞学部

### 【文学部】

教育内容・方法の改善を行うための教育成果の定期的検証については、上述の授業評価アンケートを利用しており、大学全体の動向と同じである。教育課程を改善するための教育成果の定期的検証はカリキュラム改革検討委員会にあわせて各学部・各学科で行われた。

以下では、学科ごとに行った検証を受けての改善点を示す。

#### 〈神道学科〉

日本文化コースを設定したことに対応するため、「神道英語」「日本文化概説Ⅰ」「日本文化概説Ⅱ」「日本民俗論」「日本文化学演習Ⅰ」「日本文化学演習Ⅱ」を新設した。

#### 〈国文学科〉

講義・講読科目について、「国語国文学講義ⅠA」「国語国文学講読ⅠA」等の科目名称であったが、その内容がわかりにくいという問題があったため、「古典文学講義ⅠA」「近代文学講義ⅠA」等に科目名称を変更した。

#### 〈国史学科〉

学生の史料講読能力を向上させる点において課題が見出された。それに対応するため、「基礎史料講読」を新設した。また、学生が習得すべき知識として東洋史分野の充実の必要性が確認されたため、「外国史特講（東洋史）」「史料講読E」等の科目を新設した。

#### 〈コミュニケーション学科〉

学生や社会のニーズを検討した結果、心理学分野を設定し、認定心理士資格取得のための日本心理学会の基準に準拠した科目を開設した（資料4-3-1 p.200）。

### 【教育学部】

教育現場および社会的ニーズを検討し、それに応えるために必修科目として「特別支援

教育の基礎」を新設し、また、選択科目として「デジタル教材開発」を加えた。さらに、建学の精神の涵養を確かにするために、「日本伝統文化教育論」を必修化した。

#### 【現代日本社会学部】

1年次から4年次まで一貫したゼミ指導体制を確立するために、1年次秋学期に「リーダーシップセミナー」を新設した。また、学生や社会のニーズを検討した結果、農業・食品関連人材養成の必要性を確認した。これに対応するため、三重県農業大学校と連携し、「作物栽培学講義」「作物栽培学実習」を新設した。

### ＜3＞研究科

#### 【文学研究科】

本研究科の学生にとって最も重要な学修成果は研究発表や種々の論文の形で表される。本研究科ではそれらを人文学会や学内学会において発表することを奨励しており、そのような公的な場における発表が、学生にとっての学修成果の検証となると同時に、その学生を指導する教員にとっての教育成果の検証ともなっている。

#### 【教育学研究科】

毎年実施している修士論文の中間報告会は、主査、副査及び他の教員の意見が直接、大学院生に反映され、より質の高い論文指導に結び付いており、教育成果の定期的検証の場となっている。

## 2. 点検・評価

### ●基準4-3（教育方法）の充足状況

教育方法および学習指導は概ね適切に行われている。いずれの学部・研究科も教育目的を達成するために設定される科目それぞれにふさわしい授業形態（講義・演習・実習）を定めている。学習指導についても、修学指導や履修指導、指導教員による指導の機会（成績配付時、オフィス・アワー）を通じて丁寧に行っている。また、学生が主体的に学修を展開するためのICTシステムや施設・設備の整備を行っている。ただし、単位の実質化については、1年間に履修登録できる単位数の上限を、文学部と現代日本社会学部においては48単位と設定することで達成することができているが、教育学部においては52単位と規定しており、課題として残っている。なお、研究科においては、年度ごとに教員と学生の相談の上、研究計画書並びに研究報告書を学生に提出させ、それに基づいて研究指導、学位論文作成指導をおこなっており、教育方法と学習指導は概ね適切と判断する。

シラバスに基づいて授業が展開されているかについては、授業評価アンケートによってそれを確認し、不備がある場合には改善を促すシステムが機能している。本学のシラバスは、授業の目的、到達目標、授業内容、授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたものを、統一的な書式によって作成し、特に授業計画については、事前・事後学習についても明記するように定めている。

成績評価と単位認定についても「皇學館大学授業科目履修規程」に基づき厳格・適正に実施している。また、学生が成績や単位の認定に疑問を有する際には授業担当者にそれを

確認・質問できる制度も設けており、採点ミス等人為的ミスによる単位認定の誤りを生じさせないことにも努めている。

教育成果を定期的に検証し、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているのかについても、十分に達成できていると考える。平成26年度に行った新カリキュラムの実施にあたっては、カリキュラム改革検討委員会が中心となって、各学部・各学科においてもそれまでの教育成果を検証することにより、教育課程の改善へと繋げることができた。また、教育方法・内容の改善については、授業評価アンケートを通じて行っている。

さらに、平成27年度以後は、「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に基づき学部長・研究科長が実施責任者となって検証・改善を行うこととなっている。

以上のことから、おおむね基準を充足している。

## ①効果が上がっている事項

### <1> 大学全体

授業評価アンケートの結果に対するコメントの義務化、教育開発センターによる点検等は、教員に自己の授業を振り返る機会を与えている。特に、授業評価アンケートの結果、問題があると判断された授業については、授業担当者に改善を求める仕組みが機能しており、平成26年度においては、平成25年度の評価結果を基に10件の改善依頼がなされた。その結果、翌年以後の授業内容が改善されている例も少なくない。さらに平成27年度においては、平成26年度の評価結果を確認の上で、より詳細な項目について56件の改善依頼を行い、さらなる授業改善を図っている（資料4-3-20）。

インターネットを利用した学習支援についても実施実績を蓄積しつつある。大学IRコンソーシアム平成26年度調査結果によれば、「インターネットを使って授業課題を受けたり、提出したりした」との質問項目に対して「頻繁にあった」と回答した学生の割合は1年次生で38.1%、3年次生で30.8%であった。これは、調査大学全体の割合である34.8%（1年次生）、27.4%（3年次生）と比較すれば高い値を示している（資料4-3-22）。

「百船」や図書館のラーニングコモンズの設置により、それぞれの場で自主的に学修をおこなう者が増加しつつある（資料4-3-23、資料4-3-24）。

## ②改善すべき事項

### <1> 大学全体

成績評価の基準については、授業科目担当者にすべてが委ねられているが、平成21年度に科目ごとの平均GPAを算出したところ、0.3から3.6まで、科目間に非常に大きな差異があった。授業の到達目標・授業方法・評価方法等さまざまな要因があり、一概に言うことはできないが、成績評価の基準についても、全学的な共通認識がある程度必要ではないかと考えられる。また、このような調査は定期的には実施されているわけではない。

アクティブ・ラーニングの効果、必要性の認識は教員間で共有されつつある。タブレット端末の配備や反転授業に用いることのできるシステム、クリッカーなど、機器備品は整えられ、その活用方法もFD活動を通じて啓発してきた。今後は、全学部共通科目、専門科目の必修科目を中心に使用を促進し、IRコンソーシアム調査大学全体の平均を上回っている1年次、3年次の「頻繁にあった」と回答する比率を5ポイント以上高める。

平成26年度学生生活実態調査において、自宅で授業の予復習等をする時間が「1時間以内（「なし」を含む）」の学生が全体の66.1%であった（資料4-3-25）。これについては、平成26年度 秋学期授業評価アンケートの集計結果によると、各授業担当教員からの事前・事後学習の指示の有無にほぼ連動しており、学生が該当授業に対して費やす事前・事後学習時間にも差が見られる。事前・事後学習の指示の徹底が必要である。また、学生向けの英語のeラーニングシステムも平成27年度に導入したが、全ての学生が利用するには至っていない。

授業評価で高評価を得た教員の公開授業については、これをFD研修の一つと位置づけて実施することが従来検討されているが、実現に至っていない。

## ＜2＞学部

### 【教育学部】

単位の実質化の観点より、1年間の取得単位数の上限を52単位としていることは適切ではないとの認識がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### ＜1＞大学全体

教育開発センターにより様々な施策が実行に移されたが、地道なFD活動こそが教育の質の改善の基盤となると考えられる。新しい教育方法の導入とあわせて、授業評価アンケートの結果などを指標にして学生のニーズに合った教育を実施できるよう、FD活動を継続的に行っていく。

### ②改善すべき事項

#### ＜1＞大学全体

科目ごとの平均GPAに大きな差異があることについて、科目ごとの事情に配慮しつつも、できる限り差異を小さくする具体的方策を開発する。これまでは、科目ごとの平均GPAを算出するための手法が確立していなかったため、それを確立し、あわせて教員に対して科目ごとの平均GPAについて情報提供を行う。

ICT活用に加え、アクティブ・ラーニング、課題解決型学修の指導力を有する教員の比率を高める必要がある。これを実現するためには、それらの教育方法に意欲的な少人数の教員を核にして、個人的なつながりにより輪を広げていくような地道な活動が最も現実的で有効と思われるため、大学としてはそれを支援していく。加えて、大学の積極的取り組みとして、教育開発センターが教育方法に関するFD活動を企画・実施する。

学生向けの英語のeラーニングシステムについては、事前・事後学修時間の確保という観点からも、英語の授業内容との関連付けや授業課題としての指定などについて、平成28年度中に実施する。また、学生の英語力の調査・測定を行う手段として、TOEIC®等の外部試験の受験を制度的に促す措置を実施する。

授業評価で高評価を得た教員の公開授業については、これをFD研修の一つと位置づけて実施する。



教育成果の検証については、平成27年度以降は、「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に基づき、学部長、研究科長が実施責任者となって実施し、教育内容・方法の改善に結びつけていく。

## <2>学部

### 【教育学部】

現在、1年間の履修制限単位数を52単位としていることについて、平成30年度からのカリキュラム改定に向けて、教員や保育士の養成を目的とした学修順序性を担保しながら、50単位未満とした場合の免許・資格取得上の課題を回避するために、どのような各学年の科目配当が可能となるのかを、平成28年度内に議論する。

## 4. 根拠資料

- 4-3-1 平成27年度 履修要項 (既出(1-6))
- 4-3-2 大学ホームページ(皇學館大学シラバス)  
<http://uvisrv.kogakkan-u.ac.jp/sd/public/>
- 4-3-3 シラバス作成要項
- 4-3-4 皇學館大学授業科目履修規程(既出(4-1-4))
- 4-3-5 初年次ゼミワークシート
- 4-3-6 新任教員に対する説明事項
- 4-3-7 平成27年度 オフィスアワー時間帯一覧表
- 4-3-8 ALC NetAcademy2利用案内
- 4-3-9 平成25年度 第12回全学教授会議事録及び添付資料
- 4-3-10 平成27年度 開講科目 シラバス点検要領
- 4-3-11 平成27年度 講義概要
- 4-3-12 授業評価アンケート
- 4-3-13 皇學館大学試験規程
- 4-3-14 皇學館大学学則(既出(1-1))
- 4-3-15 平成27年度 学生手帳(既出(1-7))
- 4-3-16 休講及び補講届
- 4-3-17 皇學館大学編入学生等の既修得単位の認定に関する規程
- 4-3-18 皇學館大学大学院教務内規
- 4-3-19 平成27年度 第3回教育開発センター会議議事録
- 4-3-20 平成27年度 第1回教育開発センターFD領域会議議事録
- 4-3-21 皇學館大学授業評価アンケートの実施及び取扱に関する内規
- 4-3-22 大学IRコンソーシアム平成26年度調査結果
- 4-3-23 百船運営委員会議事録
- 4-3-24 平成27年度 第8回全学教授会資料(図書館利用状況)
- 4-3-25 平成26年度 学生生活実態調査

## 第4章 教育内容・方法・成果

### 4-4 成果

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

##### <1>大学全体

本学では、以下の指標によって学修成果を測定している。

第1に卒業時に行う学生アンケート調査である。本調査では、「学習・研究に対して前向きに取り組めた」「自己学習、主体的学びができる環境にあった」「卒業論文・卒業研究の指導は適切」「皇學館大学で過ごした期間を通じて成長できた」の項目において肯定的な回答をした者の割合がそれぞれ、84.9%、76.6%、87.8%、82.5%と高く、この点において成果があがったものとする（資料4-4-1）。

第2に学生生活実態調査である。本調査は、生活状況についての実態調査ではあるものの、学修成果との相関が強いと思われる学習状況等が調査項目に含まれている。平成26年度の調査結果では、自宅で授業の予習復習等にかかる時間は、平均1時間17分、図書館・コンピューター室等での自習時間は、平均1時間10分となっており、学習時間の不足が引き続き課題となっている（資料4-4-2）。

そして、第3に各種学修支援のためのICTシステムの利用状況である。例えば、Web版のポートフォリオシステムであるmanabaは、教職課程履修者及び「伊勢志摩定住自立圏共生学Ⅰ・Ⅱ」履修者を中心に全学生の約半数が利用しており、学生が学習経験を振り返るツールとなっている（資料4-4-3）。この他にも、英語学修支援システムは、平成27年はスーパースタンドコース498名、PowerWordsコースプラス394名の学生が利用しており、学生の英語力向上を推察することができる。

この他にも、学修成果を測定するための指標の一つとしてGPAを活用することも試みている。現在は、入学年次末のGPAについてのみ経年データを収集しているが、今後に向けてデータ収集の範囲や活用法を開発しているところである（資料4-4-4）。

また、平成26年8月には、「皇學館大学インスティテューショナル・リサーチ室設置規程」及び「皇學館大学インスティテューショナル・リサーチ室の運営に関する規程」を制定し、副学長（IR担当）を中心とした、データ収集及び収集データ分析の体制を構築した（資料4-4-5、資料4-4-6）。今後は従来の学修成果の検証に加えて、IR体制の下でも学修成果が検証されることとなる。

##### <2>学部

##### 【文学部】

文学部ではいずれの学科においても、卒業論文（研究）を4年間の学修の成果として重視している。それらについては、厳格な提出手順、審査方法、審査基準、論文の形式が定められている（資料4-4-7 pp. 28～32）。

言わば、卒業論文によって学修成果を測っているのであるが、その審査基準が評価指標

であるとまでは言い難い。ただし、国文学科と「伊勢志摩定住自立圏共生学Ⅰ・Ⅱ」においてはルーブリックによる評価がなされており、このルーブリックは、評価指標と見ることが可能である（資料4-4-8）。

#### 【教育学部】

平成26年度卒業生（就職希望者数202名）のうち76名が正規の教員等（小学校・中学校・高等学校・幼稚園・保育士）として採用された。また、57名が、講師等で教育現場に就業しており、本学科の教育目標に沿った成果を上げているということが出来る（資料4-4-9）。

#### 【現代日本社会学部】

学修成果の指標としてのGPAの分布を分析している（資料4-4-10）。

### ＜3＞研究科

#### 【文学研究科】

学生数が少ないため、成績分布等を調査するまでもなく、個々の学生の学修成果は把握できる。また、課程を通じての学修成果は修士論文や博士論文によって最終的に評価を行っている。博士論文については、論文審査員3名のうち1名は他専攻分野の教員が担当することが慣例となっており、客観性を担保している。

#### 【教育学研究科】

学生は、指導教員のもとで専門演習、課題研究（研究指導）によって論文にまとめる指導を受けて修士論文を作成している。修士論文の最終的な評価は主査1名と副査2名の計3名の教員によりなされるが、この点において評価の客観性が担保されていると言える。

修士論文は中間発表の機会があり、指導教員以外の教員からもアドバイスを受けられるようにしている。

### （2）学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

#### ＜1＞大学全体

学部における卒業の要件及び学位授与については、「皇學館大学学則」第31条において、「本学に4年以上在学し、学部の定める卒業の資格を得た者に対し、学部長は、全学教授会の議を経て学部所定の課程を修めたことを認定する。ただし、他の大学に在学した年数を通算する。学長は、前項の認定を得た者に、全学教授会の議を経て卒業を認め、学士の学位を授与する。」としている。

研究科については、「皇學館大学大学院学則」第11条・12条・13条において、大学院修士課程及び博士前期課程並びに博士後期課程における修了の要件及び学位授与について定めている。

#### ＜2＞学部

#### 【文学部】

卒業及び学位の授与については、「皇學館大学学則」「皇學館大学学位規程」に規定さ

れている（資料4-4-11 第31条、資料4-4-12 第18条）。学位の授与の手続きは前記「皇學館大学学則」「皇學館大学学位規程」に則って行われ、卒業判定は、全学教授会において厳正に行われている。

全学科において卒業論文（研究）が卒業要件となっており、それについては、「皇學館大学卒業論文（研究）審査に関する内規」に詳細が規定されている（資料4-4-13）。卒業論文作成指導はゼミ指導教員があたり、卒業論文提出後は主査・副査による口頭試問を通して成績評価を行い、最終的に学科会議で単位認定及び成績評価を決定している。

卒業論文（研究）の具体的な手続き・審査基準・提出論文の形式等については、『履修要項』に明示されているが、各学科においても入学後繰り返し指導がなされる。また、提出学期の当初に学生支援部教務担当から全学生に対して、論文提出に関する説明会が開催されている。

### 【教育学部】

卒業研究（論文形式）は必修となっており、各ゼミの指導教員が卒業研究論文作成指導にあたり、卒業研究論文提出後には指導教員が主査となり、他に1名を副査として、口頭試問を通して成績評価を行い、最終的に学科会議で単位認定及び成績評価を決定している。口頭試問はポスターを作成し、それに基づいて行う（資料4-4-14）。口頭試問はすべての教員および大学院生、学生にオープンにされている。

文学部と同様、学位の授与の手続きは「皇學館大学学則」「皇學館大学学位規程」に則って行われ、卒業判定は、全学教授会において厳正に行われている。

### 【現代日本社会学部】

卒業研究（論文形式）は必修としており、ゼミ指導教員が卒業研究論文作成指導にあたり、卒業研究論文提出後には主査・副査による口頭試問を通して成績評価を行い、最終的に学科会議で単位認定及び成績評価を決定している。

文学部と同様、学位の授与の手続きは「皇學館大学学則」「皇學館大学学位規程」に則って行われ、卒業判定は、全学教授会において厳正に行われている。

## <3>研究科

### 【文学研究科】

大学院の修了判定・学位の授与については、「皇學館大学大学院学則」「皇學館大学学位規程」に規定されている（資料4-4-15 第13条、資料4-4-12 第3条～第17条）。

学位授与の手続きはこの「皇學館大学学則」「皇學館大学学位規程」に則って行われ、修了判定は研究科委員会においてなされる。

修士論文の審査は、主査1名、副査2名で行われ、その結果の報告書が研究科委員会に提出され、審議を経て認定される。博士論文の審査は、公開にて、主査1名、副査2名（うち1名は他専攻所属教員）で行われ、その結果の報告書が研究科委員会に提出され、審議の上認定される。特に「皇學館大学学位規程」第4条第2号により学位申請をする者（後期課程を満期退学後に申請する者＝乙）については、論文提出後、論文の予備審査を行うこととなっており、その詳細は「学位請求論文の予備審査についての覚書」に示されてい

る（資料4-4-16）。

学位論文（修士）と博士学位請求論文（課程博士）については、『履修要項』に提出手続き・審査基準・論文の形式等の詳細が示されており、学生に周知している（資料4-4-7 pp. 279～282）。

### 【教育学研究科】

教育学研究科では、修士論文の審査は、「皇學館大学学位規程」に従い、主査1名、副査2名で審査委員会を設置し、審査を行う。審査委員会は、審査の結果について審査報告書を研究科長に提出し、研究科長は研究科委員会で審議の上最終の可否を判定する（資料4-4-12 第12条～第17条）。

## 2. 点検・評価

### ●基準4-4（成果）の充足状況

教育目標に沿った成果があがっているかについて、学生の学修成果を測定するために複数の評価指標を活用し、その把握に努めている。ただし、就職先の評価や卒業生評価に関しては、アンケート調査等は実施しておらず、担当者からの伝聞情報の収集にとどまっている。学位授与については適切に行われている。規程の整備、手続きの正当性、審査の客観性について瑕疵はない。

したがって、本学は当基準を概ね充足しているといえる。

### ①効果が上がっている事項

#### <1>大学全体

Web版のポートフォリオシステムmanabaの導入により、学生が自らの学修成果を蓄積し、省察することができるシステムを構築している。

#### <2>学部

##### 【文学部】

国文学科において卒業論文の審査にルーブリックを用いている点は、一定の客観的な評価指標による学習成果の測定ということで、評価できよう。

##### 【教育学部】

3年次および4年次が、「教育研究演習Ⅰ」及び「教育研究演習Ⅱ」において、各ゼミの演習や研究の成果を発表する「教育エキスポ」を実施している。それぞれのゼミでの研究活動についてお互いに理解するよい機会になるとともに、学生のプレゼンテーション能力向上のきっかけにもなっている（資料4-4-17）。

#### <3>研究科

##### 【文学研究科】

従来、課程博士の学位授与数は数少なく、平成7年度から22年度までの合計でわずか5名に過ぎなかった。また、課程博士としての学位授与対象者に「満期退学後3年以内の者」

を含んでいた。そこで、平成22年7月28日に「皇學館大学学位規程」を改定し、学位授与対象者を在学中の者のみに変更するとともに、学位申請者の学費負担を軽減するために、平成23年4月1日に「皇學館大学大学院学則」を改定し、博士後期課程に在学し所定の単位を修得した者が、博士論文提出のために在学を継続する場合、及び満期退学後に博士論文提出のため再入学する場合の授業料を半額とする措置を講じた（資料4-4-15 別表5（第26条関係））。その結果、所定の期間を経過した学生も指導教員からの指導を継続して受けやすくなり、学位取得者が増加し、平成23年度から26年度までの間で8名に学位が授与されるに至っている。

### 【教育学研究科】

平成24年度以降、所属する大学院生は、毎年、国際及び国内学会で研究発表を行うとともに、平成27年度には、2名の大学院生が査読のある国内学術雑誌に記載決定となる等、活発な研究活動を行っている（資料4-4-18）。

## ②改善すべき事項

### <1> 大学全体

学生の成績分布や試験放棄の状況については、一部の学部においてGPAを利用して成績分布を把握しているが、全学的には資料作成を行っていない。

学生の卒業後の評価については質的調査にとどまっており量的調査を行っていない。

### <2> 学部

#### 【文学部】

学修の成果を測るものとして卒業論文（研究）を重視しているであるが、全学科においてその審査基準が必ずしも精緻なものとなっていない。

#### 【教育学部】

学部として卒業時アンケートの結果やGPAのデータを分析していない。

#### 【現代日本社会学部】

学部として卒業時アンケートの結果やGPAのデータを分析していない。また、学生の自己評価、卒業後の評価についても学部独自では把握していない。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### <1> 大学全体

教育開発センターにおいて、manabaの活用状況・活用事例を分析し、教職課程履修者及び「伊勢志摩定住自立圏共生学Ⅰ・Ⅱ」履修者以外に対する効果的な利用方法を開発する。

#### <2> 学部

#### 【文学部】

文学部各学科で卒業論文の評価にルーブリックを導入することを、各学科及び教務委員会において検討する。

**【教育学部】**

ゼミにおける指導を通じて「教育エキスポ」の発表者、特に4年次生の増加を図る。

**<3>研究科**

**【文学研究科】**

博士の学位は、後期課程所定の3年間で取得することは困難な場合が多いので、今後も期間の延長も視野に入れて指導することを研究科内で了解事項とする。

**【教育学研究科】**

研究指導を充実させることにより、研究成果を発表する機会を増加させる。

**②改善すべき事項**

**<1>大学全体**

学生の成績分布や試験放棄の状況について、平成27年度以降、教学運営会議で実施を検討し、学生支援部教務担当が中心となって全学的な調査・分析と資料作成を行い、全学教授会での報告を通じて共通認識を有するようにする。

学生の卒業後の評価については、同窓会組織が充実しているので、その利用も考慮しつつ、平成28年度中に教学運営会議において、その実施について検討する。

**<2>学部**

**【文学部】**

卒業論文の審査にルーブリックを用いているのは国文学科だけであるので、今後他の学科にも同様の審査方法を拡げていく。

**【教育学部】**

卒業時アンケートの結果や、GPAデータを分析し、分析結果から得られる知見等を活用して、教職に進む学生と教職以外に進む学生へのそれぞれの意識付けやその時期について検討を加え、教育方法等の改革・改善につなげていく。

**【現代日本社会学部】**

卒業時アンケートの結果や、GPA値に基づいてデータを分析し、分析結果から得られる知見等を活用して、教育方法等の改革・改善につなげる。学生の自己評価、卒業後の評価についても学部独自では把握する。

**4. 根拠資料**

4-4-1 平成26年度 卒業時アンケート集計結果（既出（1-22））

4-4-2 平成26年度 学生生活実態調査（既出（4-3-25））

- 4-4-3 manaba利用者数
- 4-4-4 入学年次末の平均G P A推移（学科別）
- 4-4-5 皇學館大学インスティテューショナル・リサーチ室設置規程
- 4-4-6 皇學館大学インスティテューショナル・リサーチ室の運営に関する規程
- 4-4-7 平成27年度 履修要項（既出（1-6））
- 4-4-8 教務委員会に提出された国文学科卒論評価のルーブリック
- 4-4-9 平成26年度 教育学部卒業生の進路別就職状況
- 4-4-10 現代日本社会学部G P A分布表
- 4-4-11 皇學館大学学則（既出（1-1））
- 4-4-12 皇學館大学学位規程
- 4-4-13 皇學館大学卒業論文（研究）審査に関する内規
- 4-4-14 平成26年度卒業論文口頭試問について
- 4-4-15 皇學館大学大学院学則（既出（1-2））
- 4-4-16 学位請求論文の予備審査についての覚書
- 4-4-17 「教育エキスポ2015」発表テーマ一覧
- 4-4-18 教育学研究科院生国際学会発表資料



## 第5章 学生の受け入れ

## 第5章 学生の受け入れ

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

##### <1> 大学全体

本学における大学全体の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は以下のよう  
に定め、「大学ホームページ」（資料 5-1）の「大学概要＞3つのポリシー」のなかで明  
示している。

1. 日本の文化・伝統に関心を持ち、これを未来に伝えとともに、世界に向けて発信  
したいと考えている人。
2. 人間や社会にかかわる様々な事象に関心を持ち、学修によって身につけた力を発揮  
して、市民・職業人として社会の発展に貢献しようという意欲を有する人。
3. 高等学校等において幅広く教科・科目を学び、本学における学修に必要な基礎学力  
を有している人。
4. 専門知識やスポーツなど特定の分野において優れた技能・能力を有する人。
5. さまざまな学習歴や社会経験を積んだ学修意欲のある人。

上記大学アドミッション・ポリシーに準じて、各学部・各学科にアドミッション・ポリ  
シーを定め、「大学ホームページ」において明示している。

上記受け入れ方針は、県内を中心とした高校生向け進学ガイダンス、県内高等学校教員  
向け入試説明会、各地の高等学校訪問による進路指導担当教員への説明、高等学校からの  
要請による出前授業、本学卒業生である教員との懇談会などにおいて、入試担当職員およ  
びアドバイザーによって説明がなされている。またオープンキャンパスにおける模擬講義、  
学科説明会等においても参加者にアドミッション・ポリシーの徹底をはかるようにしてい  
る。

障がいや病気で特別な支援や配慮の必要な受験者に対しては、入学試験の前から相談の  
機会を設け、試験当日においてできる限りの支援と配慮を行うようにしている（資料 5-2  
p. 24）。

##### <2> 学部

###### 【文学部】

文学部のアドミッション・ポリシーは大学全体のアドミッション・ポリシーと共有しな  
がら、さらに文学部各学科のアドミッション・ポリシーも定め、各学科入学希望者に周知  
をはかっている。

各学科のアドミッション・ポリシーは以下の通りである。

神道学科は、以下のようにアドミッション・ポリシーを明示している。

1. 神道や日本の伝統・文化に興味を持ち、それを学びたいと考えている。
2. 日本文化の歴史と伝統を理解し、その核心に触れたいと思っている。
3. 日本文化の伝統を後世に伝えたいと考えている。
4. 神職を志す強い信念を持っている。

5. 神道や神社に関する基礎的知識を生かしたいと考えている。
6. 日本の古典や歴史・文化に関する基礎的知識を生かしたいと考えている。
7. 世界の宗教文化を客観的に学びたいと思っている。

国文学科は、以下のようにアドミッション・ポリシーを明示している。

1. 日本のことばと文学に対して興味を持ち、それを学ぼうとする強い意欲を有している。
2. 様々なものごとに感動し、人の心を理解しようとする。
3. 将来、身につけた能力を発揮して社会において活躍しようという意欲を有している。
4. ものごとを論理的に捉えて、判断することができる。
5. 自らの考えを日本語でわかりやすく表現することができる。
6. 高等学校で履修した主要教科・科目について、教科書レベルの基礎的な知識を有している。
7. 国文学を学ぶ上で基本となる教科「国語」のうち、「国語総合」「現代文」「古典」の科目を履修、もしくは同等の学力を有している。

国史学科は、以下のようにアドミッション・ポリシーを明示している。

1. 日本の歴史や文化に関心を持ち、これを学ぼうとする強い意欲を有している。
2. 史料や文化財を扱ってその価値を見出し、これを後世に残していきたいという意欲を有している。
3. 日本の歴史や伝統・文化を理解し、祖国愛の精神を持って社会において活躍しようとする意欲を有している。
4. 物事を論理的に捉えて、自分の考えをわかりやすく表現できる。
5. 高等学校で履修した主要教科・科目について基礎的な知識を有し、特に歴史学を学ぶ上で基本となる教科（「地理・歴史」）のうち、「日本史」または「世界史」を履修、もしくは同等の学力を有している。

コミュニケーション学科は、以下のようにアドミッション・ポリシーを明示している。

1. 人や社会について深く学び、日本語力や英語力を磨き、将来社会に貢献したいという意欲を有している。
2. コミュニケーションや人間関係について関心を持ち、現代社会のニーズに応える人材として幅広い職場で活躍しようという意欲を有している。
3. コミュニケーション学を学ぶ上で基本となる教科のうち、「国語総合」、「国語表現」、「現代文」→ならびに「英語」を履修、もしくは同等の学力を有している。
4. 自分の考えを、日本語や英語の言葉と文章でわかりやすく表現できる。
5. 高等学校で履修した主要教科・科目について、教科書レベルの基礎的な知識を有している。

上記各学科アドミッション・ポリシーは「大学ホームページ」（資料 5-1）『平成 27 年度学生募集要項』（資料 5-2 表紙見返し～p.1）および『平成 27 年度 AO入試募集要項』（資料 5-3 pp.1～2）において明示し、各種入試説明会、高校訪問時等で周知をはかっている。

## 【教育学部】

教育学部教育学科では、以下のようにアドミッション・ポリシーを明示している。

1. 子供を愛し、1人1人の子供が持つ個性を育てていくことに喜びを感じ、それに対する強い使命感を有している。
2. 日本の歴史と伝統そして文化を尊重し、それを子供に継承していくとともに、新しい知識や取り組みを柔軟に取り入れ、応用して行くことができる。
3. 自分の考えを適切にまとめ、日本語でわかりやすく表現できる。
4. 高等学校までに履修した、教科書レベルの基礎的な知識を有している。

上記アドミッション・ポリシーは「大学ホームページ」(資料5-1)、『平成27年度 学生募集要項』(資料5-2) および『平成27年度 AO入試募集要項』(資料5-3 pp.1~2)において明示し、各種入試説明会、高校訪問時等で周知をはかっている。

### 【現代日本社会学部】

現代日本社会学部現代日本社会学科では、以下のようにアドミッション・ポリシーを明示している。

1. 現代日本の諸問題に対し、主体的・創造的に対応する意欲を有している。
2. 国民の生活を支える行政職に就く意欲を有している。
3. 産業や事業を通じ、地域活性化に貢献する意欲を有している。
4. 自立が困難である人に対し、福祉相談援助職として支援したいとの意欲を有している。
5. 日本の伝統文化を継承・普及・発展させていく意欲を有している。
6. 高等学校等において幅広く教科・科目を学び、本学における学修に必要な基礎学力を有している。

上記アドミッション・ポリシーは「大学ホームページ」(資料5-1)『平成27年度 学生募集要項』(資料5-2) および『平成27年度 AO入試募集要項』(資料5-3 pp.1~2)において明示し、各種入試説明会、高校訪問時等で周知をはかっている。

## <3>研究科

### 【研究科全体】

研究科においては、文学研究科、教育学研究科それぞれにおいてアドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページ、『平成27年度 大学院案内・募集要項』(資料5-4)に明示している。

### 【文学研究科】

文学研究科におけるアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。

「本学文学研究科では、本学の建学の精神を理解し、日本文化を究明するとともに、学問を通じて身につけた力をもって社会の諸課題に対処しうる人材を養成することを教育の目的としている。そこで、本研究科では次のような人材を求める。

前期課程

1. 高い専門性を備えた職業人をめざす学生・社会人で、専門的知識とその研究方法を身につけて、現場においてそれを実践しようとする意欲を有する者。

2. 専門研究者をめざす学生・社会人で、専攻分野についての問題意識を有し、研究活動を遂行するための基本的能力を身につけようとする者。
3. 社会人で、改めて専門的知識と研究方法を学ぶことによって、生涯に亘って自らの見識と教養を高めてゆこうとする者。
4. 外国人留学生で、日本の文化を深く専門的に学ぼうとする者。
5. 専門分野の学士課程修了者またはそれと同等の学力を有する者。

#### 後期課程

1. 専攻分野に関する強い問題意識を有し、専門的な研究活動を行いうる能力をもって社会に貢献しようとする意欲を有する者。
2. 専攻分野に関する強い問題意識を持つとともに、研究活動を遂行するための基本的能力を身につけており、将来自立した専門研究者をめざす者。」

#### 【教育学研究科】

教育学研究科教育学専攻修士課程におけるアドミッション・ポリシーは以下の通りである。

「本教育学研究科では、本学建学の精神を理解し、その研究を通じて培った力をもって、複雑・多様化する現代の教育課題に対処しうる人材を養成することを教育の目的としている。したがって、本研究科では、学生（本学・一般・帰国）、社会人、現職教員、外国人の中から次のような入学者を求める。

1. 幅広い教養と高度な専門的知識を基に、現代的教育諸課題を解決する高度専門職業人としての幼稚園、小学校、中学校、高等学校における教員になろうとする意欲のある者。
2. 教育諸科学の学修を基に、教育現場における実践と理論を統合する研究に携わりたいと意欲を持つ者。
3. 現代の教育諸科学を多面的に理解し、理論的に裏打ちされた対応の仕方や解決の方策を提示できる、指導的教員になりたいと意欲を持つ者。
4. 学士課程修了ないしそれと同等の学力を持つ者。」

#### （2）学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

##### <1> 大学全体

本学では大学全体・各学部・各学科のアドミッション・ポリシーに基づき、学生募集と入学者選抜について、全学的に入学試験委員会の審議を経て全学教授会に諮って実施している。

学部学生の募集については、『大学案内』や『学生募集要項』（資料5-2）の送付、大学ホームページ（資料5-5）による大学全体説明や学部学科紹介、オープンキャンパス、県内を中心とした高校生向け進学ガイダンス、県内高等学校教員向け入試説明会、各地の高等学校訪問による進路指導担当教員への説明、高等学校からの要請による出前授業、本学卒業である館友教員との懇談会などにより、アドミッション・ポリシーを周知している。

入学者選抜については、文部科学省高等教育局長通知の「大学入学選抜実施要項」の内

容を十分に踏まえ、各学部・学科・研究科の教育目標、アドミッション・ポリシーおよび学部・学科の入学者選抜の基本方針に基づき、入学試験を実施している。

学部において、学力試験を課す「一般入試」では、前期日程で連続3日間の日程・8会場、中期日程で1日程・3会場、後期日程で1日程・1会場において実施しており、様々な受験機会を用意することにより、受験生に便宜を図っている（資料5-2 pp. 12～17）。

また、センター試験の点数によって合否を判定するセンター試験利用入試を実施して国公立大学の併願する受験生への便宜を図っている（資料5-2 p. 18）。

「推薦入試」は、公募制推薦入試、自己推薦入試（資料5-2 pp. 7～11）、附属高校推薦入試（資料5-6）、指定校推薦入試（資料5-7）、卒業生（館友）の推薦書による館友推薦入試（資料5-8）を実施している。

「AO入試」は、神職後継者選考、幼児教育選考、一般選考、アスリート選考、スポーツ選考などの様々な選考を設定している（資料5-3）。

「特別入試」は、外国人留学生入試（資料5-9）、社会人入試（資料5-10）、帰国生徒入試（資料5-11）や、その他に転入学・編入学・学士入学試験（資料5-12）や河南大学・河南師範大学私費留学生編入学試験（資料5-13）を実施している。

以上のように本学では、多様な入試を実施することにより、全国各地から本学各学部のアドミッション・ポリシーに合致する学生の受け入れを目指している。

入学者選抜実施にあたっては、透明性を確保するために「皇學館大学入学試験委員会規程」（資料5-14）を定め、これに基づき実施している。この委員会は、入学試験の方針や試験科目、実施期日、出題委員・採点委員及び面接委員の選出、合格判定、学生募集に関する事項について審議する組織となっている。この入学試験委員会において、AO入試、推薦入試、一般入試等に関して入試問題作成や試験実施、各試験実施要項、面接要項を作成し、実施委員などの共通理解を図っている。

合否判定においては、入試委員長と事務局長及び入試担当職員が合否判定の原案を作成したうえで、入学試験委員会を経て、全学教授会において合否を審議している。また、合否判定処理にあたっては、個別資料や電算処理結果資料の入試担当職員によるダブルチェックを行い、判定処理上のミス防止に努めている。

入試問題作成にあたっては、学長、入試委員長の招集のもと、問題作成担当者全員に対して問題作成に関する資料を配布し、作成時の留意事項やスケジュールについて確認をしている。また、各科目問題作成責任者のもと、数回にわたり校正点検を行い、出題ミス防止に努めている。

入試実施当日は、作成担当者が試験開始から終了まで本部待機し、入試問題の最終確認及び受験生からの質問の対応を行っている。

大学院の学生募集については、『大学院案内・募集要項』（資料5-4）や過去問題も含め受験希望者に配布、情報は大学ホームページからの告知など、より広く周知を図っている。入試に関する事項は、大学院委員会において審議している。

### <2>学部

#### 【文学部】

文学部では、入学者選抜において、大学での学修に必要な基礎学力の確認、および多様

な学生の受け入れを実現するため、以下の入試選抜方法を行っている。

1. 一般入試（2科目型、3科目型、得意科目2科目型、プラスセンター型）  
厳格な採点による学力試験得点のみで合否判定を行っており、公平性は保たれている。
2. センター試験利用入試（2科目型）  
センター試験の得点のみを利用して、基礎学力のある学生を受け入れている。
3. 附属高校推薦入試（A方式、B方式）  
A方式では出願条件に成績基準を設ける専願入試と、国公立併願型のB方式を設定し、附属高校の学生を受け入れている。
4. 指定校推薦入試  
評定平均値が出願条件基準を上回っている学生を対象に、在籍高校の校長推薦により、個人面接試験を課して受け入れている。
5. 館友推薦入試  
本学卒業生の推薦により、受け入れている。入試方法については、小論文と個人面接試験を課して、総合的に判定している。
6. 一般推薦入試（基礎学力型、基礎学力面接型、小論文型）  
基礎学力（国語・英語）を評価する基礎学力型入試と、基礎学力（国語と英語から選択）・個人面接型で評価する基礎学力面接型、さらに小論文・個人面接型入試を設定し、校長の推薦を得た学生に出願資格を与え、当日の試験と評定平均値を点数換算したものを合計して合否を判定している。
7. 資格取得者対象自己推薦入試  
資格取得において、出願基準（神道学科：神職階位・日本漢字能力検定2級以上・歴史能力検定2級以上、国文学科：日本漢字能力検定2級以上、国史学科：日本漢字能力検定2級以上・歴史能力検定2級以上、コミュニケーション学科：実用英語技能検定準2級以上・TOEIC®400点以上、全学科：実用数学技能検定2級以上）を満たす学生を対象に、自己推薦書と当日の面接試験及び評定平均値を点数換算したものを合計して合否を判定している。
8. 文化・芸術・社会活動型自己推薦入試  
文化・芸術系クラブ等やボランティアなどの社会活動において顕著な実績を収めた学生を評価する入試で、自己推薦書と当日の面接試験及び評定平均値を点数換算したものを合計して合否を判定している。
9. AO入試（一般選考、神職後継者選考、アスリート選考、スポーツ選考）  
本学を第一志望と考えている学生のために、「一般選考」では、各学科に応じたセミナー（講義）を実施し、その受講内容より論述問題を出題することにより、聴き取る力・まとめる力・書く力と個人面談で評価している。他に、神道学科を対象とした、神社の神職後継者を目指している学生のための「神職後継者選考」、全学科を対象とした「アスリート選考（強化指定クラブ）」「スポーツ選考」を設定している。
10. 特別入試（外国人留学生入試、社会人入試、帰国生徒入試）  
外国人留学生（国文学科・国史学科・コミュニケーション学科対象）、社会人、帰国生徒を対象に、小論文と個人面接試験により総合的に判定し、学生を受け入れて

いる。

11. その他入試で、2年次・3年次転入学・編入学・学士入学試験や協定校である中国の河南大学・河南師範大学私費留学生編入学試験を実施している。

### 【教育学部】

教育学部では、入学者選抜において、公正かつ適切に行っており、高等学校の教科書レベルの基礎的な知識の確認、および多様な学生の受け入れを実現するため、以下の学生募集方法を行っている（学生募集形態3～6、8については、文学部と同内容の入試実施のため省略）。

1. 一般入試（2科目型、3科目型、得意科目2科目型、プラスセンター型）  
厳格な採点による学力試験得点のみで合否判定を行っており、公平性は保たれている。  
さらに、将来の教員採用試験への対応を考慮して、試験教科の国語と外国語（英語）を必須としている。
2. センター試験利用入試（3科目型、4科目型）  
センター試験の得点のみを利用して、基礎学力のある学生を受け入れている。
7. 資格取得者対象自己推薦入試  
資格取得において、出願基準（実用英語技能検定2級以上、TOEIC®500点以上、実用数学技能検定2級以上）を満たす学生を対象に、自己推薦書と当日の面接試験及び評定平均値を点数換算したものを合計して合否を判定している。
9. AO入試（一般選考、幼児教育選考、アスリート選考、スポーツ選考）  
本学を第一志望と考えている学生のために、「一般選考」では、各学科に応じたセミナー（講義）を実施し、その受講内容より論述問題を出題することにより、聴き取る力・まとめる力・書く力と個人面接で評価している。他に、保育士や幼稚園教諭を目指す学生のための「幼児教育選考」を、さらに保健体育科教員や身体運動に関する指導者を目指す学生の為に「アスリート選考（スポーツ健康科学コース）」と全学科対象とした「アスリート選考（強化指定クラブ）」「スポーツ選考」を設定している。
10. 特別入試（社会人入試、帰国生徒入試）  
社会人、帰国生徒を対象に、小論文と個人面接試験により総合的に判定し、学生を受け入れている。

### 【現代日本社会学部】

現代日本社会学部では、入学者選抜において、公正かつ適切に行っており、大学での学修に必要な基礎学力の確認、および多様な学生の受け入れを実現するため、以下の学生募集を行っている。（学生募集形態1、3～6、8、10については、文学部と同内容の入試実施のため省略）。

2. センター試験利用入試（3科目型）  
センター試験の得点のみを利用して、基礎学力のある学生を受け入れている。
7. 資格取得者対象自己推薦入試



多様な人材を選抜するため、出願資格を幅広く設定し、出願基準（日本漢字能力検定2級以上、実用英語技能検定準2級以上、TOEIC®400点以上、日商簿記2級以上、簿記実務検定1級以上、情報処理検定1級以上、実用数学技能検定2級以上）を満たす学生を対象に、自己推薦書と当日の面接試験及び評定平均値を点数換算したものを合計して合否を判定している。

9. AO入試（一般選考、アスリート選考、スポーツ選考）

本学を第一志望と考えている学生のために、「一般選考」では、各学科に応じたセミナー（講義）を実施し、その受講内容より論述問題を出題することにより、聴き取る力・まとめる力・書く力と個人面談で評価している。他に、全学科を対象とした「アスリート選考（強化指定クラブ）」「スポーツ選考」を設定している。

11. その他入試で、2年次・3年次転入学・編入学・学士入学試験を実施している。

### ＜3＞研究科

#### 【文学研究科】

大学院生募集および入学者選抜については、アドミッション・ポリシーに基づき、公正かつ適切に行っている。募集方法については、毎年5月に『大学院案内・募集要項』を作成し、また、6月頃に、本学4年次学生対象に説明会を実施し、周知徹底に努めている。

本研究科の入学者選抜においては、博士前期課程と博士後期課程とで異なる点がある。

前期課程における選抜には、一般選考・社会人選考・外国人選考の3種類があり、それぞれに一次募集（9月初旬試験）と二次募集（2月下旬試験）とがある。このうち、一般選考は、専門科目・外国語科目の学力検査、口頭試問、最終出身学校の学業成績によって判定。社会人選考は、専門科目（小論文）、口頭試問、最終出身学校の学業成績によって判定。外国人選考は、専門科目（小論文）・外国語（日本語）、口頭試問、最終出身学校の学業成績によって判定している。

また、学内からの進学者を対象とした推薦入試もあり、これは、学部の学業成績（専門科目・外国語）と口頭試問とによって判定している。

後期課程における選抜は、専門科目（専門分野における筆記試験）と口頭試問とによって判定している。

このほか、文学研究科の国文学専攻（前期課程・後期課程）においては、外国人と帰国学生とを対象とした秋学期入学者選抜試験も実施している。その選抜内容は、専門科目（外国人は小論文）、外国語（外国人は日本語）、口頭試問、最終出身学校の学業成績によって判定している。

#### 【教育学研究科】

大学院生募集および入学選抜については、アドミッション・ポリシーに基づき、公正かつ適切に行っている。募集方法については、毎年5月に『大学院案内・募集要項』を作成し、受験希望者へ過去問題を同封し発送している。

入学者選抜においては、修士課程では毎年10月と翌2月の2回にわたって実施し、10月には学内推薦入試、一般選考、社会人選考、現職教員特別選考、外国人選考を実施している。選考内容としては、学内推薦は口頭試問を課し、一般選考と現職教員特別選考では専

門科目と口頭試問、社会人選考では専門科目（小論文）と口頭試問、外国人選考では専門科目（小論文）、外国語（日本語）、口頭試問をそれぞれ課している。

このほか、教育学専攻においては、外国人と帰国学生とを対象とした秋学期入学者選抜試験も実施している。その選抜内容は、専門科目（外国人は小論文）、外国語（外国人は日本語）、口頭試問、最終出身学校の学業成績によって判定している。

最終的な合否判定については、研究科委員会を開催し、筆記試験と口頭試問の結果について採点者、面接委員からの報告をもとに審議し、合否判定を行っている。

### **（3）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

#### **<1> 大学全体**

収容定員については、「皇學館大学学則」第4条（資料5-15）及び「皇學館大学大学院学則」第5条（資料5-16）にそれぞれ規定しており、これに基づき学生の受け入れを行っている。また、収容定員の適正な管理については、全学部において、志願者数や入学手続き率等が変動するのが常であるが、適宜入試結果や動向を入学試験委員会で検証し、その分析結果を全学教授会に諮り、入学者数、在籍学生数が入学定員、収容定員を大幅に超過することのないように、慎重に合否判定を行っている。

全学部における収容定員に対する在籍学生数比率については、平成27年5月1日現在1.19であり、適正に管理されていると言える（大学基礎データ（表4））。

また、平成27年度において、入学定員に対する入学者の超過率が1.26と高くなった他は1.11～1.19であり、5年間平均も1.18と概ね適正に管理している（大学基礎データ（表3））。

また、全研究科における収容定員に対する在籍学生数比率（大学基礎データ（表4））、入学定員に対する入学者数については、定員割れが恒常化している（大学基礎データ（表43））。

大学院の定員充足問題については、本学の学部学生に対する入試説明会の開催、人文系の国公立・私立大学への『大学院案内・募集要項』の発送、大学ホームページからの告知強化など、大学院委員会において継続的な検討を行い、定員充足に向けて努力している。

#### **<2> 学部**

##### **【文学部】**

平成27年度入試において、入学手続き率の読み違いにより、入学定員に対する入学者の超過率が1.27と高くなった他は1.12～1.21であり（大学基礎データ（表3））、5年間平均も1.19と概ね適正に管理している。収容定員に対する在籍学生の超過率も、1.18～1.22であり、5年間平均も1.20と適正に管理されていると言える。

また、編入学については、各学科入学定員を設けていない。本学部においては欠員補充を目的として若干名の募集をしており、平成27年度の編入学生数は、文学部合計で4名である（大学基礎データ（表4））。

##### **【教育学部】**

本学部の入学定員に対する入学者の超過率の経年推移をみると1.13～1.23であり（大学基礎データ（表3））、5年間平均も1.18と適正に管理している。また、収容定員に対する在籍学生の超過率も、1.16～1.22であり、5年間平均も1.18と適正に管理されていると言える。

### 【現代日本社会学部】

収容定員に対する在籍学生の超過率は、1.05～1.12であり、5年間平均も1.09と適正に管理されていると言える。また、平成23・27年度入試において、入学手続き率の読み違いにより、入学定員に対する入学者の超過率がそれぞれ1.28・1.32と高くなった。平成24年度は0.93とやや低水準であったが、平成25・26年度はそれぞれ1.23・1.03であり（大学基礎データ（表3））、5年間平均も1.19と概ね適正に管理している。

また、編入学については、各学科入学定員を設けていない。本学部においては欠員補充を目的として若干名の募集をしており、平成27年度の編入学生数は1名である（大学基礎データ（表4））。

なお、平成28年度入試においては、前年度の反省を踏まえて、適正な入学者数維持に努める予定である。

## ＜3＞研究科

### 【文学研究科】

本研究科における平成27年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率については、文学研究科博士前期課程0.73・博士後期課程0.56となっている（大学基礎データ（表4））。また、入学定員に対する入学者の超過率の経年推移を見ると、博士前期課程で0.46～0.85、博士後期課程で0.17～0.67であり（大学基礎データ（表3））、近年定員を満たしていない状態が続いている。

大学院入試の結果や動向を大学院委員会で調査分析し、その結果、定員未充足に関する対応策として、学内の卒業予定者への説明会の回数増加、大学ホームページからの告知強化、大学院専用受験雑誌・Webサイトへの掲載、全国人文系大学（国公立・私立）への『大学院案内・募集要項』の発送などを予定している。

博士後期課程については、前期課程の学生が後期課程に進学し、さらに研究を続けていくように、研究指導を強化し、学生確保に努める。

### 【教育学研究科】

本研究科における平成27年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率については、0.38となっている（大学基礎データ（表4））。また、入学定員に対する入学者の超過率の経年推移を見ると、開設初年度の平成24年度は1.00であったが、次年度以降は0.13～0.50であり（大学基礎データ（表3））、近年、定員を満たしていない状態が続いている。

大学院入試の結果や動向を大学院委員会で調査分析し、その結果、定員未充足に関する対応策として、学内の卒業予定者への説明会の回数増加、大学ホームページからの告知強化、大学院専用受験雑誌・Webサイトへの掲載、全国人文系大学（国公立・私立）への『大学院案内・募集要項』の発送などを予定している。

**(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。**

**<1> 大学全体**

本学においては、「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に基づいてアドミッション・ポリシー評価を毎年度実施することとしている（資料 5-17 第 3 条）。具体的な評価プロセスは次の通りである。「アドミッション・ポリシー評価では、学生募集実績及び入学者アンケート調査並びに GPA による入学後の追跡調査等により、アドミッション・ポリシーに基づく学生受け入れ結果を、一定期間測定し、その分析結果によって必要があれば、アドミッション・ポリシーを改定し、入試方法の改善・改革を行う」（資料 5-17 第 7 条第 1 号）。

また、本学においては全学合同で年数次にわたる入学試験委員会を開催し、学生募集、入試制度、入学者選抜方法などについて定期的な検証を行い、必要のある場合は全学教授会に諮って審議し、改善をはかっている。

AO入試においては一般選考では、従来セミナー内容の概略をまとめる出題と面談による選考を行っていたが、より受験者の学力をはかることのできる形式に平成 27 年度入試より出題方法を変更した。

大学アドミッション・ポリシーの「4. 専門知識やスポーツなど特定の分野において優れた技能・能力を有する人」の選抜方法として、平成 27 年度入試から AO入試において「スポーツ選考」を、全学部を対象としたものに変更し、また推薦入試で「文化・芸術・社会活動型自己推薦入試」を設けて多様な人材の確保に努めている。

一般推薦入試においても面接を課さない筆記試験のみの「基礎学力型」と筆記と面接による「基礎学力・面接型」、「小論文型」の三つのタイプの試験を設け、受験者の特質を活かせる選抜方法を導入した。

指定校推薦入試においては受験結果が著しく不調な場合は、入学試験委員会より全教授会の審議を経て高校側に警告を申し入れ、推薦者選出の改善を求めるようにした。

また入学後の入試種別ごとの大学成績（GPA）（資料 5-18、資料 5-19）、就職状況（資料 5-20）などの追跡調査を行い、選抜方法や出願資格の見直しを計る材料としているが、現在のところ入試種別での特段の差異は認められないという結果が出ている。

平成 27 年度一般入試において一部出題ミスが起こったが、これに対する再発防止策として、出題者全員による問題の相互チェック体制を強化するとともに問題校正期間を延長し、校正回数を増やすこととした。

**<2> 学部**

**【文学部】**

入学者選抜方法については毎年、次年度の内容について各学科ごとに検証し入学試験委員会で審議している。

**【教育学部】**

入学者選抜方法については毎年、次年度の内容について学部において検証し入学試験委員会で審議している。

### 【現代日本社会学部】

入学者選抜方法については毎年、次年度の内容について学部において検証し入学試験委員会で審議している。

### ＜3＞研究科

#### 【文学研究科】

学生募集および選抜方法の検証については、必要がある場合その都度大学院委員会で行っている。

#### 【教育学研究科】

学生募集および選抜方法の検証については、必要がある場合その都度大学院委員会で行っている。

## 2. 点検・評価

### ●基準5の充足状況

大学・学部・研究科の「アドミッション・ポリシー」をそれぞれ設定しており、大学ホームページ等を通じて、受験生はもとより社会に広く周知している。

全学部においては、アドミッション・ポリシーに基づいた学生募集及び入学者選抜に関しても、入学試験委員会・全学教授会において入試内容や合否判定を行うとともに、定期的に検証も行っていることから、適切に運用されていると言える。

また、入学者数や在籍者数の定員管理について、学部は概ね適正に管理しているが、全研究科においては、近年、定員を満たしていない状態が続いていることから、充足状況に課題を残しており改善の必要がある。

以上の内容から、大学全体としては基準5を概ね充足しているといえる。

### ①効果が上がっている事項

#### ＜1＞大学全体

AO入試や推薦入試で、選考の種類を増やし、試験科目の追加など、入試内容を見直すことによって、また、オープンキャンパスにおいても学科ごとのプログラムや保護者向けの説明会など、多彩な内容のプログラムを設定することによって、アドミッション・ポリシーを明示することができ、その方針に沿った学生募集を徹底できているため、結果として来場者数・志願者数が増加傾向にある（資料5-21）。

#### ＜2＞学部

##### 【文学部】

従来、神道学科とコミュニケーション学科において定員を充足しない年があったが（平成23・25年度）、学科のアドミッション・ポリシーや教育内容に対する理解が不十分な点があるとの判断から、高校訪問の際などに各学科のアドミッション・ポリシーや教育内容を丁寧に説明することを心がけた結果、高校生や関係者の間に理解が進み、近年は定員を確保

できている。また、コミュニケーション学科については、同学科アドミッション・ポリシー「2. コミュニケーションや人間関係について関心を持ち、現代社会のニーズに応える人材として幅広い職場で活躍しようという意欲を有している」に対応して新たに心理学の教育分野を設けたことも志願者の増加に寄与している。

### 【教育学部】

AO入試では、幼児教育コースを第一志望とする学生のために「幼児教育選考」を設けた結果、志願者数・入学者数が増加した。また、大学並びに文学部アドミッション・ポリシー「4. 専門知識やスポーツなど特定の分野において優れた技能・能力を有する人」に対応して「アスリート選考（スポーツ健康科学コース）」の選考を増やした結果、志願者数・入学者増に繋がっている。このように、ある程度安定した志願者数・入学者数の確保ができてきている。

### 【現代日本社会学部】

学部としてのアドミッション・ポリシーを「大学ホームページ」などで明示しており、これに沿った多様な入試を実施している。また、収容定員数も基本的には適正に管理している。特に、平成25年以降、3年連続して入学定員を超える入学生を確保することができ、平成22年度に改組された学部として、学生の受け入れが安定してきたと言える。

## <3> 研究科

### 【文学研究科】

従来は学内の学生に対して特別に大学院進学についての説明をすることもなかったが、平成26年度から専攻別に学内説明会を開催してアドミッション・ポリシーを明示している。まだ顕著な効果は見られないが、今後も続けることにより、学部学生の動機付けとなると期待される。

また、平成27年度から全国の関係学部を有する大学350校に大学院の入学案内を送付することとした。

### 【教育学研究科】

学内推薦制度を導入してアドミッション・ポリシーを明示し、教育学部から一定の進学者を確保している。

## ②改善すべき事項

### <1> 大学全体

大学のアドミッション・ポリシーを大学ホームページにしか掲載していない。

学部入試においては、県内を中心としたAO・推薦入試志望者が増加傾向にある。学力試験を課す入試への志願者と、県外からの志願者とを増加させることにより、アドミッション・ポリシーに基づくように全体的にバランス良く志願者を集める必要がある。

研究科においては、収容定員に対する充足率が低い傾向にあるので、広報活動のあり方を再検討する。

## ＜2＞学部

### 【文学部】

定員管理について、平成25年度改善報告書検討結果より、国文学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率および収容定員に対する在籍学生数比率が高かった点に関し、平成25年度においてもそれぞれの比率が1.27、1.30と高く、改善の指摘を受けている。

その後、平成27年度においてもそれぞれの比率が1.28、1.29と高く、引き続き改善の必要がある（大学基礎データ（表3）・（表4））。

### 【教育学部】

AO入試で「幼児教育選考」および「アスリート選考」を実施し、幼児教育コースとスポーツ健康科学コースへの入学者増に繋がったが、それでも幼児教育コースでは認可されている保育士養成者数（80名）は満たされていないため、いっそうの入学者増に繋がる入試のあり方を検討する必要がある。スポーツ健康科学コースにおいても所属学生が増加する方策を考える必要がある。

### 【現代日本社会学部】

入学手続き率の読み違いにより平成27年度の入学生が132名と、入学定員の1.3倍を超えた。

## ＜3＞研究科

### 【文学研究科】

近年、定員充足率を下回っていることから、学生募集の方法や入試方法全般の検証を行う必要がある。平成26年度から専攻別に学内説明会を開催している。ただし、まだその効果は見られない。また、平成27年度から全国の関係学部を有する大学350校に大学院の入学案内を送付しているが、こちらも、その効果は見られない。

なお、各専攻のアドミッション・ポリシーが定められていない。

### 【教育学研究科】

定員管理において、経常的に定員割れとなっていることから、学生募集及び入試全般の検証を行う必要がある。平成26年度から学内説明会を開催し、平成27年度からは全国の関係学部を有する大学350校に大学院の入学案内を送付している。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### ＜1＞ 大学全体

大学学生支援部の入試担当・教務担当・就職担当が連携して、入学者の学業成績・進路先の追跡調査を行い、その分析結果に基づいて、さらなる志願者数の増加に向けて、アドミッション・ポリシーに基づいた学生募集の方法や入試内容について検討を加える。これは、

まず学生支援部入試担当において原案を作成し、入試委員会に提案して、実施していく。

また、オープンキャンパスについて、アンケート結果の内容を踏まえて、アドミッション・ポリシーをより明示できるように本学の特色を出した企画物の導入を検討する。これについても、まず学生支援部入試担当において原案を作成し、入試委員会に提案して、実施していく。

## ＜2＞学部

### 【文学部】

アドミッション・ポリシーを明示する方法をさらに工夫して、アドミッション・ポリシーに対応した学生募集を行う。

### 【教育学部】

アドミッション・ポリシーに基づいて教育学部の各コースの特色を明確にしていく。

### 【現代日本社会学部】

受験生に対するアドミッション・ポリシーの周知徹底を図り、在籍学生数の適正管理をいっそう確実なものにしていく。

## ＜3＞研究科

### 【文学研究科】

今後もアドミッション・ポリシーを明示する工夫を行う。

### 【教育学研究科】

今後も学内推薦制度によって学部学生へのアドミッション・ポリシーの周知徹底をすすめる。また、社会人の長期履修制度について学外への周知徹底をすすめる。さらに、現在の媒体以外にも用いてさらに図っていく。

## ②改善すべき事項

### ＜1＞ 大学全体

大学のアドミッション・ポリシーを『学生募集要項』『AO入試募集要項』等で明示する。

学部入試については、入学試験委員会、全学教授会において、入試種別ごとの在学生の学業成績・進路先などのデータ分析結果に基づき、入試種別ごとの募集人員の見直し、入試内容の検討をしてアドミッション・ポリシーに基づく学生募集を行う。また、様々な媒体を用いて、本学の魅力を県内はもとより、県外にまで積極的に広報していく必要がある。

研究科においては、Webサイトの強化、教育研究活動等を大学ホームページに情報発信するなど外部に積極的に展開していく。

## ＜2＞学部

### 【文学部】

平成28年度入試から、入学試験委員会、全学教授会において、AO・推薦入試などの合



格者数・入学者数の目標数値を設定することにより、適正な入学者数維持に努める予定である。

#### 【教育学部】

入学後の学業成績のデータを利用して入学者の資質の変化及び入学区分やコースごとの差異について客観的な分析を行い、入学試験委員会、全学教授会において、募集および選抜方法について検証を行い、改善に結びつけるようにする。

#### 【現代日本社会学部】

各年度の入学者が入学定員の1.3倍を超えないように、入学試験委員会、全学教授会において、合格者人数の抑制などの必要な処置を講じていく。

### ＜3＞研究科

#### 【文学研究科】

学内外への広報を充実させる。そのために、平成26年度から開催している専攻別の学内説明会については、授業内で広報するなどして、学部学生に周知させる。また、平成27年度から全国の関係学部を有する大学350校に大学院の入学案内を送付しているが、こちらも、継続する。さらに、Webサイトを強化し、教育研究活動等を外部に積極的に情報発信する。

最も重要なのは、大学院の魅力化であると考えられるが、修了後の進路について不透明な部分が大きく、その点が改善されない限りは、魅力的なものとはなりにくい。これは、学生の受入の問題を超えた、大学院のあり方そのものにかかわる重要な問題であり、研究科委員会において平成28年度から検討を開始する。

また、文学研究科において、各専攻のアドミッション・ポリシーを作成する。

#### 【教育学研究科】

定員充足に関しては、教育学部の学生に対して入試説明会を開き、入試制度見直しや学生募集の強化など、研究科委員会において、継続的に検討していきたい。

### 4. 根拠資料

- 5-1 大学ホームページ（アドミッション・ポリシー）  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/other/p12.php>
- 5-2 平成27年度 学生募集要項
- 5-3 平成27年度 AO入試募集要項
- 5-4 平成27年度 大学院案内・募集要項（既出（2-4））
- 5-5 大学ホームページ（学部・大学院・専攻科）  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/faculty/>
- 5-6 平成27年度 附属高等学校推薦入試募集要項
- 5-7 平成27年度 指定校推薦入学試験要項
- 5-8 平成27年度 館友推薦入学試験要項

## 第5章 学生の受け入れ

- 5-9 平成27年度 外国人留学生入学試験要項
- 5-10 平成27年度 社会人入学試験要項
- 5-11 平成27年度 帰国生徒入学試験要項
- 5-12 平成27年度 転入学・編入学・学士入学学生募集要項
- 5-13 平成27年度 河南大学・河南師範大学私費留学生編入学試験要項
- 5-14 皇學館大学入学試験委員会規程
- 5-15 皇學館大学学則（既出（1-1））
- 5-16 皇學館大学大学院学則（既出（1-2））
- 5-17 皇學館大学内部質保証システム実施要綱（既出（1-19））
- 5-18 平成26年度 入学生の入学年度末成績状況
- 5-19 平成26年度 入学生 学科・入試種別単位 入学年度末の平均G P A
- 5-20 入試種別ごとの進路（過去3年間卒業生）
- 5-21 オープンキャンパス来場者過去5年間比較対照表

## 第 6 章 学生支援

## 第6章 学生支援

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学では、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針（資料6-1）を定め、大学ホームページで学生に周知するとともに、社会に広く公開している。方針は、「基本方針」とそれに関連した「修学支援」「生活支援」「進路支援」の内容で構成される。そのうち「基本方針」は、以下の通りである。

1. 各学部学科・専攻科・研究科が目標とする人材養成の実現に向けて、学生指導および福利厚生を充実させる。
2. 学生が自らの学修に専念することができる環境を整備する。
3. 学生の人間的成長と自立を促すための支援をする。
4. 学生が対等な個人として尊重される快適で安全な環境を提供する。
5. 学生一人ひとりが卒業後の進路を意識し、自らの資質向上を図るための支援をする。

具体的な学生支援に関する行動計画は『中期行動計画』（資料6-2）において定め教職員間で共有する一方、大学ホームページで学生に周知するとともに、社会に広く公開している。

《学生支援に関する中期行動計画（抜粋）》

- ①. 大学教育の質的転換・質の向上と保証
  3. 学生指導の質的転換
  4. 学生の学修成果の把握
  12. 学生支援体制の改革・改善
- ②. グローバル人材の育成 - 異文化理解と日本文化発信能力の養成 -
  2. 学生の留学促進
- ③. 地域再生の核となる大学、地域貢献人材育成

上記の『中期行動計画』及び学生に対するアンケート調査結果に基づいた日常の学生支援サービスの改善活動を、教員と学生支援部教務担当、学生担当、就職担当、教職支援担当及び神職養成部、学生支援関連の各委員会（教務委員会、学生委員会、就職委員会、教職課程・保育士資格委員会、神職課程委員会、神職養成委員会）が一体となって行っている。

また、保護者に対しては、入学式や尊の会（保護者会）総会及び地区別教育懇談会において、本学の学生生活への支援体制について説明するとともに、各部署の役割・奨学制度・健康管理等についてまとめた「学生支援関係資料（学生生活・教務・就職）」（資料6-3）を作成し、配付している。

学生支援の適切性を検証するにあたり、平成27年10月導入の内部質保証システムの検証プロセスを機能させ、責任主体・組織、権限、手続を明確にし、教育・教育環境の改善につなげている。具体的な方策として、学生による授業評価及び学生支援評価について、教

育開発センターでP D C Aサイクルに次のプロセスを設けている。

- ・授業評価は、毎学期、学生による授業評価アンケートを実施し、授業の内容・方法の有効性を検証（シラバスと授業内容の整合性、単位の実質化、厳格な成績評価など）している。改善が必要と認められた教育組織及び教員については、面談を実施し改善勧告を行い、次年度に「授業改善計画」を提出し、これを実施する。
- ・学生支援評価は、毎年度、教学 I R 調査等により学生の満足度を検証し、改善が必要と認められた項目の責任者は、次年度に「改善計画」を提出し、これを実施する。

## **（2）学生への修学支援は適切に行われているか。**

本学では、学生が自ら学修計画を立て、履修を決定できるように、年度初めの修学指導で学年ごとに履修指導（資料6-4）を実施している。さらに、新入生には、初年次ゼミで学科の教育方針、具体的な履修方法を指導している。

学生一人ひとりに目の行き届いた指導をモットーとして、以下の通りサポート体制を充実させることにより、退学・除籍率が平成24年度の2.1%から平成26年度は1.6%に減少し、入学後4年間での卒業率も平成21年度入学生の85.3%から平成23年度入学生は86.6%に上昇させることができた（資料6-5、資料6-6）。

- ・「指導教員制」及び「クラス担任制」を導入し、入学当初から学生が修学等の相談を行う教員を確保するとともに、休・退学の申請時にも、指導教員及びクラス担任の承認を義務付けることで、不登校のまま退学に至るケースを抑制している。
- ・履修登録時の未登録者を学生支援部教務担当で呼び出し、個別に履修指導を行うとともに、指導教員にも連絡して情報共有に努めている。
- ・各学期の初期に欠席状況調査を実施して不登校状態の学生を早期に発見し、指導教員及び保証人に状況を連絡し、それぞれより指導を行っている（資料6-7）。
- ・休退学状況の累積データを全学教授会等にて情報共有するとともに、その原因の分析や対策の検討を行っている（資料6-5、資料6-6、資料6-8）。
- ・年度の開始時に留年者を呼び出して、教務担当学部長及び学生支援部教務担当職員より指導を行うとともに、平成24年度より留年者に対し『「学生生活」及び「学修状況」についてのアンケート』を実施して、留年の原因を数値化し、その集計結果を履修指導や尊の会（保護者会）での説明資料等に反映している（資料6-9、資料6-10 pp. 48～49）。
- ・平成26年度より、従来は年1回であった4年次生への履修指導を年2回に増やし、単位数の確認ミスなどによる留年防止に努めた（資料6-11）。

また、指導教員及びクラス担任による学修指導とともに、以下の通り、補習・補充教育を実施している。

- ・百船（ももふね、アクティブ・ラーニング・スペース）で学生スタッフによる学習相談を実施（資料6-12 p. 36）。平成28年度より教育開発センターの学習支援室にも学生スタッフを配置し、多様な学習相談に対応していく。
- ・平成26年度以降入学生カリキュラムの全学共通科目に「日本語表現」「キャリア形成のための数学基礎Ⅰ・Ⅱ」等の科目を配置し、学生の質保証に努めている（資料6-13

p. 58)。

- ・ A O、推薦入試を初めとした入学者に対し、学科ごとにメニューを工夫した入学前教育（入学準備プログラム）を実施し、高校での学習から大学での学びへのスムーズな転換を図っている（資料6-14）。

本学は、障がいのある学生に対し、保健室が主となり定期的に学生生活の状況把握を行い、支援を希望する学生に対して、一人ひとりのニーズに対応した支援を実施している。障がいのある学生に対する修学支援の対象・範囲は、障がい学生支援準備委員会及び学生委員会で確認を行い、関係部署間で問題点などを話し合い、改善に向けた努力を行っている。各部署の主な支援内容は以下の通りである。

関係部署	主な支援内容
入試担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学試験受験以前に相談があった場合は、関係部署に連絡し、学内施設見学等の調整を図る。</li> <li>・ 入学試験受験時の希望する支援内容を把握し、受験配慮を検討する。</li> </ul>
学生担当 保健室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援窓口として入学前（3月）に学生の要望を聴取し、希望する支援内容を把握し、関係部署に依頼する。</li> <li>・ 定期的に学生生活の状況把握を行い、学生が必要とする支援について対策を立案する。</li> <li>・ 担当教員へ留意事項を連絡し、授業展開における配慮を依頼する。</li> <li>・ ボランティアを必要とする場合は、募集活動やコーディネートを行う。</li> </ul>
教務担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業受講に関する要望事項に対処する。</li> </ul>
就職担当 教職支援担当 神職養成部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 円滑な就職活動ができるように支援を行う。</li> </ul>
管財担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学内の建物に関する要望について対処する。</li> </ul>

本学では、学生に対して経済的な支援を行うために、大学独自の奨学金制度を設けているほか、専の会（保護者会）、館友会（同窓会）からの奨学金、並びに学外団体（神社等）からの奨学金制度も併せて運用している。さらに、これらを補充するかたちで日本学生支援機構が運営する「日本学生支援機構奨学金制度」も利用している（資料6-15）。

奨学金以外の経済的支援として、平成23年度に株式会社オリエンテーション及び株式会社セディナと教育ローンを提携し、経済的理由による修学困難な学生の救済を図っている。東日本大震災等の激甚災害に被災した学生に対しては、平成24年4月入学生から入学検定料の免除と入学金及び初年度学費の免除を実施している。平成26年度にグローバル人材育成のため「櫻井奨学金」と「専の会グローバル人材育成支援奨学金」を設立し、学生の海外留学に対する支援を実施している。また、平成27年度より教学振興会からも学生支援として、海外留学に対する支援、地域社会貢献活動への助成とともに、奨学援助（教学振興基金の果実の一部を冠奨学資金の不足額に充当）を実施している。その他、「学内ワークスタディ」実施規程を整備し、学生の職業意識・職業観を涵養するとともに、経済

的事情を抱える学生に対する支援を実施している。

奨学金制度の周知は、本学ホームページをはじめ、在学生、保護者、受験生向けに次の方法で周知を行っている。在学生、保護者には、『学生便覧』（資料6-12 pp. 25～29）のほか、保護者宛学費納入依頼通知に経済的支援奨学金の案内を同封し、経済的理由による修学困難な学生の救済を図っている。受験生には『大学案内』（資料6-16 p. 81）での奨学金制度の周知に加え、合格者には『入学手続要項』（資料6-17 p. 11）でさらなる情報提供を行っている。

### **（3）学生の生活支援は適切に行われているか。**

本学では、学業だけに限らず学生生活全般にわたって学生のアドバイザーを務める「指導教員制」「クラス担任制」を設けるとともに、年度初めの修学指導で学年ごとに学生生活指導を実施している。

学生が健康を保持・増進し、充実した大学生生活を送ることができるように、看護師が常駐する保健室を設置し、学生の病気の早期発見や予防、健康相談・応急処置などが常に行える体制をとっている。全学生を対象とした定期健康診断を毎年2月から4月初旬にかけて実施し、その受診率は96%に達している。特に異常を認めた場合には再度の検査、病院の紹介、保健指導等を行っている。

また、学生相談室を設置しており、保健室が相談受付窓口となり、週5日（通常講義期間中）開室している。相談員2名（保健室と兼務）、カウンセラー5名（専任教員1名、非常勤4名）が学生個々のケース（学生生活・対人関係・メンタルヘルス等）に応じて個別相談を実施している（資料6-18）。学生相談室の活動内容を学内に啓蒙するため、年2回全学教授会で学生相談室の利用状況を報告している。

上記の学生相談室以外に学生の相談に応じる体制として、「指導教員制」「クラス担任制」「クラブ部長と同好会顧問」などがある。特に、指導教員は「オフィスアワー」を設定し、学生の相談に優先的に応じる時間を設けている。なお、寮生に対しては、寮長が原則常駐し訓育指導にあたり、学生寮アドバイザー（1・2年のクラス担任）が班単位での相談・助言を実施し、規則正しい生活を支援している。学生の相談に応じる体制の周知は、『学生手帳』（資料6-19 p. 72）や大学ホームページ等で行っている。

本学は、「学校法人皇學館キャンパス・ハラスメント防止に関する規程」（資料6-12 pp. 83～84）を制定し、ハラスメントの防止及び被害者救済の適切な対応を図るためキャンパス・ハラスメント防止等対策委員会を置き、教職員・学生に対して『学生便覧』で周知するとともに「キャンパス・ハラスメント相談の手引き」を大学ホームページ（資料6-20）に掲載し、キャンパス・ハラスメントの防止に努めている。

### **（4）学生の進路支援は適切に行われているか。**

本学では、学生一人ひとりの進路希望に応じて、就職担当・教職支援担当・神職養成部の3つの支援部署を設け、年度初めの修学指導で就職関係指導を行うとともに、随時、経験豊かな専門スタッフが的確にアドバイスを実施している（資料6-21）。

就職支援では、入学時より適性検査を実施するなど低学年から進路意識が持てるよう段

階的に支援を実施している。2年次には年2回の進路ガイダンスおよび個別面談を、3年次には年13回の就職対策講座、個別面談、面接練習会、企業・業界研究会、内定者報告会、学内合同企業説明会などを実施し、スムーズに就職活動に入れるよう支援を行っている。また、就職活動の基本事項をまとめた『就職の手引き』（資料6-22）を作成し、3年次生全員に配付している。4年次生に対しては就職アドバイザーによる内定に向けた個別指導を行うほか、定期的に学内企業説明会を開催し、学生の企業への接触の機会を作っている。試験対策としては、「公務員対策講座」専門130コマ（20名受講）・「教養レギュラー」77コマ（103名受講）・「教養夏期集中」40コマ（63名受講）、「SPI対策講座」28コマ（39名受講）、「社会福祉士国家試験対策講座」56コマ（23名受講）の実施や、スキルアップを図るための講座として「情報処理講座」（79名受講）、「英語特別講座」（35名受講）を実施した。これらの講座等については「進路支援行事スケジュール」（資料6-23）を作成し、全学生に配付することで参加を促している。また、外部機関（ハローワーク・おしごと広場みえ・商工会議所・中小企業家同友会・三重県経営者協会等）と連携し、企業紹介・インターンシップ等を実施している。

教職支援では、結果として、早い段階から採用試験の準備を進めた学生が合格していることから、1年次を対象としたガイダンスを5月に実施することで学生の意識向上を図っている。また、教職希望者に対し、合格に向けた個人面接、集団面接、集団討論、論作文、模擬授業対策、さらに、教職アドバイザー及び外部講師による対策講座、DVD講座、合格者体験報告会、模擬試験等、実効性のある対策講座を実施している（資料6-23）。特に大手予備校と連携した「特別対策講座」では、教職及び一般教養について全52コマの講座を実施（平成26年度172名受講）し、学力の底上げを図っている。また、各県教育委員会の採用担当者を招き説明会を開催し、求める人材像や採用試験に関する情報を担当者から直接聞く場を設けている。さらに2次試験直前の実技対策として、平素からの授業の他、7月下旬から8月にかけて、教育学部等教員が体育（マット運動 78名参加）、音楽（ピアノ 69名参加）、英語（リスニング 66名参加）の徹底指導を行っている。

神職養成では、入学時から神職課程履修希望学生に対する説明会を開催し、希望学生は、説明会を踏まえて、保護者と相談のうえ、神職課程を履修することを決定する。1年次では、神職課程履修者の入口としての「神務基礎実習」を行い、神職になるための心構えや白衣・白袴の着付けや祭式及び神道の基礎的知識の習得に努めている。また年末年始の冬季神社奉仕（指定実習ⅢA）では、実践的な体験ができるよう事前指導を行っている。2年次では、神職を目指す学生としての自覚を促すため、「神職課程・神社関係進路登録票」を作成・提出させている。神職資格を得て神社へ奉職するまで、一貫して観察・教育・指導ができるよう、個別面談を行い、スムーズに神社奉職へ導けるようサポートしている。3年次では、本格的な「指定実習Ⅱ」を行い、事前指導・事前研修・事後指導と徹底的な指導を教職員挙げて実施している。同時に各実習先神社からの実習状況の報告と学生へのフィードバックを行い、気づきと反省を踏まえて学生の成長へと繋げている。また11月中旬には5日間にわたり個別面接を行い、神社奉職等の進路状況の把握を行っている。4年次では、4月中旬に4日間にわたり個別面接を実施し、進路の最終確認を行っている。また履歴書・身上書の書き方指導、個別に模擬面接を行いながら、採用試験に取り組めるよう指導している。その他、神社奉職内定者指導を通じて、奉職先神社と学生とのミスマッ



チが生じないよう、社会人の心構えからマナーや電話応対なども含め、より実践的な神社奉務心得指導を実施している。

## 2. 点検・評価

### ●基準6の充足状況

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する方針を明確に定めており、それに基づいた取り組みを行っている。本学における学生支援の状況は修学支援、生活支援、進路支援から総合的に鑑みて、同基準を概ね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

平成20年度に進路支援の充実のため、就職担当・教職支援担当・神職養成部の3部署を置く組織改革を図り、各々の進路に特化した組織的・体系的な進路指導を行っている。

##### 1) 就職支援について

就職アドバイザー2名を配置（平成27年10月より1名増員し3名体制とした）し支援体制の充実を図っている。各アドバイザーが学科担当を決め希望者に対し継続的に面談および指導を行った結果、学生の面談数が増加し、企業内定者数も増大した。（延べ面談者数：平成25年度2,783名⇒平成26年度2,897名）（企業・団体・公務員就職者数：平成25年度229名⇒平成26年度337名）

##### 2) 教職支援について

小学校及び中学校の教員経験者を教職アドバイザーとして3名採用し教員採用試験対策における面接練習や論作文指導等、個人指導の徹底を図っている。1年次から教員希望者を対象に面談を始め、4年次まで継続的に面談を行う他に、各学年で必要な知識や意識を高める各種対策講座を実施したことで、平成26年度実施教員採用選考試験では、新卒生で、公立学校62名、公立幼稚園・保育所17名の計79名（前年度比19名増）の合格者を出すことができた（資料6-24）。

##### 3) 神職養成について

現任の神職で階位を持つ専任スタッフ4名が常駐し、神職や神社への就職をめざす学生に丁寧な就職指導を行っている。神職資格取得学生に対して、教員と神職養成部が連携し、神務実習及び神社奉仕に対する心構えや態度について事前事後の研修会の開催を始め、神社奉務心得、現任神職懇談会（先輩トーク）、模擬面接、履歴書・身上書等の個別添削指導を実施し、神社奉職希望者が全員内定するよう取り組んだ。その結果、神職課程履修者の内、神社奉職希望者に対する就職率は98.6%であり、74名中73名が就職した。昨年度は、神職課程履修者の内、神社奉職希望者に対する就職率は100%であり、78名全員が就職した。

平成23年度に事務組織の再編成（入試担当・教務担当・学生担当・国際交流担当・就職担当・教職支援担当を学生支援部に統合）を行い、学生一人ひとりに向き合い、入学から卒業、就職までのトータルサポート等の向上に、また、関係部門の場所を集中配置（学生担当と教務担当、就職担当と教職支援担当）することにより学生の利便性向上に資することができた。事務組織の再編成により、組織的・体系的な学生支援体制がさらに強化され、

学生支援部長主導のもと、修学支援・生活支援・進路支援に関し、効率的な事務の運用も可能となった。

## ②改善すべき事項

現行の奨学金制度は、日本学生支援機構が運営する「日本学生支援機構奨学金制度」も含め、広く学生に利用されてきた。しかし、経済的事情で修学の継続が困難な学生にとっては、貸与の奨学金も必要であるが、卒業後の返還を考えると借りる金額にも限界がある。

社会事情を反映し、本学においても修学上の不安や悩み、メンタルヘルスなどに関する学生相談が急増しており、その内容も複雑かつ多岐にわたる。多様化・複雑化する相談内容への対応、学内における情報共有と連携などの点では、なお課題を残している。

本学では、インターンシップ参加者数が少人数にとどまっている。三重県内での受け入れ先が少ないことや学生の興味分野の狭さが原因と考えられる。具体的な改善方策として、1年次からのキャリア教育、キャリア・コンパス・プログラムを通して職業観を高め、インターンシップにおいて学生の選択の幅を増やすよう工夫をしている。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

点検・評価において効果が上がっている事項について、さらに伸ばさせるための方策は、『中期行動計画』に即して計画・実行していくことである。具体的な方策として、学生の入学から卒業に至るまで一貫した支援を行うために、学生支援に関するデータの収集・管理・分析・利用に関する関係部署間の緊密な連携体制の強化が挙げられる。平成26年度にIR室を設置したことから、現在、学内で実施している学生対象アンケートの見直しと新たなIRに資するアンケートの実施について検討する。

就職支援については、定期的に就職委員会において支援内容を検証し、平成27年度中に具体的方策について検討を行う。就職アドバイザーによる個別指導の徹底では、就職アドバイザー1名を増員（平成27年10月1日より）し支援体制を強化している。就職試験対策講座・資格取得支援講座の開催では、継続的に「公務員対策講座」及び「情報処理講座」、「TOEIC®講座」を開講し、「TOEIC®講座」については学内においてIPテスト（団体特別受験制度）を実施する体制を整えている。

教職支援については、点検・評価において効果が上がっている事項について、さらに採用試験合格者増に繋げるため、教職課程・保育士資格委員会において面接練習の状況、各種対策講座、直前対策の効果等を検証し、平成27年度中に具体的方策について検討を行うことにしている。

神職養成については、各種の研修会及び説明会の開催方法や内容について、神職課程委員会と神職養成委員会において、教員と神職養成部が協議しそれぞれの分担を決めて実施し、教員は教学的な観点で、また神職養成部は現任神職の立場から学生支援を推進している。

## ②改善すべき事項

点検・評価における改善すべき事項についての方策は、以下の通りである。

経済的理由による修学困難な学生の救済を目的とする新しい給付型奨学金の新設を含めて、奨学金制度全体の再編成を行う。そのための具体的な方策として、学生委員会において修学および学修意欲の喚起を目的とした給付型奨学金の新設、現行の学業成績等優秀者を対象とした給付型奨学金の見直し、奨学金制度の利用促進に向けた周知方法の改善などについて検討する。

学生の不安や悩みに的確に対応できるような相談体制・制度の見直しをさらに進めていく。そのための具体的な方策として、学生委員会において関係部署との緊密な連携体制の構築、専門知識を持つ責任者の配置を含めた管理運営体制の見直し、相談業務に関わるノウハウの蓄積・活用、学生相談制度の学生への周知方法などについて検討する。

進路支援の充実のため就職委員会が中心となり、教職員が企業等を訪問し、採用計画、求められる人材像等を継続的に情報収集するとともに、企業等との関係強化を図る必要がある。また、就職に関して問題を抱えた学生については、カウンセラーやおしごと広場みえとの連携を図る。

#### 4. 根拠資料

- 6-1 学生支援に関する方針
- 6-2 皇學館大学将来ビジョン140中期行動計画（平成27年度～平成31年度）（既出（1-4））
- 6-3 学生支援関係資料（学生生活・教務・就職）
- 6-4 平成27年度 修学指導及び履修指導日程（新入生、在学生）及び説明資料
- 6-5 年度別 年間での退学・除籍状況の推移
- 6-6 入学年度別 4年間での卒業・退学除籍状況の推移
- 6-7 平成27年度 欠席状況調査 教員宛依頼文
- 6-8 学籍異動理由別一覧表（「退学・除籍」、「休学」）
- 6-9 「学生生活」及び「学修状況」についてのアンケート用紙及び集計結果
- 6-10 平成27年度 専の会総会報告
- 6-11 平成26年度 秋学期履修指導（4年次生）配付資料
- 6-12 平成27年度 学生便覧（既出（1-5））
- 6-13 平成27年度 履修要項（既出（1-6））
- 6-14 平成28年度 入学準備プログラム
- 6-15 日本学生支援機構奨学金の貸与者の状況について
- 6-16 平成27年度 大学案内（既出（1-14））
- 6-17 平成27年度 入学手続要項
- 6-18 大学ホームページ（学生相談室）  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/campuslife/p02.php>
- 6-19 平成27年度 学生手帳（既出（1-7））
- 6-20 大学ホームページ（キャンパス・ハラスメント相談の手引き）  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/other/p05-01.php>
- 6-21 大学ホームページ（就職サポートスケジュール）  
（就職）<http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/placement/p01-01.php>  
（教職）<http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/placement/p03.php>

## 第6章 学生支援

(神職) <http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/placement/p04.php>

- 6-22 平成27年度 就職の手引
- 6-23 平成27年度 就職支援・教職支援関係スケジュール
- 6-24 教員採用試験合格者数値目標及び実績

## 第 7 章 教育研究等環境

## 第7章 教育研究等環境

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

学生の学修、教員の教育研究の環境整備に関する明確な方針について、平成26年7月理事会で承認された「学校法人皇學館中期経営計画（平成27年度～平成31年度）」（以下、「中期経営計画」とする。）では、新たな時代の社会的要請に応えることのできる教育体制及び学術研究体制を確立することがあげられており、その実現のための環境整備（ICT教育等）を行うことにしている（資料7-1）。

これを踏まえ、平成27年12月に「皇學館大学 教育研究等環境の整備に関する方針」を次のとおり定め、明確にした（資料7-2）。

1. 施設設備利用の最適化など、施設及び環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動（キャンパス・ファシリティマネジメント）の体制を構築し、計画的な整備を行う。
2. 教育研究に必要な図書、学術雑誌、電子情報等の計画的な収集に加え、建学の精神を活かした戦略的な資料収集を行うとともに、国内外教育研究機関との学術情報の相互提供の充実を図る。
3. 教育研究支援体制の充実を図るとともに、研究活動における不正防止のためのPDCAサイクルを機能させる。

教育研究等環境の適切性の検証・改善については、管理運営自己点検・評価委員会が中心となって7年を周期とした自己点検・評価及び改善活動を実施してきた（資料7-3 第2条・第4条）。

上記の活動に加えて、平成24年度から、事業計画の立案に際しては、年度途中での中間評価と年度末に事業報告をまとめるにあたって事業の進捗状況を各担当部局が自己評価を行う形式に改め、大学執行部がその自己評価を点検・修正した上で最終的に理事会の承認を得ることとした。

平成27年度の事業計画は、『中期行動計画』（平成26年8月策定）に沿って立案されており、教育研究等環境の整備は事項VI. 組織・運営基盤の強化で取組んでいる。

また、教育研究等環境の適切性については、平成27年10月に定められた「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」の内部質保証の方針と手続きを踏まえ、PDCAサイクルを実施するとともに、結果を財務部長（管財）・総務部長（情報）より部長会を経て常勤理事会に報告する（資料7-4 第8条・第10条）。

#### (2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

校地・校舎の整備状況は、法令上の基準（大学設置基準等）を満たしており、また運動場等の必要な施設・設備（大学設置基準等）を整備している（大学基礎データ（表5）、資料7-5）。

具体的な整備について、平成20年4月の教育学部設置、平成22年4月現代日本社会学部設置及び平成23年4月名張学舎統合等に伴い必要となった6号館から9号館までの大規模建設（教育研究棟、実験実習棟、平成23年9月まで）や関連する設備整備を優先的に

行った。その後は、「中期経営計画」で、「新規の大規模な施設整備は原則行わないが、必要な修繕・拡充（大規模含む）及びICT教育環境の整備充実を重点的かつ計画的に推進（継続的な実施）する」ことになっている（資料7-1）。また、施設設備（修繕）については、財務部において施設設備5ヶ年計画を作成し、それに基づき整備を行っている（資料7-6）。また、ICT教育環境整備については、総務部において情報関係設備整備計画5ヶ年計画を作成し、それに基づき整備を行っている（資料7-7）。

前回の点検・評価で改善すべき点として掲げた、旧耐震基準で設計された記念講堂・本館と3号館の耐震診断の早期実施について、平成24年2月に耐震診断を実施した結果、記念講堂・本館及び3号館について、構造上の問題はなかったが、非構造部分の講堂天井について耐震上問題があり、平成24年9月耐震改修を実施した。同じく学生の居所等のキャンパス・アメニティが不足していることについて、その解消の一環として6号館建設にあたって学生ラウンジ（101.32㎡）を設置し、その後、無線LANも整備した。また7・9号館前に人工芝を敷設した芝生広場（1,470㎡）をつくり、学生の憩いや諸活動の場として活用できるようにした。また、同じくグラウンドの簡易照明は、平成26年度に照度を大幅にあげる工事を行い、日没後の活動が十分に行える照明設備に整備した。

バリアフリーに対応する等、施設・設備の安全性、利便性を向上させる取り組みについて、6～9号館の一連の建設の中でバリアフリー化を進めたが、旧館エリアの施設（本館～5号館）や丘陵地にキャンパスがあるため、最低限の整備にとどまっており、一部利便性に欠ける箇所がある。

学生からの施設設備に関する要望を聴取する機会として、学生のクラブ・同好会・クラス代表の集まりである学友会において、学生からの大学全般に対する要望を集めており、その中で確認し、対応している。

次に、管理体制については、「学校法人皇學館施設管理規程」により、各施設の管理者が規定されている（資料7-8 第3条）。各施設の使用については、同施設使用規則により規定され、学外者への貸出も行っている。施設設備の管理は、法人が100%出資する事業会社「皇學館サービス株式会社」に委託しており、専門知識を有した管理員の管轄の下に、委託技手等が施設の維持管理・清掃等を行う体制を整えている。衛生・安全を確保する体制としては、上記の事業会社の管理員が衛生環境を維持するための各種点検を行うとともに、施設を定期的に巡回し、危険箇所を把握する体制を整えている。警備等については、委託警備会社において常駐警備及び夜間や重要区域の機械警備により、危機管理ができる体制となっている。また、事業会社と法人との定例会を月1回開催し、衛生・安全に関する管理状況について、法人が把握できる体制となっている。

防火防災の体制については、「皇學館大学防火・防災管理規程」により、大学における防火・防災管理の徹底を期すとともに、火災又は地震等の災害による物的、人的被害を軽減することを期している（資料7-9 第1条）。防火・防災管理業務の確実な実践を図るため、理事長（管理権限者）を委員長とする防火・防災管理委員会を年2回開催することになっている。また、総務部長（防火・防災管理者）を委員長とする防火・防災連絡会を必要に応じ開催することになっている。関連設備整備として、全館一斉非常放送整備（平成25年度）、緊急地震速報（平成27年度）の整備を行った。

### (3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

#### 1) 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況

附属図書館における平成26年度末の蔵書数は、図書350,692冊、所蔵雑誌5,576タイトル、視聴覚資料5,427タイトルである。電子情報等については、5種のオンラインデータベース、24タイトルのオンラインジャーナルの提供の他、平成26年度に電子書籍（e-book）2タイトル（235冊）が導入され、利用が開始された（資料7-10 pp.1-2）。また、研究開発推進センター（神道研究所・史料編纂所・神道博物館）所蔵の34,517冊、各学科研究室所蔵の43,287冊の蔵書についても附属図書館が登録管理を行っている。

学内で所蔵する図書のデータは図書館システムにより管理され、OPAC（蔵書検索システム）を利用し、学内ネットワークまたはインターネットを経由して検索できる環境が整備されている。

大学全体の総図書費は38,534,000円（平成27年度）であり、附属図書館の図書費29,600,000円は、全体の77%である。附属図書館の資料費は、図書館の他、各大学院研究科、各学部学科に配分され、所属教員の選書を基に蔵書の充実が図られている。

2階閲覧室のラーニングコモンズ内に「シラバスコーナー」を設置し、シラバスに記載されている参考図書を教員別に配架しており、授業に直結した資料として学生によく利用されている。

学生の購入希望に応えるためのリクエスト制度はよく利用されており、平成26年度は年間322件の要望を受付けた。内容は専門書からベストセラー小説まで幅広く、「萼の会」（保護者会）の図書雑誌整備費（学生活動費）を活用して要望に応じている。

建学の精神を活かした戦略的な資料収集活動の推進、即ち神道を中心とした日本文化関係の古典籍等を集中的に収集し、本学附属図書館にふさわしい特殊コレクションの形成を目的として、「稀観資料購入費」（500万円）の予算が確保された。継続的且つ計画的な収集が必要である。

#### 2) 図書館施設の規模

附属図書館は平成5年に竣工した3階建てで、5層の書庫棟を併設している。延床面積は4,244㎡、収容可能冊数は54万5千冊である。1階にブックラウンジスペース、2階・3階に閲覧室を設けている。座席数は1階19席、2階165席、3階168席、書庫内86席、総数438席で、これは、学生収容定員2,560名の17.1%、在籍学生数3,008名の14.5%に当たる。

#### 3) 専門能力を有する職員の配置及び育成

図書館職員は館長（教員兼務）1名、専任職員2名、嘱託職員4名、パート職員1名、派遣職員1名とアルバイト2名（資料整理と夜間開館対応）で、司書資格保有者は専任職員1名、嘱託職員4名、パート職員1名、派遣職員1名である。

嘱託職員の内2名は、平成24年4月にサブジェクトライブラリアン（専門的職員）として採用されている。これは「附属図書館改革に関する提言（教学運営会議への答申）」（平成23年12月）において任用の提言がされたことに対応したもので、1名は神道・国文・国史等人文系の専門知識とくずし字解読の力を持つ者、もう1名は社会科学系（教育学を含む）の専門知識と英語に精通している者である。他の職員とともに交代で、1階受付及び2階サポートデスクにて利用者からの相談に応じている。

図書館職員の人材育成については、国立国会図書館、国文学研究資料館、国立情報学研



研究所、私立大学図書館協会等が開催する各種研修会・講習会への参加により能力向上に努めている。

### 4) 利用環境の整備

現在の開館時間帯は通常講義期間中、平日 8 時45分から20時まで（土曜日は 8 時45分から17時まで）、通常講義期間外は平日土曜日とも、9時から17時までである。開館時間の延長については、平成24年度より開館時間を15分早めて 8 時45分とし、I 講時開始前の利用を可能とし、通常講義期間外の土曜日の閉館時間を12時30分から16時30分へ繰り下げて、4時間の開館時間延長を実施している。

また、夜間開館の延長については、「平成20年度 自己点検・評価」への大学基準協会指摘事項として、閉館時間が19時では大学院学生の最終授業終了後の利用ができない状況が指摘され、夜間開館時間の延長が課題とされたが、平成24年度より卒業論文（卒業研究）提出締切 2 週間前から提出期限前日までの間について 1 時間延長し、20時閉館とした。さらに平成26年 9 月より通常講義期間中の夜間開館を 1 時間延長し、20時閉館としている（資料7-11 p. 2）。

1 階および 2 階にラーニングコモンズが設置されている。ラーニングコモンズは、「附属図書館改革に関する提言（教学運営会議への答申）」（資料7-12 pp. 2-4）において図書館内への設置が提言された施設で、平成25年度文部科学省の「私立大学等教育研究活性化設備整備事業補助金」を活用して平成26年 3 月に 2 階閲覧室を改修し設置、学生の自律的学修を支援し、知識の創造を促す新しい学習空間として利用されている（資料7-13）。ブックラウンジスペース、プレゼンテーションスペースが新設され、机・イスはすべて可動式で利用目的により自由に移動することができる。プレゼンテーションスペースでは、プロジェクター、移動スクリーン、電子黒板、ホワイトボードの利用が可能である。

館内に設置されたWi-Fi装置を経由して、貸出用ノートパソコン（15台）・iPad（20台）から情報収集することが可能である。情報検索用のパソコンは、1階ロビーに 4 台、2階ラウンジに 2 台、3階情報検索室に 8 台設置されている。館内の無線LANを利用して、貸出用ノートパソコン（15台）・iPad（20台）によりインターネットに接続し情報収集することも可能である。

視聴覚資料の対応機器として、マイクロフィルムリーダー（1台）、DVD・VHS一体型再生機（1台）、ブルーレイDVD再生機（1台）、VHS録画再生機（1台）、CD・カセットプレーヤー（1台）、データベース用パソコン（1台）が設置されている。DVD・CDの利用は、館内設置のパソコンおよび貸出用ノートパソコンでも視聴可能である。

ラーニングコモンズ設置後図書館の利用者は増加しており、平成26年度の入館者数は前年度より19.8%増加して109,777人となり、はじめて10万人を超えた。貸出冊数も前年度より4%（851冊）増加した。

### 5) 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

図書館システム（「CALIN（カリン）」京セラ丸善株式会社）を導入し、図書・雑誌の管理をはじめ、利用者サービス（My-CALIN）を提供している。図書検索は国立情報学研究所との横断検索も可能であり、OPAC（Online Public Access Catalog）は学内ネットワークおよびインターネットを経由して、学内外から利用可能である。国立

情報学研究所の目録所在情報サービスNAC S I S - C A Tに参加し、図書整理作業の迅速化と目録情報の標準化が図られ業務の軽減に繋がっている。また、図書所蔵データを国立情報学研究所の総合目録データベースに登録・公開し、他大学・他機関へ所蔵情報の公開を行っている。

NAC S I S - I L L (Inter Library Loan) に加盟することで、全国規模の総合目録データベース(図書/雑誌)および図書館間相互貸借サービス(文献複写や資料貸借の依頼および受付)をオンラインで利用することが可能となり、図書の相互貸借や文献複写などの利用者サービスが迅速に提供されており、利用は増加している。さらに、NAC S I S - I L L 料金相殺システムに加入し、複写サービスの迅速化と経理事務の簡素化が図られている。

私立大学図書館協会、東海地区大学図書館協議会、三重県図書館協会および三重県大学図書館連絡会に加盟して、他大学図書館や公共図書館との相互協力を積極的に進めている。また、東海地区大学図書館協議会の来館利用協定(資料7-14)に参加し、協定加盟図書館利用の際は、学生証・教職員証のみで利用できるよう利用手続きの簡素化を図っている。

平成27年4月より三重県立図書館との定期的な物流が開始され、本学図書館が窓口となることで利用者に経済的負担をかけることなく、県立図書館から図書借用が可能となった。三重県図書館情報ネットワーク(M I L A I : Mie Library Advanced Information Network System)には、県下の公共図書館43館と大学図書館1館が加盟しているが、地域開放と本学附属図書館P Rのために、M I L A I への参加を検討する。

### **(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。**

グローバル化に対応するため、平成26年度に英語自主学習のためのeラーニング教材として旺文社の「英検C A T」と「スーパー英語」を導入。さらに、平成27年度からは、他大学での導入実績も多いアルク教育社の「NetAcademy2」の「スーパースタンダードコース」と「PowerWordsコースプラス」の運用を開始した。

また、アクティブ・ラーニングの一環として反転授業を行うため、「MediaDEPO」システムの導入準備を平成26年度に行い、その運用を平成27年度から開始した。

学部授業及び研究支援の充実ならびに大学院生の研修を目的として、T A・R Aの活用促進を行った結果、T Aの利用が平成24年度の13科目(9名)から、平成27年度は20科目(11名)に増加した(資料7-15)。また、R Aについては、平成25~26年度は1名、27年度は2名に増加した。

I C T教育環境の整備については、体制として、情報処理委員会で教員等の意見を収集し、適切な整備を実施しており、平成27年度からは、前年度末に廃止された情報処理センターの機能を主に総務部情報担当が受け持ち、教育開発センター、附属図書館等と連携し適切な情報環境を整備していくこととしている。平成15年度から平成23年度までは、3年ごとの中長期計画(情報整備計画)を立て整備を推進してきた。最初の3年を情報基盤の整備期として、教職員へのP C配備、情報処理教室の整備、ネットワークの高速化、基幹システムの整備等を実施。次の3年(情報環境充実期)には、平成19年度に情報処理3教室の整備、平成20年度にeラーニングシステム(Moodle)を整備するとともに、情報セキュリティ面においても、脅威の多様化、複雑化に対応するため、学校法人皇學館情報セキ

セキュリティポリシーを制定し平成21年度から施行、構成員に対して毎年講習会等の開催及びグループウェアでの注意喚起実施、関連サイトの監視などソフト面での対応や、検疫システムなどハード面での充実も図ってきた。平成21年度には、自動追尾授業録画システムを導入。最後の3年（情報活用期）には、キャンパス統合に合わせPC70台の情報処理教室を1室増及び無線LANの試行を開始した。平成24年度からは、eポートフォリオの整備など教育環境の充実と、LANの高速化を基に、多様な学修の場の整備支援として、それを支える無線LAN環境整備（平成27年度整備完了予定）を実施している。平成25年度には、タブレット端末約200台を配備や授業録画編集システムを導入など、自主的学修と学習の補完を目指したシステムも充実させ学修における課題への対応を行った。同じく平成25年度には、理解度の向上に向けた4号館の大教室へのクリッカー整備や学内のパソコンを全てWindows7に更改するなど社会の動きに合わせた情報環境の整備を実施した。

研究支援環境として、平成25年度より研究開発推進センターを設置し、研究活動を活性化させるための取り組みを検討・実施している。常勤の教員（教授・准教授・講師・助教）に対して個人研究費（年額35万円）・個人研究旅費（年額9万円）と個室の研究室の配分を行っている（資料7-16、資料7-17）。学内の競争的資金としては、特別研究費・特別研究設備費の制度を設けており、個人研究費では支弁し難い多額の図書費や備品費等を補い、研究費の確保を推進している。学外の研究費について、特に科学研究費助成事業の申請を全教員に促しており、平成25年度からは「科研費研究計画調書の書き方講座」を年に1回程度申請時期（10月中旬）に開催している。研究日・研修日を日曜日以外に週1日設け、研究に専念する時間を確保している。また、短期派遣研究員（1か月以上6か月未満）・派遣研究員（1年以内）を設け、国内外の大学・研究機関等へ研究派遣を行い、研究教育の活性化を図っている。

#### **（5）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。**

研究倫理に関する学内規程については、文部科学省のガイドライン等に基づき、平成23年度に「皇學館大学「人を対象とする研究」倫理規程」（資料7-18）、平成26年度に「皇學館大学研究倫理規程」（資料7-19）を制定、平成26年度より「皇學館大学における外部研究資金の取扱いに係る不正行為防止等に関する規程」（資料7-20）、「皇學館大学での研究活動における不正行為防止等に関する規程」（資料7-21）の改正及び整備を行った。これらの規程等の整備で、研究倫理におけるルールの明確化及び学長、学部長、事務局長等学内の役割と責任の明確化を図り、研究倫理を遵守する体制及びルール違反があった場合の体制・処理等が整備されたことになる。今後、規程等の不備や不足等は、見つけ次第修正・整備していくこととしている。

研究倫理及び研究に関し遵守すべき事柄に関する研修会としては、コンソーシアム三重（三重県内の私立大学・私立短期大学及び私立の高等専門学校5大学2短期大学1高等専門学校の包括連携）主催のコンプライアンス研修（平成27年2月16日アスト津）を実施した（資料7-22）。この研修会では、科研費採択教員には受講を義務付け、本学の教職員28名が参加。公的研究費の不正使用に関する講演の他、研究活動における不正行為防止についての研修も受講させた。なお、受講を義務付けた者で欠席の場合は事後、当日のDVD視聴を義務づけた。受講者には受講証明書を発行している。研究活動の不正防止策につ

いては、教員、大学院生及び関係する職員を対象に CITI JAPAN の e ラーニングシステムの導入が決定した。教職員、大学院生相互に研究倫理についての認識を共有させ、個人の研究倫理観を高めることはもちろんのこと、大学全体として研究者倫理を高め、大学全体で不正を起こせない環境づくりに取り組むこととする。さらに、各自で剽窃のチェックができるシステム「ithenticate」を導入し、平成 27 年 12 月からの利用開始を予定している。その他の取り組みとして、科研費公募説明会や全学教授会等において、教員、大学院生及び関係する教職員に対し、日本学術振興会作成の「科学者の行動規範」に基づく研修プログラムや『科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―』（通称「グリーンブック」）を活用し、研究者が知っておくべき事柄や研究の進め方などの基盤知識の再確認をさせることとしている。

なお、学部生についても、日本語表現（必修）や卒業論文の指導等の中で、研究倫理についての基本的な教育を実施している（資料7-23）。

学内審査機関については、人を対象とした研究のうち、倫理上の問題が生じるおそれのある研究を行う場合等に研究倫理委員会を置いて審査をしている。なお、研究倫理を浸透させる措置、研究費の不正使用防止のため、研究費の使用についてのハンドブックを作成している。

外部研究資金の執行にあたっては、契約、購買、検収、監査等に事務職員が積極的に関与する体制や仕組みをつくり、研究費の不正使用防止にあたっている。

また、教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にするために、研究費の不正使用防止についての基本方針（資料7-24）及び防止計画（資料7-25）を策定し、不正をさせない環境づくりに大学全体で取り組んでいる。

## 2. 点検・評価

### ●基準7の充足状況

「大学は、学生の学修ならびに教員による教育研究活動を必要かつ十分に行えるよう、学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。」との基準に照らし合わせ、教育研究等環境の整備に関する方針の明確な定めがあり、十分な校地・校舎および施設・設備を整備していること、また、図書館、学術情報サービスは十分に機能しており、教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されていること、さらに、研究倫理を遵守するために必要な措置をとっていることなどから、同基準をおおむね充足している。

### ①効果が上がっている事項

・図書館に学生の主体的学修空間としてラーニングコモンズが設置されてから、入館者数及び図書館諸サービスの利用者は増加している。また、教員との協働による図書館利用ガイダンスの実施やサポートデスク運用による学修支援の充実、ノートパソコン等情報機器の貸出により、レファレンス相談件数や I L L（他大学への資料の複写依頼や相互貸借）の利用が増加している（資料7-13）。

・図書館において、毎月一度職員全体でスタッフミーティングを行うことで、職員間の情報共有と業務上の問題解決を図っている。隔月開催の図書委員会は、各学部学科及び研究

開発推進センター所属の教員から選出された委員により構成されており、図書館利用状況や利用者の要望の点検と、今後の図書館運営の検討及び決定を行っている。

・ICT環境の整備については、①平成20年度のeラーニング（Moodle）導入や平成24年度のeポートフォリオ（manaba）導入により教育効果の向上を図ることができた。②平成24年度のGmailの導入で、学外においてもメール送受信が可能になると共に経費の削減ができた。③平成25年度、一部サーバのクラウド化及び学術ネットワーク（SINET4）利用による上位ネットワークの高速化により、学内LANの高速化や無線LANの整備が可能になり、BCP対応や大容量コンテンツの利用面においても利便性の向上、教育研究の幅の拡大に貢献している。④平成24年度以降は、eラーニングやアクティブ・ラーニングの環境が順次整備され、学生や地域及び海外の方たちが自主的に学修することができるようになった。

・研究開発推進センターが発足し、研究活動への支援体制を整備してきたことで、研究者の意識の向上を図ることができ、科研費の申請件数が平成25年度は23件（採択5件）、平成26年度は18件（採択8件）となり、平成22年度から平成24年度までの平均申請数が9件（平均採択数4件）であったものが大幅に増加した（資料7-26）。

・平成26年度は派遣研究員として、国立歴史民俗博物館へ研究開発推進センターより1名を派遣、海外（英国ロンドン大学）へ研究開発推進センターより1名を派遣した。異なる研究機関にて研究活動を行うことで、教員の研究に対する意識の向上がみられた。

・文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の改正に伴う規程の整備を行い、研究開発推進センターの大学ホームページで学内外に周知するなどして、不正使用防止に向けた取り組みを促進し、不正防止についての責任体系等を明確にすることで、不正をしない、させない環境づくりを進めていくことができた。

### ②改善すべき事項

・ラーニングコモンズ設置以降図書館入館者数の増加とともに貸出用情報機器の利用が増加しており、特にノートパソコンは台数不足が課題である。

・図書館利用ガイダンスやレファレンス対応力を高めるため、私立大学図書館協会や国立情報学研究所主催の研修会への全員参加が課題である。

・タブレット端末の利用について、配備状況等をグループウェア等で周知し、授業以外での活用を促しているが、利用が少ないことが課題である。

・ICT環境の整備については、多様化する教育研究ツールへの対応や増加し続ける情報機器数に対応し、LANの高速化を計画していく必要があること、また、情報機器は、パソコンだけでなくタブレットやスマートフォンなど教育研究に活用可能な機器の種類が増加していることから、それぞれの特性を活かした教育研究の方向性を示していく必要がある。

・派遣研究員制度について、希望する教員が利用する制度であるが、全学的な研究活性化を目的に、キャリアの一つとして全教員が利用する制度にしていくことが課題である。

・研究活動における不正行為防止については、基本方針と防止計画を踏まえた検証まで行うことが課題である。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

- ・図書館の利用者拡大策として、高大連携強化の一環で、皇學館高等学校生徒の大学図書館利用が平成27年10月より可能となり、大学図書館の情報資源の活用が期待される。
- ・図書館において実施している毎月一度の職員全体スタッフミーティング、及び隔月開催の図書委員会を継続して実施していくことで、職員間の情報共有と業務上の問題解決及び図書館利用状況や利用者の要望の点検と今後の図書館運営の充実を図っていく。
- ・ICT環境の整備については、総務部情報担当において、基盤となるLANの高速化と無線LANの計画的な整備の実施により、さらなる多様な教育研究環境への対応及び業務の効率化を図る。
- ・研究開発推進センターにおいて、科研費講座を引き続き開催するなど、科研費の採択数向上に向けた施策を継続して実施する。
- ・研究に対する意識向上施策として、研究開発推進センターにおいて学内派遣研究員制度の確立を図る。
- ・研究費の不正使用及び研究活動の不正については、研究倫理教育やコンプライアンス教育の実施等により防止施策は行っているが、研究者又は研究を支援する者におけるミスにより発生する場合もあり得るため、物理的にミスの発生確率を減らす取り組みも必要になる。研究開発推進センターにおいて、研究費の不正使用防止と研究活動の不正防止の取り組みを、有機的に結合し、分かりやすい体制及び手法で実施できるようにしていく。

#### ②改善すべき事項

- ・ラーニングコモンズにおける、特にノートパソコンの台数不足という課題を受け、総務部情報担当において、学内の全てのノートパソコンの利用状況を確認し、全体の中での調整を図りながら、必要があれば購入等の対応を行う。あわせて故障に迅速に対応できる保守体制を整備する。
- ・図書館利用ガイダンスやレファレンス対応力を高めるための研修会への全員参加という課題を受け、図書館事務部において、平成28年度以降計画的な研修会参加を図る。
- ・タブレット端末の利用が少ないという課題を受け、総務部情報担当において、無線LANの全学整備（平成27年度完了予定）を進める一方、配備状況等をグループウェア等で周知し、授業以外での活用をさらに促す。次年度以降には、ペーパーレス会議システムも導入し、利用を促進する計画である。
- ・LANの高速化や、タブレット、スマートフォンなど教育研究に活用可能な機器の特性を活かした教育研究の方向性を示していくという課題を受け、総務部情報担当において、平成28年度以降の計画として、これらの課題に対応していくこととする。
- ・派遣研究員制度の全教員利用という課題を受け、研究開発推進センターにおいて、学内派遣研究員制度の追加など改善を行っていく。
- ・研究活動における不正行為防止のための、基本方針と防止計画を踏まえた検証まで行うという課題を受け、研究開発推進センターにおいて、剽窃等の自己チェックの仕組みの整備とともに、平成28年度以降はPDCAサイクルを機能させる。

**4. 根拠資料**

- 7-1 学校法人皇學館中期経営計画（平成27年度～平成31年度）
- 7-2 皇學館大学 教育研究等環境の整備に関する方針
- 7-3 学校法人皇學館管理運営自己点検・評価委員会規程（既出（2-15））
- 7-4 皇學館大学内部質保証システム実施要綱（既出（1-19））
- 7-5 主要施設の概況
- 7-6 施設修繕計画（平成27年度～31年度）
- 7-7 平成27年度～32年度情報関係設備整備計画について
- 7-8 学校法人皇學館施設管理規程
- 7-9 皇學館大学防火・防災管理規程
- 7-10 平成26年度 附属図書館利用状況報告（平成27年度 第1回図書委員会資料）
- 7-11 平成27年度 第1回図書委員会議事録
- 7-12 附属図書館改革に関する提言（答申）
- 7-13 平成26年度 図書館利用状況（平成27年度第2回図書委員会資料）
- 7-14 東海地区大学図書館協議会加盟館間の来館利用に関する暫定協定
- 7-15 平成24～27年度 TA実施状況
- 7-16 個人研究費執行の手引き【平成27年度版】
- 7-17 個人研究室配置図
- 7-18 皇學館大学「人を対象とする研究」倫理規程
- 7-19 皇學館大学研究倫理規程
- 7-20 皇學館大学における外部研究資金の取扱いに係る不正行為防止等に関する規程
- 7-21 皇學館大学での研究活動における不正行為防止等に関する規程
- 7-22 「公的研究費ガイドラインに関するコンプライアンス研修」開催要項
- 7-23 日本語表現教材
- 7-24 皇學館大学における研究費の不正使用防止に関する基本方針
- 7-25 平成27年度 皇學館大学における研究費の不正使用防止計画
- 7-26 科研費年度別申請件数（既出（2-23））

## 第8章 社会連携・社会貢献



## 第8章 社会連携・社会貢献

### 1. 現状の説明

#### (1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学では、大学の理念・目的の実現に向けて『中期行動計画』を平成26年度に策定した。この『中期行動計画』では、本学が我が国の高等教育機関としての社会的使命を果たし、社会のニーズを踏まえた人材育成・地域貢献機能を担うにふさわしい大学となるよう、各分野別に将来ビジョンを掲げている。その中で社会連携・社会貢献活動は、教育目標、養成する人材像、事業計画における重点推進事業の1つとしてそれぞれ掲げられている（資料8-1）。

#### 教育目標（当該部分抜粋）

教育、保育、公務員、福祉、企業、神社、地域貢献等社会の様々な領域で、他者と協働し、中核的人材として貢献できる人材を育成する。

#### 養成する人材像（当該部分抜粋）

日本人としてのアイデンティティを備え、グローバル社会で活躍する人材、イノベーションを創出する人材、地域再生の核となる人材。

#### 重点推進事業（当該部分抜粋）

地域再生の核となる大学、地域貢献人材育成

なお、社会連携・社会貢献に関する方針を平成27年度第15回教学運営会議で定めた（資料8-2）。

皇學館大学は、高等教育機関として、大学の立地する地域社会及び我が国の持続的発展に貢献するために、次の通り、社会連携・社会貢献に関する方針を定める。

- ・地（知）の拠点として、社会の要請に応じて、産業界、地域、自治体、教育機関等多様な諸機関・諸団体と連携を図りながら、本学における教育研究の成果を積極的に社会に還元し、地域の課題解決と発展に貢献します。
- ・地域に開かれた大学として、大学施設の開放や教育研究資源の活用等により、知識基盤社会の発展に貢献します。
- ・学生及び教職員の主体的、積極的な社会貢献・交流活動を支援・推進します。

また、国際交流については、「皇學館大学国際交流の指針」（平成24年3月策定）において、基本方針として定めている（資料8-3）。さらには、「皇學館大学グローバル人材育成ポリシー」（平成26年8月策定）において皇學館大学で育成するグローバル人材像及び皇學館大学の国際化ビジョンを掲げ、事業計画においては国際交流を重点推進事業の1つとして掲げている（資料8-4）。

#### 1つの基本方針 世界の中の皇學館—主体性を拓く（当該部分抜粋）

大学のグローバル化に対応するため、諸外国との協力・友好関係を戦略的に構築する。また、海外の大学・高等教育機関と協働し、双方向の教育連携・共同研究の推進等を通じ、国際的に活躍できる人材を養成すると共に、国際社会への共生・調和と地域社会の充実・発展に寄与する。

地域連携に関わる組織としては、地域の拠点として、本学の教育研究の成果を積極的に地域社会に還元し、地域への貢献及び地域との連携を推進することを目的として、平成25年9月に「地域連携推進室」を設置（資料8-5 第16条）し、学内情報の一元的集約と、学外に対する窓口の一元化を図った。地域連携に関する情報は、大学ホームページにも掲載しており、学内・学外者との共有を図っている（資料8-6）。また、全学的な社会連携・社会貢献活動を審議する場として「地域連携推進委員会」（平成27年度からは、新設された地域連携担当学部長が委員長）を設置し、主に組織的な企画・立案、総合受付調整、活動支援、地域ニーズの把握・分析等を行っている（資料8-7）。また必要に応じて学長を議長とする教学運営会議において審議事項として実施方針を審議している。地域連携推進委員会での審議内容は、各学科会を始めとする諸会議に報告され、他部署等との情報の共有化を図り、社会連携・社会貢献活動を円滑に進めている。

平成26年度に採択された文部科学省「地（知）の拠点整備事業」においては、学長を本部長とするCOC実施本部会議主導のもと、地域の定住機能の新たな在り方を自らの課題として捉え行動できるアクティブ・シチズンの育成とそのためのカリキュラム改革・学士課程教育の質的転換を目的とした教育プログラムの開発を通じて、社会連携・社会貢献を推進している（資料8-8）。

このように本学の社会連携・社会貢献活動は、「学生の人材育成教育プログラム」としても位置付けられており、学生の成長の機会ともなっている。

### **（2）教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。**

大学ホームページのトップメニューに「地域連携」を開設し、教育研究資源、各種公開講座、連携協定等の情報や地域連携活動報告、施設案内等を公開し発信を行っている（資料8-5）。本学の公開講座は、昭和37年の大学再興時から「皇學館大学月例文化講座」を開催している。1年ごとに6学科の持ち回りで担当しており、平成27年12月には、380回を迎える。その他、学内においては、現代日本社会学部が開催する「現代日本塾」や研究開発推進センターが開催する「史料編纂所公開講座」や「神道博物館教養講座」、「夏休み親子教室」等を実施している。この他、名張市との連携による「皇學館大学ふるさと講座」、三重県生涯学習センターとの連携による「みえアカデミックセミナー」や三重テラス（東京都日本橋）での公開講座、近鉄百貨店との連携による「近鉄文化サロン阿倍野」等を学外で共催している。平成26年度からは、百五銀行との連携による「人源輝業（にんげんきぎょう）セミナー」も新たに開催している。これらの公開講座の講座数は、平成27年度は、81講座（平成27年11月現在）を予定している（資料8-9）。平成26年度の実績は、84講座、延べ4,578名が受講している。各講座は、数十名から160名程度の受講があり、受講者は一般市民の他に本学学生も含まれる（資料8-10）。受講者アンケートを実施して地域のニーズを把握し、次年度以降の公開講座に反映するよう努めている（資料8-11）。コミュニケーション学科においては平成12年度より毎年、高校生の英語力の増進を目的として「高校生英語スピーチコンテスト」を開催している（資料8-12）。

また、教育研究に関するシーズの情報発信として、平成24年度より「教育・研究課題一覧」（資料8-13）を作成するとともに、平成25年度より社会連携に関する貢献事例を紹介する「社会連携事例集」を作成し、後者は冊子として県内市町村などにも配布するなど、

他機関との連携をしやすくする工夫も行っている（資料8-6、資料8-14）。

さらには高等学校向けの出前講義「講師派遣プログラム」や社会人や高齢者、子育て世代向けの「講師派遣プログラム」を作成し、大学教育の一端に触れる機会の提供と生涯学習の機会提供を行っている（資料8-15）。

本学では、学生が主体的に地域資源や地域の現況を学び、様々な人と協働して、学修できる教育課程を構築し地域を支える人材育成に重きを置いた地域連携活動に取り組んでいる。地域連携活動には、学生支援部が所管するボランティア活動なども含まれるが、連携協定に基づく活動を地域連携推進室が担うことで、他部署との業務の棲み分けを行っている。これまで学外組織との連携による教育研究活動としては、自治体や企業・団体と協定を締結し、組織対組織の包括的な連携事業を進めている。連携先は、地元伊勢市を始め、名張市、明和町、三重県教育委員会、三重県総合博物館、三重県文化振興事業団、三重こどもわかもの育成財団、三重県農業大学校、三重県社会福祉協議会、三重県と伊勢赤十字病院、三重銀行及び三重銀総研、百五銀行及び百五経済研究所、第三銀行、みえ熊野学研究会、伊勢商工会議所、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の20組織（平成27年10月現在）である。そのうち15の組織との連携協定が地域連携推進室を設置した平成25年9月以降に締結されたものである（資料8-16）。

連携協定の目的は、主に地域活性化と人材育成に寄与することを目的に実施している。特徴的な取り組みとしては、「地元銀行との連携協定に基づく地域人材育成」が挙げられ、具体的な取り組みとして、三重銀総研とは、「グローバル化と地域の経済社会」をテーマに産学協働講座を実施し、また、第三銀行とは、行員との中国への海外インターンシップ、百五銀行とは、人間の無限の可能性を引き出す「人源輝業セミナー」などを開催している。

なお、三重銀総研「グローバル化と地域の経済社会」（共通科目）のほか、三重県農業大学校との連携事業である「作物栽培学講義」「作物栽培学実習」（いずれも現代日本社会学部専門科目）は、平成26年度から開講している（資料8-17）。さらに伊勢市や第三銀行とは、本学の学部教育課程の質的転換に関わる産業界等との連絡協議会を毎年開催し、教育課程編成にあたって、意見を聴取する機会を設けている（資料8-18）。

この他、伊勢市との「教育学部学生による小学校での理科の出前授業」や「総合型地域スポーツクラブ合同体験教室」、明和町との「斎宮跡発掘調査」や「放課後子ども土曜教室」など、学生が地域における教育支援活動に関わっている（資料8-16）。

さらに平成28年5月に開催される主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）の成功に向け、伊勢志摩サミット三重県民会議、伊勢志摩サミット伊勢おもてなし会議への参画するなど関係機関、地元市町、関係団体等と連携し、日本人の精神性や豊かな伝統・文化、美しい自然や日本のふるさとの原風景の発信と地域活性化につながる取組を行っている。

研究事業については、平成22年度から毎年、ウォーキングによる健康維持のためのルート検証や、マップ作成等の受託研究を伊勢市と尾鷲市より受けており、研究成果は伊勢市・尾鷲市のホームページ等で公表されている。平成25年度からは、伊勢市より新たに地域福祉計画についての受託事業を受けており、平成26年度は地域福祉の啓発・推進のため、地域懇談会を開催している。

受託研究では教員だけではなく、学生も研究に参画し地域住民との交流に取り組んでいるものもある。（資料8-19）。

本学は、『「伊勢志摩定住自立圏共生学」教育プログラムによる地域人材育成』をテーマとして、「地（知）の拠点整備事業」に申請し、採択された。この事業は、三重県伊勢市及び同市を中心市として「伊勢志摩定住自立圏」を形成する2市5町（鳥羽市、志摩市、度会郡玉城町、度会郡度会町、度会郡大紀町、度会郡南伊勢町、多気郡明和町）の自治体と連携し、伊勢志摩圏域に人々が定住し、持続可能な社会を構築するため、歴史文化観光資源、自然環境定住資源、地域経済・産業資源、地域福祉・教育資源を活かして、定住機能の在り方を自らの課題として捉え、行動できる「アクティブ・シチズン（自分で考え、行動できる市民）」の育成のための教育プログラム作りと大学教育の質的転換及び地域課題研究体制の構築を目指している。連携する自治体等との協議・協働の場としては、「伊勢志摩定住自立圏共生学」運営会議を置き、事業を達成するために必要な事項を審議し、その運営にあたっている。具体的な取り組みとしては、伊勢志摩圏域の3市5町が参画する「伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン」の課題を踏まえ、圏域の歴史文化観光資源、自然環境定住資源、地域経済・産業等を活かした総合学修プログラム『伊勢志摩定住自立圏共生学』（4科目）を平成27年度より開講し、学部学生が主体的に地域資源や圏域の現況と課題を学び、その中で圏域内自治体職員や職業人と協働して、新事業創出（6次産業化）の方法等について学修できる新たな教育課程を構築する。4科目のうち、「伊勢志摩定住自立圏共生学」（科目Ⅲ）：「1・2・3次産業基本論」、「伊勢志摩定住自立圏共生学」（科目Ⅳ）：「6次産業化実践論」については、本学と連携する自治体職員その他、農林水産業・6次産業・観光産業等に従事する方や支援する機関・団体職員等も科目等履修生として受入を行っている。さらに圏域内での学生・教員による地域の課題解決活動CLL（コミュニティ・ラーニング・ラボ）を伊勢市・志摩市・玉城町・明和町で開始している。CLL活動では、地域で活動する様々な人との対話、連携、協働経験を通じて、地域でのコミュニケーション手法を学ぶとともに、課題解決活動に必要な、企画・マネジメント・情報発信などのスキルを修得することを目指している。

また、平成28年度からは、基盤的学修となる現在の1年次全学必修「伊勢学」を改善し、圏域の資源や課題を学ぶ全学必修「伊勢志摩共生学」（2単位）に拡充を行う。

さらに「圏域をフィールドにした実習科目「伊勢志摩共生学実習（地域インターンシップ）A～D」（各1単位）を新設する。学生のアクティブ・ラーニングを促すこの実習科目では、学生は、1）歴史文化観光資源領域、2）自然環境定住資源領域、3）地域経済・産業領域、4）地域福祉・教育資源領域という4つの領域に関連して、夏季休暇中に圏域の市町からエリアを選んで、3泊4日程度地域で寝泊りしながら、自治体職員や住民とともに地域の社会サービス等を体験することを目指す。

また、各学科専門科目と圏域の課題解決学修の総合化を図る「プロジェクト研究Ⅰ・Ⅱ」（4単位×2／3・4年次）を開設する予定である（資料8-8 pp.1～4）。なお、実施状況については、「地（知）の拠点整備事業」専用ホームページを開設し、会議の議事録・活動内容等の進捗状況をタイムリーに情報公開するとともに、「伊勢志摩定住自立圏共生学」教育プログラムのプラットフォームとして、学修支援機能や研究情報・社会貢献活動の情報公開をしている（資料8-20）。

国際交流事業における連携事業については、平成25年度より伊勢市と連携し、「伊勢と日本」情報発信プログラム事業として、欧米からの短期留学生が、本学が提供するプログ

ラムを通じて伊勢及び日本を学ぶ「伊勢」と日本スタディプログラム」を1月から3月かけて21日間実施している。平成25年度は、アメリカ・ロシア・ポーランドなど7か国13名、平成26年度は、アメリカ・ドイツ・スペインなど9か国11名の大学生・大学院生が、伊勢と日本について学び、留学生は、学んだことや感じたことを自国語で自身のホームページやブログ、Facebookなどでリアルタイムに発信しており、世界の中での伊勢と日本の知名度向上にもつながっている。実施状況については、大学ホームページに公開している（資料8-21）。

国際交流事業における研究事業については、平成27年度より3ヵ年計画で中国社会科学院との共同研究を行っている。研究テーマは「東アジアの宗教と伝統文化研究」であり、中国側から4名、日本側から4名が参加している。内容は、日本人の伝統文化に対する意識と、中国人から見た日本文化の認識の違いを明らかにし、日本人研究者と中国人研究者の研究交流・相互理解を図るもので、この研究では神道と仏教を中心とした日本文化について日中の研究者が共同に研究し、日中双方より研究成果を発信し、日中両国民の日本の宗教・文化のより正確な理解へと発展させることを目指している（資料8-22）。

学生の地域貢献活動としては、地域からボランティア依頼があった場合、学生支援部が所管するボランティアルームが担当している。ボランティアルームは、ボランティア情報の収集、ボランティアの募集、学内ボランティアの登録窓口業務などを担当して地域の依頼者からの情報を受信し、学生たちに情報を発信することで依頼者と学生を結びつけるコーディネーターの役割を担っている。平成26年度は123名の学生がボランティア登録を行い、各学科から16名の学生がボランティアルームのスタッフとして活動した。一年間の活動を活動報告書にまとめ、大学ホームページにも公開している（資料8-23）。

本学の地域活動を支援する取り組みとしては、平成23年度から学生支援部が主体となり、学生の地域活動を支援する「チャレンジプロジェクト」制度を設け、「学内活性化プロジェクト」と「地域との連携」の2種類の募集を行い、プレゼンテーションによる選考の結果、採択されたものについては、助成金を交付している。平成27年度は、地域との連携部門に「名古屋市科学館 生命ラボの実演～理科教材を使った地域貢献～」 「皇學館大学学生テレビ局～映像を通じた地域活性化～」 「宇治☆山田プロジェクト」を採択した（資料8-24）。

さらに平成25年度からは、地域連携推進委員会が主体となり、本学の教育・研究成果を広く社会に還元、発信することにより地域連携・地域貢献の更なる活性化を図ることを目的に「皇學館おかげキャンパスプロジェクト」制度を設け、本学の教員・学生が主体となり、連携協定先等と協働して活動に取り組んでいる、または、新たに取組もうとする地域の活性化につながる活動をコンペ形式で募集し、活動等の支援を行っている。平成27年度は、「『痕跡・伊勢志摩の百物語』（仮題）編集・刊行」「伊勢うどん屋台で地域の魅力を伝えあうプロジェクト やたい・わ」「異文化交流と伊勢」「本を活用した伊勢市河崎地区でのコミュニティづくり：一箱古本市とビブリオバトルの開催」を採択した。採択した取り組み及び実績報告書は、大学ホームページに公開している（資料8-6、資料8-25）。

その他、平成23年度から教育学部幼児教育コースの3・4年次生が、地域に住む未就園児とその保護者を対象に保育実習室を開放し、子育て支援活動「びよびよ」を実施している。同事業は、平成22年10月に教育学部実験・実習棟の一階に保育実習室が設置されたことをきっかけに学生が実践的に学ぶ場、実際に小さい子どもとふれあえる場として、子

育て支援活動をスタートしたものである。その目的は、①子どもの遊び場として、②保護者の交流・子育て相談の場として、③学生の実践的な学びの場として位置づけている。年間の開催日数は実習、試験期間等を除く約23回程度で、平成26年度は、延べ815名が参加した（資料8-26）。

また、文部科学省「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」の支援を受け、平成26年度よりTV番組「皇學館大学TV」を制作するプロジェクト「皇學館大学大学生テレビ局」を実施している。全学共通科目「インターンシップ」の中で、大学教員と地元ケーブルテレビ局のプロデューサーによる指導の下、大学から見た伊勢志摩地域や三重県の魅力を発信する15分間のドキュメンタリー番組を制作している。毎月1番組を放映することにしており、平成26年4月の開始当初からこれまで17本の番組が制作・放映されている。

さらに、ケーブルテレビでの放映後、番組を「YouTube」にアップすることで全世界からの視聴を可能としている。学内英語教師の指導の下、既に1番組の英語版も作成されており、これについては海外からのアクセスもある。

学生が、題材決定、取材アポイント、カメラ撮影、インタビュー、ナレーション（文章作成含む）、編集、BGMの決定、まで全てを行う。番組制作の初めの頃は、ケーブルテレビのプロデューサーが全てに付き添っていたが、今では学生が主体的に番組制作に取り組んでいる。番組のテーマは、「伊勢のしめ縄」「ゲーター祭の朝（あした）～鳥羽市神島の年越～」「感謝の祈りは誰にでも～車椅子の神宮参拝～」など、伊勢志摩地域の歴史・伝統・文化・自然などを伝えるドキュメンタリー番組になっている。地域をテーマにした番組制作を行うことにより、学生が「地域を深く知る」機会となり、かつ「地域の魅力の情報発信」「地域で頑張っている人の応援」にもなっている。また、学生が学内や地域の人々とつながるきっかけにもなる。さらに、番組内では、地域の文化・歴史などについて専門的に研究している大学教員へのインタビューも行われており、大学の知の地域発信にもなっている。また、学生の大学での活動の記録ということで、番組の最後には、関わった学生の名前、ディレクターの学生のコメントを入れている。（資料8-27）

また、番組制作の他、地元ケーブルテレビ局が放送する自治体とのコラボレーション番組「宮川インフォメーション」の制作補助も行っている。学生は、編集等の手伝いの他、インタビュアーとしても番組に登場している。また、ニュース番組制作の体験・学習なども行い、技術向上に努めている。

平成27年度からは、ドキュメンタリー制作に加えて、地元の優れたリーダーの考え方や行動を紹介する「先人のすゝめ」というインタビュー番組の制作も行っている。地元企業の情報発信を行うとともに、学生の地元就職支援を見据えた企業研究にもつながっている。

大学の施設の開放については、大学ホームページに掲載しており、所定の手続きを踏まえたうえで、随時地域住民等へ開放している（資料8-6、資料8-28）。また、附属図書館並びに佐川記念神道博物館についても地域住民に開放している。（資料8-29）。

社会連携・社会貢献の適切性についての定期的な検証については、地域連携担当学部長を委員長とする地域連携推進委員会において、責任主体・組織、権限、手続を明確化し、主に組織的な企画・立案、総合受付調整、活動支援、地域ニーズの把握・分析等を審議するとともに、毎年地域連携活動に関わる実績を報告書に取りまとめ、その適切性について検証を行っている（資料8-16）。また必要に応じて教学運営会議で社会連携・社会貢献

の適切性について検証を行っている（資料8-7）。ここでの審議内容は、各学科会を始めとする諸会議への報告を通じて他部署等との連携を図り、円滑な社会連携・社会貢献活動を進めている。さらに連携先や共催先と事業に関する検証の場も設けている（資料8-30）。

「地（知）の拠点整備事業」においては、学長を本部長とするCOC実施本部会議において、責任主体・組織、権限、手続を明確化している。また、自己点検・評価委員会及び外部評価委員会を年2回開催して適切性について検証を行っている（資料8-8 pp.67～87）。

## 2. 点検・評価

### ●基準8の充足状況

社会連携・社会貢献に関する方針と、それを実現するための平成27年度以降の将来ビジョン『中期行動計画』を定め、社会連携・社会貢献を行っており、本学の教育研究の成果をさまざまな形で社会に還元している。平成25年9月には地域の拠点として、本学の教育研究の成果を積極的に地域社会に還元し、地域への貢献及び地域との連携を推進することを目的とした地域連携推進室を設置したほか、学外組織との連携協力、地域の活性化と人材育成を目的としたカリキュラム化の実施、「地（知）の拠点整備事業」の推進など社会連携・社会貢献活動に積極的に取り組んでいる。また、学生が主体的な活動として取り組む社会貢献活動に対しても積極的に支援している。

以上のような取り組みにより、教育研究の成果を広く社会に還元していることから、基準を充足していると判断する。

### ①効果が上がっている事項

本学の教育研究の成果を地域社会に還元する方策として、昭和37年の大学再興時から開催している「皇學館大学月例文化講座」を始めとする公開講座を一般市民等対象に積極的に開催し、年間平均約80講座を開講している。文学、歴史、文化、教育、社会など多岐にわたるテーマを取り上げて大変好評を博しており、「皇學館大学月例文化講座」のアンケート調査においても「わかりやすかった」との回答が60%を超えている（資料8-11）。講座内容に受講者の声を反映させることで、年齢、性別にとらわれることなく参加していただけるよう配慮しており、学びたいという意欲を持った社会人や地域の人々にさまざまな生涯学習の機会を用意することにより、本学の研究成果を還元し、大学の取り組みが理解されている。また、平成20年10月からスタートした「近鉄文化サロン阿倍野」との共催講座では、大学近隣者のほか、大阪市内在住の新規受講生を獲得することができた（資料8-30）。コミュニケーション学科で平成12年度より開催している「高校生英語スピーチコンテスト」では、県内を中心に毎年40名前後の高校生が参加している。

「皇學館大学TV」が平成26年4月から7月にかけて製作した4作品を「第34回『地方の時代』映像祭2014」（主催・日本放送協会/日本民間放送連盟/日本ケーブルテレビ連盟/吹田市/関西大学）に出品したところ、その作品すべてが、J.COM、わたらせテレビ、今治CATV、J.COM熊本、三沢市ケーブルテレビジョンといったケーブルテレビで放映された。

また、地域連携推進室を設置し学内の情報収集と対外的な窓口の一元化したことにより学内外の地域連携活動に関わるデータを集約することができた。そのデータを活用して実

績のある個々の活動については、積極的に連携協定を結ぶことで、全学的な取り組みとした。平成27年7月時点で自治体や企業・団体の20組織と連携協定を締結し、本学の教育研究成果を地域社会に還元できるよう社会連携・社会貢献活動、地域の課題解決に積極的に取り組んでいる。さらに社会との連携・協力に関する方針と、それを実現するための平成27年度以降の『中期行動計画』を定め、本学の重点推進事業「地域再生の核となる大学、地域貢献人材育成」として推進し、着実に実施をしている。

また、「地（知）の拠点整備事業」においては、伊勢志摩圏域の3市5町が参画する「伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン」の課題を踏まえ、三重県伊勢志摩圏域における人口減少、少子高齢化といった社会構造の変化を背景とした本学の『「伊勢志摩定住自立圏共生学」教育プログラムによる地域人材育成』において、定住機能の在り方を自らの課題として捉え、行動できる「アクティブ・シチズン（自分で考え、行動できる市民）」の育成のための教育プログラム作りと大学教育の質的転換及び地域課題研究の体系化を図り、学外組織との連携協力を基にした教育研究体制を整えることができた。

## ②改善すべき事項

現状では特になし。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

現時点で効果の上がっている諸活動を全学で共有し、活動の成果を検証するとともに今後も地域と連携しながら、地域貢献及び教育研究を着実に進め発展させる。特に大学再興時から続く公開講座については、受講者アンケート調査においても好評を得ていることから、今後も地域のニーズに即した講座を提供することでさらに受講者の増加と満足度向上に努める。さらに定年後の世代に主たるキャリアの再形成を目的とした履修証明プログラム等の教育プログラムの作成や高齢者向けの生涯学習事業への開講など組織的な展開を図っていく。また、地（知）の拠点整備事業については教育プログラムを充実発展させ、学生と地域との結びつきを強固なものとするために、地域の課題解決に向けた取り組みをさらに強化して、「アクティブ・シチズン（自分で考え、行動できる市民）」の育成に努める。

## ②改善すべき事項

現状では特になし。

## 4. 根拠資料

- 8-1 皇學館大学将来ビジョン140中期行動計画（平成27年度～平成31年度）（既出（1-4））
- 8-2 社会連携・社会貢献に関する方針
- 8-3 皇學館大学国際交流の指針（平成24年3月）
- 8-4 皇學館大学グローバル人材育成ポリシー
- 8-5 学校法人皇學館事務組織規程
- 8-6 大学ホームページ（地域連携）



- <http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/cooperation/>
- 8-7 皇學館大学地域連携推進委員会規程
  - 8-8 平成27年度 皇學館大学「地（知）の拠点整備事業」報告書（既出（2-21））
  - 8-9 平成27年度 皇學館大学公開講座一覧表
  - 8-10 平成26年度 皇學館大学公開講座実績一覧表
  - 8-11 皇學館大学月例文化講座アンケート結果（平成25年度・平成26年度）
  - 8-12 平成23年度～平成27年度 高校生英語スピーチコンテスト開催一覧
  - 8-13 大学ホームページ（研究教育業績 教育・研究課題一覧）
- <http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/about/p04.php#kenkyu>
- 8-14 平成27年度 社会連携事例集
  - 8-15 講師派遣プログラム及び実施一覧
  - 8-16 本学と自治体・産業界等との協定に基づく連携実績一覧
  - 8-17 平成27年度 シラバス（「グローバル化と地域の経済社会」「作物栽培学講義」「作物栽培学実習」）
  - 8-18 本学の学部教育課程の質的転換に関わる産業界等との連絡協議会議事録
  - 8-19 平成23年度～平成27年度 受託研究一覧
  - 8-20 地（知）の拠点整備事業専用ホームページ
- <http://coc.kogakkan-u.ac.jp/>
- 8-21 「伊勢」と日本スタディプログラム
  - 8-22 平成27年度 日中共同研究の概要
  - 8-23 大学ホームページ（ボランティアルーム）
- <http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/campuslife/p08.php>
- 8-24 チャレンジプロジェクト
  - 8-25 皇學館おかげキャンパスプロジェクト
  - 8-26 子育て支援活動「ぴよぴよ」
  - 8-27 大学ホームページ（大学生テレビ局）
- <http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/other/p10.php>
- 8-28 大学施設の利用実績一覧
  - 8-29 附属図書館・佐川記念神道博物館利用実績一覧
  - 8-30 近鉄文化サロン阿倍野共催講座関係資料

## 第9章 管理運営・財務

## 第9章 管理運営・財務

### 9-1 管理運営

#### 1. 現状の説明

##### (1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知については、以下の通りである。本学では、学園の目指す将来像を「中期経営計画」にて、経営戦略重点事項・経営戦略の取組・組織運営体制に分け明確化している（資料9-1-1）。

また、大学の理念・目的の実現に向けて平成27年度～平成31年度までの5年間を見通して『中期行動計画』を平成26年度に策定した（資料9-1-2）。

この『中期行動計画』については、第1次中期計画答申（平成17年12月）における建学の精神の基本・大学の目標の再確認、学部・学科・研究科の設置目的・教育成果の自己点検活動及び「学校法人皇學館経営改善計画（平成22年度～平成26年度）」（以下、「経営改善計画」とする。）の成果を踏まえ、本学が我が国の高等教育機関としての社会的使命を果たし、社会のニーズに対応できる人材育成・地域貢献機能を担うにふさわしい学園となるよう、各分野別に将来ビジョンを掲げている（資料9-1-3）。

これに伴い、三つの教育目標とともに、「1. 大学教育の質的転換・質の向上と保証」「2. グローバル人材の育成—異文化理解と日本文化発信能力養成」「3. 地域再生の核となる大学、地域貢献人材育成」「4. 産業界など多様な主体、国内外の大学等と連携した教育研究」「5. 研究推進・国際化推進」「6. 組織・運営基盤の強化」の6つの事業を行動計画として定めた。

今回の「中期経営計画」及び『中期行動計画』は、理事会・評議員会で承認後、教学運営会議、全学教授会、部長会等の学内会議で教職員に周知徹底している。また、これらに基づき毎年の事業計画を策定している（資料9-1-4）。

意思決定プロセスの明確化については、以下の通りである。

#### 1. 教学組織

教学組織を構成する主な会議体として、教学運営会議、全学教授会及び大学院委員会等を設置し、意思決定のプロセスを明確化している。

##### (1) 教学運営会議

教学運営会議は、「皇學館大学学則」第56条第4項の規定に基づき「皇學館大学教学運営会議規程」により設置され、全学的な教学の方針に関する企画・立案及び執行方法について、審議することを目的とする（資料9-1-5、資料9-1-6）。

##### (2) 全学教授会

全学教授会は、「皇學館大学学則」第57条の2第4項の規定に基づき「皇學館大学全学教授会規程」により設置され、各学部の運営及び大学の教育に関する重要事項を審議し、学長に対して意見を述べる。なお、学校教育法の改正に伴い「皇學館大学全学教授会規程」は、審議事項を見直し規程の改正を行った（資料9-1-5、資料9-1-7）。

下部組織として、大学及び学部の運営に関する事項を審議する総務委員会、全学教授会での審議事項を除く固有の事項を審議する学部教授会が「皇學館大学総務委

員会規程」「文学部教授会規程」「教育学部教授会規程」「現代日本社会学部教授会規程」により設置されている(資料9-1-8、資料9-1-9、資料9-1-10、資料9-1-11)。

### (3) 大学院委員会

大学院では、「皇學館大学大学院学則」第30条第2項の規定に基づき、「皇學館大学大学院委員会規程」により設置され、重要事項を審議し、学長に対して意見を述べる。なお、学校教育法の改正に伴い「皇學館大学大学院委員会規程」は、審議事項を見直し規程の改正を行った(資料9-1-12、資料9-1-13)。

## 2. 法人組織

法人組織として、常勤理事会、理事会、評議員会を設置し、意思決定のプロセスを明確化している。

### (1) 常勤理事会

学校法人皇學館の円滑な運営を図るため、「学校法人皇學館常勤理事会規程」により常勤理事会を設置している。本会は、理事長が招集し、議長となり、原則月2回開催する。構成員は、本法人の常勤の理事及びその他理事長が必要と認めた者をもって構成している(資料9-1-14)。

### (2) 理事会

法人の業務を決し、理事の職務執行を監督するため、寄附行為第18条により理事会を設置している。本会は、理事長を議長として年間4～5回開催している。理事会は、定員19人に対して現員18人の理事で構成されており、加えて監事2名が同席している(資料9-1-4、資料9-1-15)。

### (3) 評議員会

本会は、理事会の諮問機関としての役割を有し、寄附行為第24条に規定する諮問事項についてあらかじめ意見を聞くため、寄附行為第22条により評議員会を設置している。評議員会は定員55人に対して現員52人の評議員で構成され、年間4～5回開催している(資料9-1-15)。

### (4) 経営戦略会議

本法人が目指すべき将来的な基本構想を策定することを目的として、規定化された会議体ではないが、理事長、常務理事、学長、高校長、中学校長、事務局長を構成員とし経営戦略会議を不定期に開催している。

教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化については、以下の通りである。

教学組織(教学運営会議、全学教授会及び大学院委員会等)は、「皇學館大学学則」等により教育研究に関する権限と責任を有し、教学の意思決定を行っている。

法人組織(常勤理事会、理事会、評議員会)は、寄附行為等で経営に関する権限と責任を有し、法人経営、管理運営等及び業務執行に関する重要事項を審議している。

学校法人の意思決定は、寄附行為により、理事会を最終議決機関として、評議員会を諮問機関として位置づけている。また、「学校法人皇學館常勤理事会規程」により、常勤理事会は、理事会から委託された事項を審議決定する。このように、教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任は明確化され、理事会に学長・副学長・学部長が学内理事として出席し、大学と法人のそれぞれの運営に責任を持って携わることで、十分な連携・

意思疎通が図られ、教学組織における意思決定を尊重した法人運営が行われている（資料 9-1-5、資料 9-1-14、資料 9-1-15）。

教授会の権限と責任の明確化については、「皇學館大学学則」第 57 条の 2 第 4 項の規定に基づき「皇學館大学全学教授会規程」が定められ、「全学教授会規程」第 6 条の規定により、学生の入学、退学、休学、除籍及び卒業その他学生の修学に関する事項、学位の授与に関する事項、教育課程の編成に関する事項、学生の厚生補導及び賞罰に関する事項、教員の教育研究業績の審査等に関する事項などの審議事項が規定されている（資料 9-1-5、資料 9-1-7）。

全学教授会は、今回の学校教育法の改正に伴い審議事項を見直し、教授会の役割を明確化し、さらなる学長のリーダーシップと大学のガバナンスを確立した。また、学部運営の効率化を図るため学部教授会・各種委員会がおかれ、細部を検討し意思統一を図っている（資料 9-1-9、資料 9-1-10、資料 9-1-11、資料 9-1-16、資料 9-1-17、資料 9-1-18、資料 9-1-19、資料 9-1-20、資料 9-1-21）。

## （2）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用については、以下の通りである。

本法人は、「学校法人皇學館寄附行為」により、理事会を法人業務の意思決定機関と位置づけ法人運営を行っている。本法人に勤務する専任職員の義務及び遵守すべき事項は「学校法人皇學館職員就業規則」に定め、「学校法人皇學館会計規程」において会計基準を、「学校法人皇學館固定資産管理規程」において資産管理手続きを定めるなど、明文化された規程等に基づき、適切に運用している（資料 9-1-15、資料 9-1-22、資料 9-1-23、資料 9-1-24）。

また、関連法令の制定及び改正があった場合は、総務部から関連部署に発信し周知を図り、学内規程等の制定及び改廃が必要な場合は、各部署が起案し、教学に関する案件については、「皇學館大学学則」を除いて教学運営会議、全学教授会または大学院委員会等で決定している。関連法令によらず、規程等の制定及び改廃を行う場合も、同様の手続きを経て決定される。

規程は、その全文を学内ネットワーク上のグループウェアに掲示し、全教職員の閲覧に供している。制定及び改正並びに改廃があった場合も、逐次、情報が更新され、常に最新の規程が共有されている。

学長、学部長・研究科長および理事（学務担当）等の権限と責任を明確化については、以下の通りである。

本法人の代表者は、理事長であり、寄附行為第 18 条第 2 項において理事会が「この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」としている。また、理事会には、寄附行為第 6 条第 3 項により、常務理事を若干名置くことができ、現在は 2 名の常務理事を置いている（資料 9-1-15）。

学長は、大学における教育研究活動の責任を負う教学の長であり理事でもある。学長の職務は、「皇學館大学学則」第 55 条第 3 項にて「校務を掌り所属職員を統轄する。」と明記され、学長の権限と責任を定め、法人の理事と学長の職務を担い、大学及び大学院の経営・教学の意思決定に係る重要な立場としている（資料 9-1-5）。

平成27年4月より、学長の職務全般を補佐すると共に、学長の委任する特定の業務を処理するために、副学長制度を発足させ、「皇學館大学副学長に関する規程」を制定した。現在1名の副学長が、国際交流とIR担当の業務を担っている。そして、副学長は、学長等と大学運営及び教学上の施策事項等について事前に十分意見交換を行うとともに、教学運営会議における審議・連絡調整等を通して、常に教学組織との連携を図っている（資料9-1-25）。学長の職務を補佐することを目的に学長補佐を設置し、学長の指示及び諮問に応じて、施策の立案、連絡調整及び推進を補佐している（資料9-1-26）。

学部長は「皇學館大学学則」第55条第4項にて「学長を補佐し、学部に関する事項を掌る。」と定められ、学部に関わる案件を審議決定する学部教授会を招集し、議長となり学部機能を統括し、円滑な運営、統括及び調整役としての役割を担う。また、教学運営会議の委員として教学の意思決定にも加わっている。さらに、大学内の各種委員会の構成員となり、当該委員会の運営の責任を担っている（資料9-1-5）。

各研究科長は、「皇學館大学大学院学則」第29条第2項にて「各研究科に、当該研究科の管理運営を主管する研究科長を置き、その基礎となる学部の長をもって充てる。」と定められ、大学院に関わる教学事項を審議決定する研究科委員会を招集し議長となる。研究科委員会の研究科長が教学運営会議、全学教授会の構成員であることは、学部から大学院への一貫教育体制の表れである。また、各研究科委員会の審議事項は、大学院委員会での審議事項を除く固有の事項を審議し決定する（資料9-1-12）。

大学院委員会は、学長が招集し、学長の指名する研究科長が議長となり、「大学院委員会規程」第5条第1号から第6号の学生の入学、退学、学位の審査及び授与等を審議し、学長に対し意見を述べるものとし、審議は、全学教授会とは別に独立して行われるが、研究科の担当教授は全学教授会の構成員であることの意義は大きい。また学長は、大学院の管理運営を統轄し大学院の強化と基盤研究の推進役として重要な責任を担っている（資料9-1-13）。

また、学長と学部長は学校法人皇學館の理事となることが寄附行為第7条第1項第1号及び第2号において規定されている。理事である学長と学部長は、学部・研究科及び学校法人全体の政策審議と日常的な管理運営に責任をもち、学校法人の最終意思決定機関である理事会を支える役割を担っており、経営と教学の視点に立つ公正性と合理性を併せ持っている（資料9-1-15）。

学部長は、学校法人全体の方針に対して学部の意思を反映させる権限と役割を有するとともに、当該学部所属教員に対して理事会などで決定された学校法人全体の運営方針について、理事として徹底を図り執行する責任と権限も有している。そして、学校法人全体の運営方針をより正確に全学教授会に持ち帰り議論し、反映させていくことを可能としている。

学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性については、以下の通りである。

学長の選出については、「皇學館大学学長選考規程」に基づき、学長候補となるべき適任者を推薦するために、学長候補者推薦委員会を置き、大学の内外から2名以上の者を推薦候補者として、理由を付して推薦する。

学長候補者推薦委員会において推薦された候補者について学長候補者となるべき候補者を選定するため、学長候補者選定委員会を設置し、学長候補者1名を選定して、理事会の

承認を得て、理事長が任命することとなっている（資料9-1-27、資料9-1-28）。

学部長の選出については、「皇學館大学役職選考規則」に基づき、学長及び各学部選出教員10名の委員をもって組織される役職選考委員会において選出した役職候補者を、全学教授会の議を経て、学長の推薦により理事長が任命することとなっている（資料9-1-29）。

各研究科の管理運営を主管する研究科長の選出については、その基礎となる学部の長を充てている。

### **(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。**

事務組織の構成と人員配置の適切性については、以下の通りである。

事務組織は、「学校法人皇學館事務組織規程」に基づき構成され、教学組織を支える大学事務局と法人の事務を処理する法人事務局で構成され、各部署において所管事務を分掌している（資料9-1-30）。

人事異動は、事務局長が、人事担当課長及び総務部長による、各部署の業務運営状況、各職員の育成計画等の具申を受けて、検討し、常務理事との協議を経て理事長に申請する。理事長はこれを決定し、実施する。

人員配置については、職員の資質、適性を踏まえつつ、部署の業務量、業務内容等を勘案したうえで、個人と組織の力が最大限に発揮されるよう行っている。

教学の各種委員会にも事務職員を配置し、月1回の部課長会、月2回の部長会をとおして、全学的な情報の共有を図るとともに、相互の業務の連絡・調整等を行っている。

事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策としては、平成23年度から事務局に「部」を単位とした「部制」を導入している。平成27年度には情報処理センターを統廃合し、総務部、附属図書館等の所管業務の構成と人員配置の見直しを行った。

業務内容の多様化への対応として、多様化・専門化が進む業務を円滑にするために専任職員、嘱託職員、派遣職員の業務・役割を明確にし、アウトソーシングも効果的に活用している。

平成28年度より目標管理制度を採り入れ、業務目標を明確にし、業務の質及び事務職員の資質向上を目指す。また、「学校法人皇學館職員就業規則」に基づき、職員の役割の熟知と業務意欲の向上を図る目的で、人事異動を原則として4月と7月に定期的に行っている（資料9-1-22）。

職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用については、以下の通りである。

事務職員の採用については、「学校法人皇學館任免規程」において、昇格等については、「学校法人皇學館給与規程」で定めている（資料9-1-31、資料9-1-32）。

採用人数については、中・長期的観点から、各年度における職員採用計画を策定し、理事会で承認を受ける。公募に際しては、数回の説明会を実施し、説明会では求める職員像を明示し、専任職員が大学職員の仕事について説明する。その後、書類選考、一般常識試験、適性検査、数回の面接試験などにより採用候補者を選考・審査し、理事長が採用決定している。

昇格等については、事務局長が、年度ごとの各上長による評価に基づき、職員個人の保有能力、発揮能力を踏まえて総合的に人事考課を行い、加えて組織上の必要を勘案しながら

ら、常務理事と協議のうえ、その案を作成する。事務局長の申請を受け、理事長はこれを決定し、実施する。平成28年度より新たな人事評価制度を導入し、昇格等の見直しと諸規程の整備を行う。

#### **(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。**

人事考課に基づく適切な業務評価と処遇改善については、毎年1回、職員の自己評価、上長による人事考課を行い、それらを基に、上長との面談が実施され、自己評価の査定や業務執行のアドバイス等が行われ、その業務評価を処遇と人事異動に反映している。平成28年度より導入予定の人事評価制度は、業務評価と意欲行動評価等により、処遇に反映させ、資格ごとに定義された行動基準に自身の行動を照らし合わせることにより、職員の自己成長を促すものとなっている。あわせて目標管理制度を導入することで、組織における各職員の役割を明確にし、目標達成に向けて業務に取り組む仕組みを構築し、さらなる意欲と資質向上につなげる。

スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性については、以下の通りである。

私立大学職員として必要とする知識を習得させるため、外部研修に参加させ、日本私立大学連盟等の各種SD研修への派遣、外部講師を招いての内部研修、初任者研修等を実施し、事務職員の能力開発や業務の相互理解、キャリア発展、コミュニケーション能力の向上につなげている。このほか学内で実施している事務職員研修会では、法改正、あるいは、中教審答申をはじめとする文科省の方針に照らして大学における課題を共有し、個々の職務における対応、及びその検討につなげているとともに外部研修参加者には、その成果を報告させ、問題解決方法の具体的な提案や意識の共有場としても活用している。

## **2. 点検・評価**

### **●基準9-1（管理運営）の充足状況**

本学では、建学の精神に基づく事業計画を達成するために、法令、寄附行為、就業規則、学則、その他の諸規程により、組織を明確に定め、教職員の職務等の管理・運営を行っている。

法人組織と教学組織は、理事会と教授会において権限と責任が明確にされ、それぞれの機能が連携して管理運営を行える体制が構築されている。

また、学長をはじめとし副学長、研究科長、学部長、事務局長等の各役職者の権限と責任も明確であり、事務組織の構成や人員配置、事務機能及び事務職員の育成といった点でも改善・改革を推進している。以上のことから、同基準を充足している。

### **①効果が上がっている事項**

法人の組織運営の重要案件は、常勤理事会で審議し、理事会で決議をする。教学組織の重要案件は、教学運営会議により学長の意思が示され、教授会の審議を経て最終的な意思決定が行われている。今回の学校教育法の改正により、教学組織と法人組織の役割分担を明確化し、更なる理事会及び学長によるガバナンス機能の強化が図られた。

さらに平成27年度から副学長制度を置き、国際交流とIRを担当し、学長の職務の補佐



体制の強化を行った。

平成26年度には、『中期行動計画』を策定、中期的な教育・研究の行動計画・具体的施策・進捗管理を明確化した。

また、大学教員、高中教員、事務職員の新人事制度の導入に向けて、平成26年度より検討に入った。

## ②改善すべき事項

各種委員会において、学部長をはじめとする役職教員は、多くの委員会の委員を兼務しており、開催の調整が難しい状況となっている。平成27年度に既存の委員会等の一部統廃合を行ったが、大学の新たな課題解決のために新設された委員会等もある。

全学教授会においては、今回の学校教育法の改正に伴う規程改正に則り、議事進行の効率化等、運営方法の改善を行う。

組織力の強化のため、事務職員の人材育成及び能力開発が必要である。

監査室の内部監査と併せて学園全体のリスクを抽出し、検討・改善を行う。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

『中期行動計画』の教育・研究の行動計画・具体的施策により、毎年度の事業計画立案の目標値や到達点が明らかになった。また、行動計画の進捗管理を毎年行う。

平成28年度より導入予定の事務職員及び高中教員の人事制度では、フィードバック面接を行うことにより一層の能力の伸長が期待できる。また、職位別に必要な能力の把握のため目標管理制度を導入し、マネジメントサイクルの定着や所属長と所属教職員とのコミュニケーションの場を設けることにより、目標の設定と方向性の確認に効果が期待できる。

### ②改善すべき事項

教学運営会議において、各種委員会の統廃合や効率的な運営体制等について審議を進める。

全学教授会の運営については、平成28年度より議事進行等の効率化を図る。

事務職員の人材育成及び能力開発のために、職位別研修等の外部研修区分の明確化と学内研修を充実させ、様々な分野での業務の遂行能力を、職務を通して向上させる仕組み作りをする。

学園全体のリスクに対し、危機管理体制の基本方針（学園全体の危機管理の枠組み）、大地震を想定した災害防止に関する防災対応マニュアル、その他様々な危機事象に対する個別マニュアルの整備を充実させ、併せて教職員に対する研修を行う。

## 4. 根拠資料

- 9-1-1 学校法人皇學館中期経営計画（平成27年度～平成31年度）（既出（7-1））
- 9-1-2 皇學館大学将来ビジョン140中期行動計画（平成27年度～平成31年度）（既出（1-4））
- 9-1-3 学校法人皇學館経営改善計画（平成22年度～平成26年度）
- 9-1-4 平成27年度 理事会名簿

- 9-1-5 皇學館大学学則（既出（1-1））
- 9-1-6 皇學館大学教学運営会議規程（既出（3-6））
- 9-1-7 皇學館大学全学教授会規程（既出（3-7））
- 9-1-8 皇學館大学総務委員会規程（既出（3-11））
- 9-1-9 文学部教授会規程（既出（3-8））
- 9-1-10 教育学部教授会規程（既出（3-9））
- 9-1-11 現代日本社会学部教授会規程（既出（3-10））
- 9-1-12 皇學館大学大学院学則（既出（1-2））
- 9-1-13 皇學館大学大学院委員会規程（既出（3-15））
- 9-1-14 学校法人皇學館常勤理事会規程
- 9-1-15 学校法人皇學館寄附行為
- 9-1-16 皇學館大学神職養成委員会規程
- 9-1-17 皇學館大学入学試験委員会規程（既出（5-14））
- 9-1-18 皇學館大学教務委員会規程
- 9-1-19 皇學館大学学生委員会規程
- 9-1-20 皇學館大学就職委員会規程
- 9-1-21 皇學館大学広報委員会規程
- 9-1-22 学校法人皇學館職員就業規則
- 9-1-23 学校法人皇學館会計規程
- 9-1-24 学校法人皇學館固定資産管理規程
- 9-1-25 皇學館大学副学長に関する規程
- 9-1-26 皇學館大学学長補佐職の設置に関する規程（既出（2-17））
- 9-1-27 皇學館大学学長選考規程
- 9-1-28 皇學館大学学長選考規程施行細則
- 9-1-29 皇學館大学役職選考規則（既出（3-5））
- 9-1-30 学校法人皇學館事務組織規程（既出（8-5））
- 9-1-31 学校法人皇學館任免規程（既出（3-31））
- 9-1-32 学校法人皇學館給与規程

## 第9章 管理運営・財務

### 9-2 財務

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

教育研究目的・目標を具体的に実現する上での必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立について、経常収入である学生生徒等納付金・補助金が、全収入の9割を占めており、特に学生生徒等納付金は毎年度の入学者の確保が重要事項である。18歳人口の再急減期を見据え、毎年事業活動収入（帰属収入）の10%資金留保（将来の戦略的な新規・特別投資及び施設設備の維持更新）を目指すために、目標値としては、大学学部700名（募集定員620名）の入学者確保としている。また、募集定員での積算で事業活動収支差額（帰属収支差額）の黒字を達成し、さらに700名確保できた場合は、事業活動収入（帰属収入）の10%を確保するように計画している。予算については、募集定員での収支バランスが取れる数値を上限として、支出等の予算配分を行っている。

次に、中・長期の教育研究計画に対する財政計画の策定について、平成22年7月30日開催の理事会で「経営改善計画」が決定された（資料9-2-1）。この中で（2）教学改革計画、（3）国際交流・社会貢献計画、（4）研究支援計画が掲げられ、これに対する財務計画として、（5）学生募集対策と学生数・学納金等計画、（6）人事政策と人件費の抑制計画、（7）経費削減計画、（8）施設整備計画、（9）外部資金の獲得・寄付の充実等の計画が盛り込まれた。数値目標として、毎年の帰属収支差額の黒字、帰属収入の5%留保が目標として掲げられ、平成22年度時点での学生数とその後の募集定員ベースでの積算により財務計画を策定した。引き続き、平成26年7月30日開催の理事会で新5ヶ年計画、「中期経営計画」が策定、決定された（資料9-2-2）。この中で、（2）教育・研究改革事業計画が掲げられ、これに対する財務計画として、（3）学生生徒募集対策と学生生徒数・学納金等計画、（4）人事政策と人件費の抑制計画、（5）経費削減計画、（6）施設設備整備計画、（7）外部資金の獲得・寄付の充実等の計画が盛り込まれた。数値目標として、毎年の帰属収支差額（事業活動収支差額）の黒字、帰属収入（事業活動収入）の10%留保が掲げられた。また、財務計画についても、毎年の中長期財務状況で確認している（資料9-2-3）。

次に、教育研究の十分な遂行と財政確保の両立を図るための仕組みについて、いわゆる固定費にあたる経常経費について平成26～28年度の3年間で10%の削減を計画しており、それにより約1億円の削減が見込まれる。それを財源として、教育研究のうち、平成26年7月策定の『中期行動計画』（資料9-2-4）で示された、教育の質保証・転換など大学改革のつながる事業については「特別要望予算」として事業計画を申請することで採択、予算配分を行うこととしている。これにより、教育研究の十分な遂行と財政確保の両立を図るとともに重点事業への投資の選択と集中が図られている。

次に、大学の財政基盤の充実を図る上での文部科学省科学研究費補助金、外部資金（寄付金、受託研究費、共同研究費など）の受け入れ状況、資産運用等の状況について、教員の研究活動の充実を図るため、平成25年度に研究開発推進センターが設置され、科学研究

費の申請の促進を図った結果、科研費の申請件数が平成25年度は23件（採択5件）、平成26年度は18件（採択8件）となり、平成22年度から平成24年度までの平均申請数が9件（平均採択数4件）であったものが大幅に増加した（資料9-2-5）。特別寄付金（奨学寄付・その他特別寄付）の受入状況は、特にその他特別寄付金については創立130周年記念事業の募財により、神社界をはじめ各界より総額約11億円の寄付金があった。記念事業の募財は、平成25年度で終了したため、改めて記念事業以前に寄付金の受け皿であった「教学振興会」を再開し、施設設備等のハード面ではなく、教育研究のソフト面に支援する趣旨で、平成26年度より寄附金事業を開始した。目標額の年会費3,000万円を達成し、今後の教育研究環境のソフト面での充実が図られることになった。また、受託研究費などの過去3年間の受託金額は200万円前後で推移している（資料9-2-6）。共同研究費は過去3年間実績がない状況である。資産運用収入の過去3年間の収益状況については、近年は金利の低下を背景に資産運用は減収となっている（資料9-2-7）。

次に、大学の財務関係比率に対する自己点検・評価における指標や目標の明示や、実際の各関係比率の目標に対する達成状況について、決算時において各種財務指標に基づく財務状況の分析資料を作成し、理事会等に報告している。また、これらの結果分析を以後の経営方針及び予算編成に活かしている。なお、財務関係資料は以下のとおりである。

- ①平成22～27年度財務計算書類（資料9-2-8、資料9-2-9、資料9-2-10、資料9-2-11、資料9-2-12、資料9-2-13）
- ②事業報告書、財産目録（平成26年度）（資料9-2-14）
- ③5ヵ年連続資金収支計算書（大学部門）（資料9-2-15）
- ④5ヵ年連続資金収支計算書（法人部門）（資料9-2-16）
- ⑤5ヵ年連続消費収支計算書（大学部門）（資料9-2-17）
- ⑥5ヵ年連続消費収支計算書（法人部門）（資料9-2-18）
- ⑦5ヵ年連続貸借対照表（資料9-2-19）

## 1)消費（事業活動）収支計算書関係

### 1.重要視する比率

部門ごとに作成している「人件費比率」「帰属（事業活動）収支差額比率」を重要視している（大学基礎データ（表6、表7））。また、部門ごとに比率を把握し、部門の収支状況及び経営方針に反映させている。

### 2.人件費比率

選択停年制度（平成17年度～平成21年度）及び退職給与引当特定資産への積立の政策が終了したことにより近年の人件費比率は、55%前後を確保している。しかし、18歳人口減による学納金収入減少に対応できるように中期の人事政策を早急に実行し、人件費比率の上昇等を抑えるようにしていかななくてはならない。また、人件費比率目標値（55%）の遵守等の政策実行を含め、今後10年間を重要な期間として位置づけている。

### 3.帰属（事業活動）収支差額比率

平成20年度～平成22年度は名張学舎統合による資産処分別の計上等により、帰属（事業活動）収支差額が大きくマイナスとなった年度もあったが、平成23年度以降は学舎統合の効果が表れ、大きく回復している。しかしながら、極端な収入減あるいは支出増があると収支バランスが崩れ、比率が悪化するので、今後の人件費政策を含め、収支バラ

ンスのとれる立案が重要である。

## 2) 貸借対照表関係

### 1. 重要視する比率

法人全体として「現金預金の推移」「流動比率」「前受金保有率」「運用資産余裕比率」「積立率」「修正前受金保有率」を重要視している（大学基礎データ（表8））。

### 2. 保有資金の状況

資金保有額の減少により積立の金額及び比率が減少、悪化している。経営方針にもあるように、将来へ向けて保有資金の目標額を積み立てることが急務である。

### 3. 資金積立計画

決算時に資金残高計算書を作成し、保有資金残高の把握を行い、翌年度以降の資金積立計画に活かしている。また、中期シミュレーションを作成して、目標額の積立を目指した立案を行っている。

## 3) キャッシュフローの把握

決算時に教育研究活動及び事業活動のキャッシュフローを作成し、現金の状況の把握と他大学との比較を行っている。また予算積算時においても教育研究活動のキャッシュフローを作成することで、単年度において施設・設備・情報及び新規計画への投資並びに将来への資金留保が適切な予算額であるかを検証している。

## (2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

予算編成について、「学校法人皇學館会計規程」に規定された、教育研究その他の学事計画と密接な関連をもって明確な方針に基づき編成しなければならないとの主旨に基づき、予算編成を行っている（資料9-2-20 第54条）。まず、予算編成年度7月の常勤理事会において、当年度経営方針及び予算編成骨子が決定され、それに基づき事業計画作成、引き続き行われる予算編成などのスケジュールが決定される（資料9-2-21）。学科等における教育研究予算及び事務・管理部門等における予算等の経常費については、事業計画及び経費削減計画に基づく積上申請方式を採用している。また、予算編成の審議を行うため、理事長の補佐機関として予算会議を置くこととなっており（資料9-2-20 第58条）、この予算会議においてヒアリング結果等も加味しながら十分に審議し予算案を編成する。これら一連のプロセスを経ることで、予算編成は適切に行われる。

次に、予算執行ルールについて、「学校法人皇學館会計規程」及び「学校法人皇學館金銭取扱基準」により規程上のルールを明確にしている（資料9-2-14 第13条、資料9-2-22 第4条）。また、毎年度当初に全ての予算単位を対象に配付している「予算の執行に関するお願い（財務部長名）」の文書で、予算執行のルールを明確にしている（資料9-2-23）。配分された予算の執行に当たっては、原則として予算を超えて支出してはならないこととしている。そのため予算責任者等は予算単位ごとの進捗状況を把握するとともに、予算管理を実施しなければならない。しかし、やむを得ない事由により、予算外支出するときは、会計単位責任者及び会計責任者を経て理事長の承認を受けることとしている。特に予算の流用（予算科目の間で）が必要となったときには、会計責任者の承認を得て、小科目間においてのみ、これを行うことができるようにしている。予算の年度繰越については、原則として認めないこととしているが、年度内に支出する契約に対し、やむを得ない事由によ

り年度内に支出を終わらせることができなかつた場合については、例外として翌年度1年間のみの繰越しを認めることにしている。固定資産・物品は原則、「皇學館サービス株式会社」を通して調達することになっており、この事業会社が見積り合せ・入札等を実施し、安価な価格で仕入れる体制となっており、取引の透明性は確保され、不正防止機能も有効に機能している。

次に、決算の内部監査の方法・プロセスについて、理事長直属の監査室が内部監査を行うこととなっており、現在、専属の職員として監査室長1名の体制となっている。内部監査の方法・プロセスは、「学校法人皇學館内部監査規程」に規定されている（資料9-2-24）。決算の内部監査については、公認会計士による監査、監事監査等で十分であるとの判断から、監査室による決算監査は現状行われていない。ただし決算後、財務状況の検証のため、監査室が決算書類に基づく財務分析や評価を行っている。

また、監事による監査については、法人業務把握のため、監事が常勤理事会にオブザーバーとして毎回出席するとともに、年1回ずつ実施している三様監査や監査法人と「理事者とのコミュニケーション」に出席している（資料9-2-25、資料9-2-26）。また、決算時に監事監査を行い、これらを踏まえて監事報告書が作成されることで、法人の業務および財産の状況を適切に示しているといえる。

次に、予算編成及び予算執行について、恒常的かつ適切な検証を行い、改善につなげる明確な体制を整えるため、現状の予算会議に検証機能を持たせることとし、平成27年7月に平成26年度予算を検証するための予算会議を実施した。また会計規程の一部変更を行い、規程上も明確にした（資料9-2-20 第58条）。これらの検証結果を踏まえ、次年度予算編成の改善を行った。

## 2. 点検・評価

### ●基準9-2（財務）の充足状況

「中期経営計画」の方針に基づき、事業活動収入の10%資金留保を着実に実行していく計画となっており、また、予算会議による予算編成審議、予算編成及び予算執行の検証を行う体制が確立されており、同基準を十分に充足している。

#### ①効果が上がっている事項

- ・教員の研究活動の充実を図るため、平成25年度に研究開発推進センターが設置され、科学研究費の申請の促進を図った結果、科学研究費の申請件数及び採択件数が増加した。
- ・教育研究のソフト面を支援する趣旨で、平成26年度より寄附金事業を再開した「教学振興会」が、目標額の年会費3,000万円を平成26年度中に達成し、今後の教育研究環境のソフト面での充実が図られることになった。

#### ②改善すべき事項

- ・外部資金の受入状況は、特に科学研究費の採択件数について、平成26年度採択件数は増えたとはいえ、他大学と比較すると少ないことから、さらに外部資金を獲得する必要がある。そのためには科学研究費等の外部資金獲得の支援体制をさらに充実させる必要がある。
- ・名張学舎統合や学部増設による校舎建築等で資金保有額が減少したことにより、積立の

金額及び比率が減少、悪化している。平成26年度末要積立額（80.1億円）に対して、45.2億円の積立で56.4%となっている。

- ・各部署の設備関係の購入が、年度末近くに集中する傾向があり、年度当初からの購入に変更し、教育研究効果を最大限に引き出すことができるよう改善する必要がある。
- ・予算管理の数値の把握は十分できていると評価しているが、予算執行の結果がどのような教育研究上の効果をもたらしているか、費用対効果の検証が必要である。この検証結果の反省点を、次の予算編成に結び付けていくことが経営改善につながる。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

- ・次年度以降も科学研究費の採択件数が増加するように、研究開発推進センターにおいて科研費講座を引き続き開催するなどの支援充実を図る。
- ・「教学振興会」の目標額、年会費3,000万円を達成しているが、さらに増額できるように寄付金募集活動を推進する。

#### ②改善すべき事項

- ・外部資金獲得件数が増加するように、研究開発推進センターにおいて外部機関等の研究助成の紹介を行うなどの支援充実を図る。
- ・将来へ向けて保有資金の目標額を積み立てるために、入学者数の確保とともに、経営戦略会議において人件費比率の抑制・経費削減・新たな収入の確保等を検討し、実行することで目標額を少しでも早く確保する。
- ・財務部において年度途中で予算執行状況を確認して、その結果を当該部署に通知することによって、適切な時期の購入を促す。
- ・予算検証会議が発足したことから、費用対効果の検証も含めて検証を行い、次の予算編成の改善に結び付けていく。

### 4. 根拠資料

- 9-2-1 学校法人皇學館経営改善計画（平成22年度～平成26年度）（既出（9-1-3））
- 9-2-2 学校法人皇學館中期経営計画（平成27年度～平成31年度）（既出（7-1））
- 9-2-3 平成27年度予算以降の必要資金と資金残高について
- 9-2-4 皇學館大学将来ビジョン140中期行動計画（平成27年度～平成31年度）（既出（1-4））
- 9-2-5 科研費年度別申請件数（既出（2-23））
- 9-2-6 受託研究費などの受入状況
- 9-2-7 資産運用状況
- 9-2-8 平成22年度財務計算書類（写）
- 9-2-9 平成23年度財務計算書類（写）
- 9-2-10 平成24年度財務計算書類（写）
- 9-2-11 平成25年度財務計算書類（写）
- 9-2-12 平成26年度財務計算書類（写）

- 9-2-13 平成27年度財務計算書類（写）
- 9-2-14 事業報告書、財産目録（平成26年度）
- 9-2-15 5ヵ年連続資金収支計算書（大学部門）
- 9-2-16 5ヵ年連続資金収支計算書（法人部門）
- 9-2-17 5ヵ年連続消費収支計算書（大学部門）
- 9-2-18 5ヵ年連続消費収支計算書（法人部門）
- 9-2-19 5ヵ年連続貸借対照表
- 9-2-20 学校法人皇學館会計規程（既出（9-1-23））
- 9-2-21 平成28年度 予算編成スケジュール
- 9-2-22 学校法人皇學館金銭取扱基準
- 9-2-23 「予算の執行に関するお願い（財務部長名）」
- 9-2-24 学校法人皇學館内部監査規程
- 9-2-25 平成27年度 学校法人皇學館第1回三様監査事項書
- 9-2-26 学校法人皇學館 五十鈴監査法人と理事者とのコミュニケーション・議題表



## 第 10 章 内部質保証

## 第10章 内部質保証

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

自己点検・評価の実施について、本学では「皇學館大学学則」第1条において大学の目的を定め、第2条で前条の目的を達成するために自己点検・評価を実施すると定めている（資料10-1）。これを受けて、自己点検・評価に関する規程として、「学校法人皇學館自己点検・評価規程」を置き、この規程に基づき全学自己点検・評価委員会、教育研究自己点検・評価委員会、管理運営自己点検・評価委員会を設置し、これら3委員会が中心となって7年を周期とした自己点検・評価活動を実施している（資料10-2）。

これら3つの委員会の任務は「学校法人皇學館全学自己点検・評価委員会規程」「学校法人皇學館教育研究自己点検・評価委員会規程」「学校法人皇學館管理運営自己点検・評価委員会規程」に定める通りである。すなわち、全学自己点検・評価委員会が自己点検・評価についての基本構想を策定し、全学にわたる総合的な点検・評価活動を行うとともに、教育研究自己点検・評価委員会と管理運営自己点検・評価委員会に対して自己点検・評価の実施を要請し、必要な調整を行うこととしている（資料10-3 第2条）。また、教育研究自己点検・評価委員会は全学自己点検・評価委員会の基本構想のもとで教育研究及びそれに関わる管理運営に関する事項について自己点検・評価を行う（資料10-4 第2条）。そして、管理運営自己点検・評価委員会は全学自己点検・評価委員会の基本構想のもとで管理運営及びそれに関わる教育研究に関する事項について自己点検・評価を行う（資料10-5 第2条）。これら委員会は、学長、各学部長、学生部長、図書館長、各センター長等から構成されており、全学的に本学の諸活動を点検・評価する体制の構築を図っている（資料10-3 第3条、資料10-4 第3条、資料10-5 第3条）。

自己点検・評価に関する情報ならびに大学基準協会による認証評価に関する情報は「学校法人皇學館自己点検・評価規程」第5条に基づき公表している。具体的には、「平成20年度（2008年度）皇學館大学自己点検評価・報告書」「皇學館大学に対する大学評価（認証評価）結果」「改善報告書」「改善報告書検討結果（皇學館大学）」の4点の全てを大学ホームページに公表している（資料10-6）。

以上の大学基準協会による認証評価に直接的に対応するための自己点検・評価活動に加えて、平成24年度から、事業報告をまとめるにあたって事業の進捗状況を各担当部局が自己評価を行う形式に改め、大学執行部がその自己評価を点検・修正した上で最終的に理事会の承認を得ることとした。このことにより「教学改革」や「教育の質保証」「地域貢献活動」「国際交流事業」など重要事業の進捗状況の把握と次年度に向けての改善方策を明らかにすることができる体制となった。

さらに平成26年度には、事業計画立案方針を、「第2期教育振興基本計画（答申）」（平成25年4月）、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（答申）」（平成24年8月）、「大学改革実行プラン」（平成24年6月）等の高等教育施策に沿って立案することとし、大学部門の重点推進事業を「Ⅰ. 大学教育の質的転換・質保証」、「Ⅱ. グロー

バル人材の育成」、「Ⅲ. 地域再生の核となる大学、地域人材育成への施策」、「Ⅳ. 産業界など多様な主体、国内外の大学等と連携した教育研究」として事業計画を立案し、自己点検・評価を行った。事業報告書は大学ホームページ上に公開している（資料10-7）。

平成27年度の事業計画は、平成26年8月に策定した『中期行動計画』に沿って立案した。ここでは、通常業務計画と以下の行動計画とを分けて立案しており、さらに重点推進事項の進捗状況が把握しやすいものとなっている。

#### ＜中期行動計画＞

- I. 大学教育の質的転換・質の向上と保証
- II. グローバル人材の育成—異文化理解と日本文化発信能力の養成
- III. 地域再生の核となる大学、地域貢献人材育成
- IV. 産業界など多様な主体、国内外の大学等と連携した教育研究
- V. 研究推進・国際化推進
- VI. 組織・運営基盤の強化

情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応については、本学は、自己点検・評価の結果以外にも、「学校法人皇學館情報公開規程」に基づき、大学の諸活動を主として大学ホームページや学園報を通じて公表し、受験生を含む社会一般に対して説明責任を果たすことに努めている（資料10-8）。

具体的には、大学ホームページに本学の沿革や理念を掲載し教育研究上の目的を公表するとともに、教育機構や事務組織といった教育研究上の基本組織を公開している（資料10-9）。また、予算・決算といった財務関係書類も同様に大学ホームページで公表している（資料10-7）。その他にも、教員の研究教育業績、シラバス、3つのポリシー等、「学校教育法施行規則」第172条の2で公開が義務づけられている項目や事業計画書、事業報告書も大学ホームページで公開している（資料10-7、資料10-9）。なお、財務関係書類ならびに事業計画書と事業報告書については事務局にて閲覧が可能となっている（資料10-8第2条）。

同規程では情報公開請求に関する手続きも定めている。情報公開請求があった場合には、同規程第4条の各号に該当すると学校法人理事長が認める場合を除いては原則として情報を公開することとなっている（資料10-8 第3条～第7条）。

#### （2）内部質保証に関するシステムを整備しているか。

内部質保証の方針と手続きの明確化については、平成27年度、本学は、教学運営会議ならびに学校法人皇學館常勤理事会における審議・検討の結果、「学校法人皇學館自己点検・評価規程」を改定することで内部質保証に関するシステムを規程化した。すなわち、同規程に第4条第2項を追加することにより「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」を定め、これにより日常的な内部質保証の方針と手続きを定めることとした（資料10-2 第4条第2項）。

本学における内部質保証の方針はP D C Aサイクルを通じて教育研究の改善・向上を図るものである。とりわけ、P D C Aサイクル期間が終了する際には目標・計画の達成度を評価し、これを次期の目標・計画の策定に生かすことを義務化している（資料10-10 第2

条)。

同要綱では、P D C Aサイクルの種類として10の項目を掲げるとともに、それぞれについて実施サイクルと実施責任者等を定めている。実施責任者によって行われた点検は質保証・質向上委員会に報告された後、委員会の議を経て委員長によって評価が行われ年次報告書または事業報告書として取りまとめられる。この年次報告書または事業報告書は教学運営会議、理事会、評議員会に提出され、学外にも公表される(資料10-10 第10条～第12条)。

内部質保証を掌る組織の整備については、「皇學館大学質保証・質向上委員会規程」にもとづいて、平成27年10月に内部質保証を掌る組織として質保証・質向上委員会を設置した。

本委員会は、学長をはじめ各学部長、学生部長、教育開発センター長、研究開発推進センター長ならびに大学事務局長、大学事務局総務部長、学生支援部長、大学事務局企画部長、そして、その他学長が必要と認めた者によって構成される。学長を委員長とし、副委員長には副学長を充てることとしている(資料10-11 第2条)。

本委員会は、内部質保証システムを効果的に運用するための評価方針や点検・評価項目を定めることその他に、実施責任者から提出された報告書を審議し、年次報告書または事業報告書として取りまとめることを任務としている(資料10-11 第5条、第6条)。

自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立については、自己点検・評価を改革・改善に繋げる際は、大学基準協会による認証評価をサイクルとした点検・評価については全学自己点検・評価委員会、教育研究自己点検・評価委員会、管理運営自己点検・評価委員会が中心となって実施する。一方、内部質保証として行われる点検・評価については質保証・質向上委員会が中心となって実施する。

このように本学の自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムは大きく2系統に分かれているが、いずれの委員会にも学長が主要な構成員となっていることから明らかな通り、学長がリーダーシップを発揮する体制となっている(資料10-2、資料10-3、資料10-4、資料10-5、資料10-10)。

構成員のコンプライアンス(法令・モラルの遵守)意識の徹底については、学校法人皇學館が定める「学校法人皇學館コンプライアンス規程」にもとづいて、健全で適正な運営と社会的信頼の維持に資する事を目的として、コンプライアンスに係る体制の確立及び推進を図っている(資料10-12)。また、学校法人と協調して大学としても「皇學館大学での研究活動における不正行為防止等に関する規程」を設け、学長を最高管理責任者、事務局長を統括管理責任者とするコンプライアンス推進体制を構築している(資料10-13)。加えて、学校法人には、法令違反が生じた場合やまさに生じようとする場合に備えて、早期発見や是正を図るために「学校法人皇學館公益通報に関する規程」を定めている(資料10-14)。

上記の規程および体制の整備に加えて、構成員のコンプライアンス意識の徹底を図るために、平成26年度にはコンプライアンス遵守のためのF D・S D活動への参加を奨励し、本学からは28名がこれに出席した。このF D・S D活動は、当年の幹事校である本学の企画によって三重県内の私立高等教育機関が加盟しているコンソーシアム三重が主催したもので、公的研究費の不正使用や研究上の不正行為等の基準等をテーマとするものであった(資料10-15)。

**（3）内部質保証システムを適切に機能させているか。**

本学は、平成27年度以降は「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に基づき内部質保証システムを適切に運用することとしている。しかしながら、同要綱が策定された平成27年度以前も組織レベル・個人レベルで内部質保証システムを実質的に機能させてきた。

組織レベルでは、授業レベル、プログラムレベル、大学レベルのそれぞれにおいて点検・評価活動を実施してきた。まず、授業レベルでは、 Semesterごとに授業評価アンケートを実施している。集計結果は、授業改善の資料として活用することを目的に各教員にフィードバックされる。また、特に課題の見られる授業については、担当教員に対して、教務担当学部長・教育開発センター長の連名による「改善依頼通知書」を送付して改善を促している。特に問題のある教員に関しては、全学部共通科目については教務担当学部長・教育開発センター長の、各学科専門科目については各学部長・教育開発センター長の2名による面談を行い、改善を促している。

次に、プログラムレベルでは、日常的な毎年度のプログラム運営上の点検・評価について、各学科、各課程委員会、教務委員会、教育開発センターが中心となってこれに当たっている。このプログラムレベルの自己点検・見直しについては、各学科や各種課程委員会が独自に行う場合と各学科、各種課程委員会、教務委員会、教育開発センターが連携して行う場合がある。

そして、大学レベルでは、事業計画の立案・評価について事業の進捗状況を各担当部局が自己評価し、それを大学執行部が点検・修正したうえで、最終的に理事会が承認するという仕組みが整備されている。さらには、平成26年度に具体的施策やその責任者・担当部局を含んだ『中期行動計画』を定めて、これにもとづく自己点検・評価活動に着手した（資料10-16）。

また、個人レベルでは、各教員に対しては毎年度当初に「教育・研究計画書」の提出を義務づけることで当該年度の教育活動・研究活動に対する意識付けを図っている。加えて、年度末には「教育・研究報告書」の提出を義務づけており、これによって各教員は当該年度の教育活動・研究活動の成果及び達成状況を自己評価することが可能となる（資料10-17、資料10-18）。この他にも、教員は、Semesterごとに行われる授業評価アンケートの結果に対してコメントを記述することが求められており、自己の教育活動についての点検・評価の機会となっている。

教育研究活動のデータ・ベース化の推進について本学では、平成17年度に導入した「研究教育業績データベースシステム」を教員人事にあたって利用してきたが、平成27年9月より新たなシステムを導入した。新たなシステムは従来と同様に教員人事に際して利用されるが、それに加えて「教育・研究報告書」を作成することがシステム化されるなどの改良によって、教員が自らの教育研究活動を点検・評価することも容易となった（資料10-19）。

学外者の意見の反映について本学では、「学校法人皇學館全学自己点検・評価委員会規程」第2条第5項を受けて定められる「皇學館大学外部評価委員会内規」を根拠とする外部評価委員会を設け、教育研究活動等に対する学外者の意見を検証し、改善と活性化を図ることとしている。

外部評価委員会は学外委員と学内委員とによって構成される。学外委員若干名（5名以

内)と学内委員2名はともに学長によって選考され、学長が委員長に就くとされている。委員会では、学長の要請により本学の教育研究活動の改善と活性化に資する事項を評価項目として質疑ならびに評価が行われる。その結果は公表することとなっている(資料10-20)。

「皇學館大学外部評価委員会内規」は平成22年7月に制定されていたものの、これまでは外部評価委員会の開催実績を有さなかった。しかしながら、平成27年6月に第1回外部評価委員を開催し、今後も毎年度開催することが確認された。なお、平成27年度の外部評価委員には、伊勢商工会議所会頭、株式会社三重銀総研副社長、三重県教育委員会教育長、鈴鹿医療科学大学学長にご就任いただき、産学官から広い視座で評価・意見を得ている(資料10-21)。

また、外部評価委員会とは別に、平成25年度より伊勢市や地元金融機関等から教育課程に関しての意見を積極的に聴取し、改革・改善に活用している(資料10-22、資料10-23)。

大学基準協会による前回の認証評価以後の本学の対応は以下の通りである。すなわち、本学は、平成21年度に大学基準協会による認証評価を受け、平成22年3月12日付けで同協会の定める大学基準に「適合」しているとの認定を受けた。認証評価の結果は直ちに全学自己点検評価委員会、教育研究・自己点検委員会、管理運営自己点検・評価委員会に報告された。報告にあたっては、認証評価の際に助言された14項目についても報告された。その際、翌年度以後に助言項目に対する改善策の原案を各担当において検討・立案し、それらを全学自己点検評価委員会が取りまとめたうえで大学基準協会に報告するとともに、改善策の実施に向けて学内で調整を行うことを確認した。この確認にもとづいて、平成23年度以後、助言された14項目について、全学自己点検・評価委員会等で継続的に改善方策を審議・検討した。その結果は、平成25年7月に「改善報告書」として取りまとめ、大学基準協会に提出した。

## 2. 点検・評価

### ●基準10の充足状況

本学は、大学の諸活動の点検・評価について、全学自己点検・評価委員会が中心となり7年を周期として行い、その結果である自己点検・評価報告書等も公表している。それに加えて、事業計画を軸とした自己点検・評価活動を毎年度実施することを通じて本学の諸活動の水準を維持・向上させることを図っている。

内部質保証に関するシステムについては、方針・手続き、組織、改革・改善に繋げるシステム、コンプライアンス意識の徹底のいずれにおいても、近年、規程の整備が行われたところである。

実態として内部質保証システムを適切に機能させているかについてであるが、自己点検・評価活動の組織レベル・個人レベルでの実施については従来から定期的を実施してきた実績を有する。また、教育研究活動のデータ・ベース化については平成27年9月より一層の充実が図られることとなった。学外からの意見の反映についても、平成25年度より学外者からの意見聴取を行ってきたとともに、平成27年6月には外部評価委員会を開催した。加えて、認証評価機関等からの指摘事項に対しては誠実かつ着実に対応している。

以上のことから、おおむね基準を充足している。

### ①効果が上がっている事項

内部質保証システムの整備により点検・評価、改善活動について『中期行動計画』達成評価を核として各種評価の連関が強化されることとなった。それと同時に、『中期行動計画』の進捗状況の中間チェックが学長のリーダーシップのもと開始されることとなった（資料10-24）。

### ②改善すべき事項

今後もコンプライアンス遵守をテーマとしたFD・SD活動を定期的に行う必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

内部質保証システムを適切に機能させるために、皇學館大学質保証・質向上委員会によって同システムの運用実績を蓄積する。それにより内部質保証システム自体に課題が発見された場合には、質保証・質向上委員会が中心となって修正を行う。

### ②改善すべき事項

FD活動については教育開発センターが、SD活動については総務部人事担当が中心となって、外部団体によって主催されるコンプライアンス遵守に関するFD・SD活動についての情報収集ならびに構成員に対する情報提供および積極的な参加の奨励を行う。また、同様の活動を本学独自に企画し、構成員に対するFD・SD活動として実施する。

## 4. 根拠資料

- 10-1 皇學館大学学則（既出（1-1））
- 10-2 学校法人皇學館自己点検・評価規程（既出（1-18））
- 10-3 学校法人皇學館全学自己点検・評価委員会規程（既出（2-13））
- 10-4 学校法人皇學館教育研究自己点検・評価委員会規程（既出（2-14））
- 10-5 学校法人皇學館管理運営自己点検・評価委員会規程（既出（2-15））
- 10-6 大学ホームページ（大学基準（自己点検、評価報告書））  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/about/p09.php>
- 10-7 大学ホームページ（IR情報）  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/about/p04.php>
- 10-8 学校法人皇學館情報公開規程
- 10-9 大学ホームページ（大学概要）（既出（1-9））  
<http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/about>
- 10-10 皇學館大学内部質保証システム実施要綱（既出（1-19））
- 10-11 皇學館大学質保証・質向上委員会規程（既出（1-23））
- 10-12 学校法人皇學館コンプライアンス規程
- 10-13 皇學館大学での研究活動における不正行為防止等に関する規程（既出（7-21））
- 10-14 学校法人皇學館公益通報に関する規程

## 第10章 内部質保証

- 10-15 「公的研究費ガイドラインに関するコンプライアンス研修」開催要項(既出(7-22))
- 10-16 皇學館大学将来ビジョン140中期行動計画(平成27年度～平成31年度)(既出(1-4))
- 10-17 平成27年度 教育・研究計画書(既出(3-41))
- 10-18 平成26年度 教育・研究報告書(既出(3-42))
- 10-19 研究教育業績システム一般利用者向けマニュアル
- 10-20 皇學館大学外部評価委員会内規
- 10-21 平成27年度 皇學館大学外部評価委員会議事録
- 10-22 平成26年度 第1回伊勢市と皇學館大学との包括連携協定に基づく定期連絡会議議事録
- 10-23 皇學館大学学部教育課程の質的転換に関わる産業界等との連絡協議会議議事録
- 10-24 平成27年度 第8回教学運営会議議事録



# III 終章

## 終章

皇學館大学 学長 清水 潔

### 1. 大学全体の理念・目的、教育目標の達成状況

このたびの「自己点検・評価報告書」の作成にあたって、各章ごとにその「現状の説明」「点検・評価」「充足状況」及び「効果の上がっている事項」「改善すべき事項」、さらにその「将来に向けた発展方策」について記述してきた。

理念・目的に関しては、賀陽宮邦憲王令旨の「皇国ノ道義ヲ講ジ、皇国ノ文学ヲ修メ、之ヲ實際ニ運用セシメ、以テ倫常ヲ厚ウシ、文明ヲ補ハントスルニ在リ」という建学の精神、大学学則第1条の「わが国民族の歴史と伝統とに基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命とする」という教育研究上の目的に従って、教育研究活動を展開している。前章まで述べてきたように、大学の理念・目的、大学全体の教育目標について、ほぼ達成できていると判断している。

### 2. 優先的に取り組むべき課題

ここでは、本学が解決すべき課題の中で、優先的に取り組まなければならない問題を3点挙げる。

1点目は、「学士課程における教育の質的転換・質の向上と保証」である。この点は、『中期行動計画』（平成27年度～平成31年度）に示した重点目標「I. 大学教育の質的転換・質の向上と保証」と関連する。行動計画、具体的施策については、『中期行動計画』の中で詳述している。

本報告書に即して具体例を挙げれば、「教育内容・方法・成果」に関して、ICT活用に加え、アクティブ・ラーニングや課題解決型学修の指導力を有する教員の比率を高める必要がある。この実現のためには、教員個人の教育力、研究力の向上は当然のこととして、教育方法に関するFD活動を、積極的かつ定期的実施していかなければならない（第4章-3）。

2点目は、「学生の受け入れ」に関して、大学院における入学者数の確保の問題である（第5章）。各研究科における在学学生数比率、入学者数比率は低い状況にあることから、根本的に対策を強化しなければならない。何よりも重要なのは大学院の魅力化であると考えますが、そのためには大学院生の進路についてもしっかりとサポート体制を構築していかなければならない。これに関連して、学位（博士）の授与件数の増加のため、一層の指導体制の充実も図らなければならない。これは、今後の大学院のあり方そのものに関わる重要な課題であると認識している。

3点目は、「管理運営」に関して、委員会の効率的な運営体制が構築できていないことが挙げられる。全学教授会においても、議事進行の効率化等、運営方法の改善を行う。あわせて、事務職員の人材育成及び能力開発のため、研修を充実させ、各分野での業務の遂行能力を一層向上させる仕組み作りをすることが重要であると考え（第9章-1）。

上記3点がすべてではなく、各章ごとに記した課題に至急対応し、PDCAサイクルを

確実に実行していくことが求められる。

### 3. 今後の展望

既述のように、本学では、『中期行動計画』（平成27年度～平成31年度）が立案されており、以下のような重点目標を置いている。

- I. 大学教育の質的転換・質の向上と保証
- II. グローバル人材の育成—異文化理解と日本文化発信能力の養成
- III. 地域再生の核となる大学、地域貢献人材育成
- IV. 産業界など多様な主体、国内外の大学等と連携した教育研究
- V. 研究推進・国際化推進
- VI. 組織・運営基盤の強化

これらの目標のもと、各部署においても行動計画・具体的施策が立案されているが、その確実な履行が重要である。「I. 大学教育の質的転換・質の向上と保証」に関しては、2でも述べたところである。本学は、平成27年10月に「内部質保証システム」を構築したが（第10章）、今後は、この「内部質保証システム」を着実に実行し、学生の学修成果の評価、教員の教育活動の評価（教員がポリシーに沿った教育をしているのかの確認）、教学マネジメントの評価を重視した自己点検・評価体制への発展・移行を図ることが肝要である。

そのためにも、3つのポリシーは常に見直しが必要で、教育を日々動かしながら、その達成度の評価がしやすいように改訂していかなければならない。今後は、一体的で実効性のある本学の3つのポリシーを策定し、一貫性のある学士課程教育を再構築することが重要である。

今後、本学においては、多様な背景を持つ高等学校卒業生だけでなく、留学生や学び直しを希望する社会人を含め、これまで以上に多様な学生を受け入れ、教育を行い、社会に送り出すことが必要になってくる。そのためには、個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立し、教育課程の体系化・構造化を行うことが必要である。そうした多様な学生の存在を前提とした大学教育の充実に向け、学長のリーダーシップの下、3つのポリシーをすべての教職員が共通に理解し、連携して取り組むとともに、その成果を実証的に把握し、不断の改善につなげる必要がある。

### 4. おわりに

現在、本学は、伊勢志摩地域における地域再構築の拠点として、未来を担う人材の育成が求められている。平成26年度に採択された「地（知）の拠点整備事業」では、地域の課題解決に向けて行動できる人材育成の教育プログラムづくりと、教育の質的転換、地域課題研究に取り組んでいる。18歳人口の減少とともに地域の抱える課題は少なくない。伊勢志摩地域の活性化は本学にとっても重要な課題である。この事業を通じてこの地域の発展にも貢献していきたい。

今後の大学づくりにおいても、賀陽宮邦憲王令旨に示された建学の精神と大学学則第1条の理念・目的を、構成員一人ひとりが常に意識することが肝要であることを述べて、本書の結びとしたい。